PRIMAFF REVIEW

農林水産政策研究所 レビュー No.1 G 2003.0

CONTENTS

侖 訪

予防原則の意義 欧州における遺伝子組換え政策の動向

プロジェクト 研究の紹介

FTA・WTOプロジェクト研究

農林水產省 農林水產政策研究所

目 次

巻頭言 必要な,わが国農業の将来像についての共通認識	山田俊男•	1
論 説 予防原則の意義 欧州における遺伝子組換え政策の動向		
プロジェクト研究の紹介 FTA・WTOプロジェクト研究	…石原清史	.15
研修報告 平成16年度経済関係企画職員研修・個別課題コース		.26
コラム 失敗学と安全・安心 韓国研究と韓流ブーム 小売店の多面的機能について	柳 京熙	.30
ブックレビュー ヨーロッパ市民の誕生 開かれたシティズンシップへ	合田素行	.32
学会報告 失敗学会第3回年次大会	.高橋祐一郎	.33
海外出張報告 タイのフルーツ輸出事情 タイのフルーツ輸出事情 ザンビアでレジリアンスについて考える 「ブルキナ・ファソ」って聞いたことある? アメリカおよびカナダにおける農業経営安定対策の運営状況に関する現地調査 オーストラリアにおける遺伝子組換え作物・食品の規制と生産状況に関する現場	櫻井武司 櫻井武司 吉井邦恒 也調査 渡部靖夫	.35 .36 .37
イングランド農業を見て山本昭夫	・田中淳志	39
平成16年度駐村研究員会議報告記録 未来志向の生産者の取組について		.40
駐村研究員だより 農家への新規参入 3年間を振り返って	石川 玲	.44
定例研究会報告要旨(第1973回~第1977回) 英国における単一支払制度導入と規制インパクト評価(吉井邦恒・久保香代子)…49/EUに 物関連規制の動向(立川雅司)…50/地域的まとまりの重層構造と協働型社会(名和田是彦) 経営権の法的内容と適用法理(河原昌一郎)…52/フランス農業基本法の見直し(伊藤正人).	51 / 中国の土地請	
特別研究会報告要旨 山村留学全国アンケート調査の分析(笹井宏益・山本光則・矢部光保・水野正己)…54 ル ISO22000 (米虫節夫)…55 / 異なる食品リスクに対する消費者の認知と姿勢(リン・フリュおける農業の多面的機能,農村開発,そして政策の動向(ジョン・ブライデン)…56 / 開発は非経済的役割(ランディ・ストリンガー・作山巧)…57 / 中国農民合作経済組織の発展に関58 / CSAを用いた循環型地域づくりの検証(宮本茂)…59 / 韓国におけるコメ再交渉以降の利(金泰坤)…60 / 食の安全と環境保全型農業にこれからどう取り組んでいくのか(佐々木陽悦策と食料需給の新動向(秦富・徐小青)…62	ーワー)…56 / Eし 金上国における農業 する研究(王東陽) 稲作農業の現状と課	Jに 美の ・・・・ 果題
研究活動一覧 (平成17年1月~3月)		.64
職員名簿		.67
最近の刊行物		.68



必要な、わが国農業の将来像について _____の共通認識



全国農業協同組合中央会 専務理事

1年間にわたる食料・農業・農村審議会企画部会の論議の大半はわが国農業の担い手をどう描くのかに費やされた。当初は「プロ農業経営」の言葉が踊り、一体「プロ」とは何か、が出発だった。さすがに途中からこの言葉は定義の仕様がなく使わなくなった。「バラマキ」という言葉も当初からの言い振りで、これはマスコミの格好の集落営農批判として今も使われている。最終的には、「認定農家」と「法人経営」、経営体としての実体を有する「集落営農」を「担い手」とし、経営安定対策の対象にする方向がまとめられたが、その規模基準のあり方等でこの秋に深刻な論議を再燃することになりそうである。

農業で食べていける農業者をつくりあげることに異論はない。そうであってこそ,後継者が育つし,創意工夫も働き,遊休地は生じず,地域の活性化もすすむ。問題はそうした 条件をつくりあげることができるかどうかである。

わが国の場合,最も担い手がいないのは水田農業であり,食べていける農業づくりの基本は,農地の規模をどう拡大するかである。果たして,規模拡大を実現できるのか。これも自明のことであるが,所有でなくて利用を拡大できればいいのであって,これまでの農水省の政策も利用の集積に全力をあげてきていた。まさにわが国の水田農業の「担い手をどうつくるか」は,「農地の利用をどう集積するか」と表裏一体なのである。

すなわち,わが国の水田農業は,アジアモンスーン下における零細分散所有という国土的制約,農地改革による自作農創設という歴史的経緯,その後の高度経済成長は離農による自立経営農家を育成できず圧倒的な兼業農家を定着させてしまったこと,あわせて生じた農業外からの土地需要は農地価格を異常に高騰させ農地を資産保有の対象としてしまったこと,等々という事実のもとに存在しているのである。こうした制約や経緯のもとで,わが国の水田農業は,とうてい新大陸での大規模経営を特徴とする米国型や,一定規模の均質な畑作経営をつくりあげてきたヨーロッパ型にはなりえないのであって,アジア型の,ないしは日本型の農業でしかありえないのである。

しかし,企画部会において,こうしたわが国水田農業の将来像についての共通認識を持った論議がなされたかどうか疑問である。

ところで,これまでの政策努力にもかかわらず,果たして担い手の中心たるべき認定農家に農地の利用集積がすすんでいるかというと残念ながら十分とはいえない。稲作中心の

経営の場合,認定農家は,6万戸程度に過ぎない。また,目標の8割まで農地の集積がすすんでいるという農水省の統計も,集積の対象となっている農家のうち,認定農家は5割に過ぎず,残り5割は市町村等が独自の基準で担い手と定めた農家である。そして,利用を集積した認定農家であっても,たとえば新潟県S市の認定農家は,15ヘクタールの経営(自作地4ヘクタール,借地11ヘクタール)で,89筆,33カ所に圃場が点在するなど,効率的な経営になっていない。だから,5ヘクタール以上に規模を拡大してもコストは低減していないのである。

こうした実態をふまえたとき,わが国の水田農業が集落を基礎に農地や水利用がなされている観点から,集落を単位に農地の利用を集積し団地的に利用する方策が最も効率的である。全国の水田集落において,担い手と目される主業農家が半数の集落で存在しないという実態からしても,集落で組合をつくり,農地の利用を団地化し,特定の農家やオペレーターに作業を委託し,補助作業は参加農家が分担する形での集落営農が有力な対策になる。コメの計画生産が必至のなかで,麦・大豆・飼料作物・野菜等の複合生産が求められるが,団地化による高品質生産や,作業の分担からしても集落営農は有効である。形は多様であるが,機械の共同利用からはじまって,特定農業団体や法人化へと発展している集落営農も多くなっている。

もちろん,認定農家等の個別経営を否定するものではない。やる気のある多くの認定農家が存在していることも事実である。しかし,農地の団地的な利用が出来ないため,作業の受託も含めてこれ以上規模拡大できなくなっている事例も多くなっているのである。

今回の論議で,われわれ JA グループは,「農地利用・農村整備計画」づくりを政策提案した。それは,集落での合意のもとに,農地を農地として団地的に利用する地域,新規就農者や家庭菜園用に利用する地域,分家等集落に隣接し転用できる地域に分けて考えていこうというものである。今回,農業経営基盤強化促進法を改正し,集落を基礎とした農用地利用改善団体による農地利用調整機能を強化することとなったが,これらを活用して,地域の話し合いの中で「農地利用・農村整備計画」を策定していくことも一つの有力な方策ではある。

今後,農地の社会的公共的な利用を基本に,農業振興地域と都市計画地域との調整も含めて,改めて,「農地を農地として利用する」仕組みをしっかりとつくれるのかどうか,このために必要な農地制度をどう見直すのか,政策のあり方はひとえにここにかかっているといえよう。

地域農業に根ざす JA グループにとっても,地域農業の担い手の育成は,緊急かつ最大の課題である。現在, JA は,米政策改革の推進と関連させて,「地域水田農業ビジョン」の策定と実践に取り組み,地域ごとの集落営農づくりなど,担い手の育成とそれら担い手への農地利用の集積に取り組んでいるところであるが,この取り組みをさらに徹底するため,全国の JA に専任の担い手対策室を設置し,目標を持った取り組みをすすめることとしている。

2



予防原則の意義

藤岡 典夫

1.はじめに

予防原則 (precautionary principle)¹¹) は,環境に対する侵害の回避・予防が,事後の回復や除去よりも優先するとの考え方であり,今日,環境政策において相当な地位を確立してきたといえるが,その内容・意味について統一的合意はない状況にある。

本稿は、予防原則について、主に法的な論議を整理するとともに、EUと米国の考え方の比較ならびにEU自身の考え方の変化という視点からの分析を行い、今日における予防原則の概念の意義ないし地位の一端を明らかにすることを課題とする。

2. 予防原則の発展の経緯と意義

(1) 予防原則の起源 ドイツ行政法における事前配慮原則

予防原則の起源は,ドイツ環境行政法上の「事前配慮原則」(Vorsorgeprinzip)であるといわれる²)。環境行政法は,もともと警察法の特別法として形成されてきた法領域であるが,1974年の連邦イミシオン防止法の制定により,環境規制は警察法から独立した法制度となったとされる。この法律の規定中に事前配慮(Vorsorge)という用語が用いられ,さらに,1976年の連邦政府の環境報告書において,事前配慮原則の概念が登場した。その意味するところは,汚染排出物(イミシオン)をその排出源において最小化するために最善の利用可能な装置技術に適合させることであり,西ドイツ政府は,酸性雨,地球温暖化および北海汚染に取り組むための政策を正当化するために Vorsorge を用いた。

警察法の考え方によれば,危険防除のための措置を行うことができる(措置を行うことが要請される)場合は,損害発生の蓋然性が確定される(因果関係連鎖が明確である)場合に限られる。これに対し,事前配慮原則の考え方では,このような危険防除に必要な十分な損害発生の蓋然性がない場合にも,環境被害や人的被害を与える可能性があるときには,このレベルの被害に対する事前配慮がなされている場合にのみ施設の建設を認めるのである。

本稿の詳細については、農林水産政策研究第8号『予防原則の意義』(平成17年3月)を参照されたい。

事前配慮原則は,環境法を警察法的な危険防除思考から解放し,環境保全のために,環境を汚染する事業活動への行政の規制を拡大させる機能を果たした。このように,事前配慮原則は,環境保護のため行政の裁量の幅を広げ,市民の自由権(特に営業の自由)や財産権をより制限する機能を有するものであることに留意が必要である。

(2) 国際環境法における予防原則の生成の経緯

予防原則の法的な意義を把握するためには、環境保護に関する国際的な義務についての 考え方の変遷を見る必要がある。

国家は、その領域主権に基づき、条約上制限がない限り、その領域をいかなる目的のために利用するかを自由に決定することができるが、自国領域内で他国の権利を侵害しないための一般的な注意義務を負う。これは、領域使用管理責任の原則と呼ばれ、トレイル溶鉱所事件の判決(1941 年)で認められた。領域使用管理責任の原則は、1972 年のストックホルム人間環境宣言の第 21 原則によって、他国の環境のみならず、国際公域(公海、宇宙空間等)の環境も含むものに一般化された。これにより定式化された環境損害防止義務は、その後、海洋、大気、オゾン層といった国家領域を超えた地球環境の保護に関する多数の条約において確認され、一般に「(未然)防止原則」(preventive principle)と呼ばれる。これは、科学的に特定された因果関係・予見可能性・相当の注意義務といった要素から成り、その違反に対しては国家責任法が適用される。

しかし、こうした地球環境問題は、加害者・被害者の特定および因果関係の確定が困難であるほか、損害の累積性、回復不可能性、将来世代への甚大な悪影響の可能性があり、失われる法益が賠償で償える性格のものではない。それゆえ、賠償責任を問うというよりは、環境破壊それ自体を防止することが重要だという認識が高まり、前述の西ドイツの事前配慮原則の考え方を基に、防止原則とは別に、予防原則(precautionary principle)が提唱されることとなった。予防原則は、1993年のEU条約(マーストリヒト条約)130r条2項において、ECの環境政策の原則として防止原則とは区別して明記され、さらに、1992年の「環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言」(リオ宣言)の第15原則に「環境を保護するため、予防的アプローチは、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。重大または回復不可能な損害の恐れがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」という表現が書き込まれ(ただし、「予防原則」との用語でないことに注意)、1992年の生物多様性条約、気候変動枠組み条約等、類似の規定を含む国際条約が次々と生まれた。

(3) 予防原則の性格および法規範性に関する論議

1) 予防原則の定義・性格

このように,多数の条約や文書において予防原則が現れているとは言っても,これらの 規定は抽象的であり,その定義,適用要件や効果について,統一的な理解があるわけでは ない。

定義については,リオ宣言の表現のほか,たとえば「ある行為が環境に有害な結果をもたらすかもしれない強い疑いがある場合には,因果関係を明白に示す科学的証拠が入手可能になるまで待つよりは,手遅れになる前に行動を起こす方が良い。」ということ,それゆえ,「たとえ因果関係が入手可能な科学的証拠に基づき明白に確立され得ないとしても,損害を防止する行動を正当化する。」ものである,というように説明されるが(3),これらの定義もさほど明確なものではない。

効果については,立証責任の転換,つまり,問題となりうる活動を行う者が環境損害が全く生じないことを証明することを要求する,ということに言及する論者もあるが,これを予防原則の一般的な効果とすることには疑問とする考え方も多い。多数の学説の理解によれば,予見可能で科学的に証明された危険の回避を求めるのが防止原則であるのに対し,予防原則は危険の存在が科学的に基礎づけられてなくてもその回避を要求する原則であり,防止的な行動が要求される事前に必要な証明の基準をより低めることがその主要な効果である4)。

2) 予防原則の法規範性

予防原則が、慣習国際法上の原則であるかどうかについては賛否両論がある。

判例では、ガブチコボ・ナジマロシュ事件(1997年国際司法裁判所)、ミナミマグロ事件(1999年国際海洋法裁判所)、ジョホール海峡埋立事件(2003年国際海洋法裁判所)等において、予防原則が争点となったが、結果的に明確な判断は示されていない。環境問題というよりはむしろ食品安全問題であるが、WTOホルモン牛肉事件の上級委員会報告(1998年)も、「予防原則は、…慣習国際法または一般原則として加盟国によって広く受容されたか否かは明確ではない。…我々は、国際法における予防原則の地位に関して…予防原則が少なくとも国際環境法の分野外では依然として権威ある定式化を待っていることに留意する。」(上級委員会報告、para.123)とし、予防原則の国際法上の位置づけについての明確な判断は避けた。判例・学説は、総じて予防原則の法規範性について慎重な立場であるといえ、法規範性は一般的に承認されていない。しかしながら、多くの条約にそのエッセンスが明記され、予防原則が、政策決定者や裁判所が行う条約または慣習法の解釈および適用に影響を与えるものになっていることは確かである50。

3.EU の予防原則と米国の予防的アプローチの相違

以上のように予防原則は,環境保護の分野において発展してきた概念であるが,EU が 1990 年代後半から,食品安全分野にも適用範囲を広げ,特に成長ホルモン使用牛肉や遺伝子組換え作物(GMO)の輸入規制の根拠に予防原則を援用したことを契機に,EU 対米 国間貿易紛争の焦点となってきた。

この貿易紛争の局面において,米国は予防原則の概念に反対している。しかしながら, 米国も,予防原則を表現した国際文書の代表とされるリオ宣言に賛成しているのである。 では,EUと米国の考え方は何が異なるのか,という問題意識のもとに,WTOホルモン 牛肉事件におけるEUと米国双方の主張,ならびに欧州委員会の「予防原則に関するコミュニケーション」(2000年)に基づき,EUが「予防原則」と呼んでいるものと,米国が「予防」または「予防的アプローチ」と呼んでいるものとの相違ないし争点を5項目に整理してみたのが第1表である。(なお,予防原則に関する強力な主張としてたびたび引用される1998年の環境NGOによるウィングスプレッド声明を比較対象に加えた。)

ホルモン牛肉事件にお欧州委員会の予防原則 米国の予防的アプロー(参考) 区分 いて EC が主張した予 ウィングスプレッド声 争点 明の予防原則 予防原則はリスク管理 予防原則はリスク分析 (リスク分析の枠組み リスク分析に否定的。 リスク分析の枠組み においてのみならず、の中のリスク管理に従の中で precaution が リスクアセスメント との関係 リスク評価においても 属的に位置づけられる 働く) は,予防原則の枠組み 適用される の中で考慮 適用の前提要件とし (ある程度の確実性の 潜在的な悪影響が特定 | 予備的な科学的情報の ある程度の確実性のレ されることが必要 て,ある程度の悪影響 レベルは不要) 存在が必要 ベルは不要 の確実性の必要性 適用に当たり,費用 考慮。ただし,非経済 考慮 否定 便益分析の考慮 的関心事項を含む 措置の暫定的な性格 (否定。むしろ恒久的 肯定。ただし,時間的 肯定 (否定) な措置を予防原則で正 なものではなく,科学 当化しようとした) の発展と関連 適用の効果としての ケースバイケース (否定) 転換する 立証責任の転換 国際慣習法上の原則 国際慣習法または法の 国際環境法において完 予防原則という一般的(肯定) 一般原則である。 全に自立した国際法のな原則を考えるのでは といえるか なく,状況によりさま 一般原則となった。 ざまな内容を持つ「ア プローチ」として性格 づける。

第1表 予防原則に関するEU・米国の主張の比較

この中でのポイントは,リスク分析との関係からみた相違である。リスク分析は,化学物質などの人や環境への被害のリスクの大きさを定量的に評価し,それに基づきリスクを削減する費用と削減から得られる便益とを比較衡量してリスク削減策の意思決定を行うという,主に米国で発展してきた政策手法である。

米国の考え方では,規制上の決定は通常,不確実性に直面する中で行われるのであり,「予防」は,リスク分析が本来的に有しているものである。つまり,予防は,リスク分析という科学ベースの枠組みの中で取られるものである。米国は,こうした対応は「予防原則」という必要はなく,「予防的アプローチ」であるとしている。

一方, EU の予防原則のとらえ方は,ホルモン牛肉事件におけるものと,その後の欧州委員会「予防原則に関するコミュニケーション」におけるものとではかなり変化しているように思われる。

注.各主張に係る文書を基に筆者が整理・作成した.必ずしも明確でないところについては,筆者が推定し,()書きとした.

まず,ホルモン牛肉事件における主張を見てみよう。SPS 協定(衛生植物検疫の適用に関する協定)は,衛生植物検疫措置を科学的原則に基づいてとること(2条2項),および適切なリスク評価に基づいてとることを要求する(5条1項)。ただし,科学的証拠が不十分な場合には一定の条件の下に暫定的に SPS 措置をとることができる,とも規定する(5条7項)。この事件において, EC^{6} は,科学的証拠・リスク評価が十分でない自らの輸入禁止措置の正当化の根拠として,第5条7項を援用せず,予防原則が適用されることによって EC の措置は第5条1項に適合する,と主張した。これは,予防原則そのものを根拠に,措置の恒久的な正当化を意図したものである。

一方,欧州委員会「予防原則に関するコミュニケーション」では,予防原則を,リスク分析の範囲内でとられるリスク管理の一つのオプションであるとした。これは,予防原則をリスク分析という科学ベースの枠組みに位置づけた,と理解される。

このように,欧州委員会「予防原則に関するコミュニケーション」の予防原則は,ホルモン牛肉事件において主張したものに比べて,米国の予防的アプローチの考え方に接近しており,環境保護グループは,こうした EU の考え方に失望したと評されている。

こうしたリスク分析の枠組みの中で予防原則をとらえる EU の考え方には,ホルモン牛肉事件で自身の主張が認められなかったことのほか,食品のリスク分析に関するコーデックス委員会での論議において,リスク分析に固有の「予防」とは別の「予防原則」は認められていないこど⁷⁾,並行して OECD や G8 サミットでも,食品安全政策は科学的リスク分析を基本原則とすることが確認されてきたこと,の影響があると思われる。

4.おわりに

(1)もともと予防原則が生成発展してきた環境保護分野と、1990年代後半以降に関係してきた食品安全分野との状況の相違について触れておきたい。食品安全分野に関しては、コーデックス委員会、OECD等での食品安全性における論議を通じて、科学原則またはリスク分析手法が政策決定の基本原則とされてきたが、環境保護分野では同様の政策原則が確立されたわけではない。また、WTO協定中で科学原則のルールを定めているのは食品安全措置を含む衛生植物検疫措置に適用される SPS協定だけであり、環境保護のための措置を規律する TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)およびGATTにおいてはそのようなルールは定められていない。さらに、地球温暖化のような地球環境問題と食品安全分野とでは科学的不確実性の程度に大きな差がある。地球環境問題には加害者や被害者の特定の困難性、因果関係の特定の困難性、回復不可能性、影響の長期性(次世代への影響)等の特徴があることが予防原則生成・発展の背景にあるが、これらの特徴は食品安全分野には必ずしもそのまま当てはまらない。環境分野ではこうした背景のもとで予防原則に関する論議、国家実行および条約のかなりの蓄積が存在し、このことはホルモン牛肉事件における上級委員会報告の「予防原則が少なくとも国際環境法の分野外では依然と

- して権威ある定式化を待っている」(下線は筆者)という表現にも表れている。これらのことから、環境分野(特に地球環境問題)と、食品安全分野とでは、予防原則の規範的地位および内容において区別する必要があると思われる。
- (2) オーストラリアやカナダにおいては,国際貿易の文脈では予防原則に反対ないし 消極的でありながら,国内環境政策の文脈では予防原則に積極的な姿勢が見受けられる。各国の予防原則に関するポジションを見るにあたって,こうした対内向けと 対外向けとの姿勢の使い分けにも留意する必要があろう。
- (3) EU が自らの域内だけでなく世界的に予防原則を広めようとする動機としては, 他国に同様の環境基準を採用させることによる域内産業の競争力の維持という経済 的な動機もあるものと推測される。
- (4)最近の GMO 紛争にも見られるように,環境・食品安全に係る米・欧間の対立の 背景に,予防原則に関する考え方の相違が依然として存在している。今後とも,環 境保護および食品安全政策において,この概念の持つ意味および影響力に注目すべ きであろう。
- 注(1)「予防原則」(precautionary principle)のほか、「予防的アプローチ (precautionary approach)」「予防的措置 (precautionary measures)」「予防 (precaution)」という表現も多く使われている。学説上、「原則」と「アプローチ」に明確な区別があるわけではないが、「アプローチ」は「原則」よりも制限的でなく、柔軟性があると一般に考えられることを背景に、米国は「予防的アプローチ」を、EU 法は一般に「予防原則」を使い、グローバルな条約は、「予防的アプローチ」または「予防的措置」を使っていることが多い。 Birnie、P. W. and A. E. Boyle (2002) *International Law and the Environment, Second Edition*. p.116.
 - (2) 事前配慮原則については,主に以下の文献による。山下龍一(1991)「西ドイツ環境法における事前配慮原則(一)(二)」『法学論叢』129 巻第 4 号・第 6 号。勢一智子(2000)「ドイツ環境法原則の発展経緯分析」『西南学院大学法学論集』32 巻 2 ・ 3 合併号。首藤重幸(2002)「ドイツ原子力法における原子力発電所の認可と拒否裁量」,佐藤英善・首藤重幸編『行政法と租税法の課題と展望』,204・205 ページ。Jordan, A. (2001) The Precautionary Principle in the EU", in Tim O'Riordan, James Cameron and Andrew Jordan (eds.), Reinterpreting the Precautionary Principle.
 - (3) Jans, J. H. (2000) European Environmental Law. p.33.
 - (4) 各学説については,堀口健夫(2002)「予防原則の規範的意義」『国際関係論研究』18,兼原敦子(1994)「地球環境保護条約における損害予防の法理」『国際法外交雑誌』93 巻 3 ・ 4 号,および Birnie and Boyle, *op. cit.*, p.117 参照。
 - (5) Birnie and Boyle, op. cit., p.119.
 - (6) 国際法人格を有し、紛争当事者となるのは、今日においても EU ではなく、EC (European Community) である。
 - (7) 2003 年 6 月 ~ 7 月に開催されたコーデックス委員会総会において,食品リスク分析の作業原則(コーデックス内部向け)が採択され,「予防的措置はリスク分析の固有の要素である。」とされた。



欧州における 遺伝子組換え政策の動向

立川 雅司

1.EU における新規則の制定

1998年以降,遺伝子組換え作物 (GMO) の新たな認可を凍結してきた EU では,2003年7月に2つの新しい規則,すなわち「食品・飼料規則」(EU Regulation No.1829/2003)と「表示・トレーサビリティ規則」(EU Regulation No.1830/2003)を制定した(2004年4月18日施)。

このうち「食品・飼料規則」は,食品ないし飼料として利用される GMO の認可手続きを定めるものであり,また表示義務対象の品目,表示の例外規程等を定めるものである。従来は,GMO 関連の食品に関しては「新規食品規則(Regulation on Novel Foods and Novel Food Ingredients of 27 January 1997, Regulation 258/97)」のもとで規制されてきたものの,GMO 飼料に関しては特別の規制が用意されていなかった。しかし,食品と飼料がフードチェーンにおいて相互に明確に分離できないことを示すアメリカのスターリンク事件などの教訓に照らし,両者に関する規制を1本化し,共通の認可手続きを定めることになった。また認可に関しては10年間の期限が設定され,認可延長のためには,再申請が必要とされている。新規則においては,最終製品に DNA を含むか否かに関わらず,GMO から製造された食品・飼料に表示義務が課されている。表示が免除されるのは,非意図的な混入率が0.9%未満の場合である。また欧州食品安全機関が安全性を評価したものであれば,欧州委員会で未認可であっても,0.5%までの混入率は許容される(ただし,3年間の期限付きであり,その後見直しされることになっている)。

また上記食品・飼料規則と共に制定された「表示・トレーサビリティ規則」により,事業者は,GMOの種別についての記録をフードチェーンの全ての段階で5年間保持することが求められることとなった。トレーサビリティによるGMO種別の表示システムは,OECDで開発されたユニーク・コードを準用することになっている。なお,トレーサビリティ・システムに代わるような,製品特定を可能とするロット・ナンバリング・システムを事業者が有している場合には,トレーサビリティ・システムの導入は免除される。

本稿の詳細については,農林水産政策研究第8号『欧州における遺伝子組換え政策の動向』(平成17年3月),および「EU加盟国における遺伝子組換え作物と非組換え作物との共存方策の動向」((独)農業生物資源研究所研究資料へ投稿中)を参照されたい。

2. 認可再開と共存方策への論点シフト

こうして制度的環境が整備されたことを受けて,欧州委員会はゆっくりとではあるが,GMOの認可を再開しはじめた。認可再開の最初のケースとなったのは,2004年5月19日のSyngenta社のBtスウィートコーン(Event名:Bt11)に対する加工・輸入認可の決定である。これにより,1998年以来5年以上にわたって続いてきた認可凍結がようやく解除されたのである。続いて7月には,除草剤耐性トウモロコシ(NK603)も認可された。

また 2004 年 9 月には,すでにモラトリアム以前から認可されていた Bt トウモロコシ (MON810)関連の 17 品種の種子について,欧州共通種子カタログに登載することで,域 内での流通・商業栽培が認められた。このように EU 域内において,GMO 栽培が現実味 を帯びる中で,2003 年頃から共存方策の策定が重要な懸案事項となってきた。それまで の認可をめぐる問題から,商業栽培とその際の共存方策へと論点がシフトしたのである。ここでいう共存方策とは,GMO,非 GMO,有機農業の3者が互いに共存(coexistence)でき,生産者が選択できるためのルールを指している。

この共存方策に関しては、各国の環境や農業事情が異なることから EU 全体の共通ルールを策定するのではなく、各国ごとに策定することが期待されている(欧州委員会は、そのためのガイドラインを 2003 年 7 月に公表した)。この共存方策の検討が最も進展している国は、デンマーク、ドイツ、オランダ、イタリアといった国々である。他の加盟国も現在鋭意検討中である。以下では、主にデンマークとドイツの概要を述べると共に、これらの国々で検討されている共存方策の中に見出される共通性と多様性について概観する。

3.デンマークにおける共存方策

デンマークは,世界で初めてとなる共存法「GMOの栽培等に関する法律」を 2004 年 6 月に成立させた。この共存法の主要なポイントとしては, ライセンス制, 優良生産規範の策定, 補償基金の設立などが挙げられる。以下,主な特徴点を述べる(なお,施行規則については未入手であるため,詳細は未確認である点に留意されたい)。

(1) ライセンス制

GMOの栽培および取扱いのためには、政府からライセンスを取得しなければならない。 詳細については、施行規則で定められる予定であるが、基本的には運転免許のように、定 められた講習を受けることが求められる。講習は、政府が認めた民間機関(農業者団体な どを想定)が実施するものであり、受講費用は自己負担とされている。

なお,講習には, 生産者向け(2日間コース)と 取扱業者向け(1日コース)の2 種類が用意される予定である。これらの講習を受講したのちに,修了証が発行され,この 修了証を提示しなければ,GMOの種子を購入できない仕組みになっている。

(2) 優良生産規範の策定

GMO 生産者は,政府が定めた GMO に関する優良生産規範に従って生産しなければならない。具体的な詳細は,施行規則内に規定されることになろうが,ここでは GMO 生産に当たって遵守すべき主なポイントについて述べる。

1) 近隣生産者および政府関連部局への事前通知

GMO を作付けする前に,生産者は近隣の生産者および政府関連部局に対して GMO の栽培予定を通知する必要がある。なお,近隣生産者という場合,どの程度をもって近隣とするかに関しては,栽培を予定している作物に応じて異なってくる。

また政府関連部局に通知された内容は,政府によって情報開示がなされる予定であるが, その開示の程度(生産者情報,圃場情報など)や方法については,施行細則において定め られる予定である。

2) 隔離距離

GMO を生産する場合には,慣行農法や有機農法による同種の生産物との混入を最小限 (EU 表示義務が課せられる 0.9 %)にするために,作物ごとに隔離距離が定められることになっている。施行規則において,具体的な隔離距離が設定される予定の作物は,当面デンマークにおいて栽培が見込まれるトウモロコシ,ビート,バレイショの 3 品目のみである。なお,ナタネに関してはさらに検討が必要ということで先送りされている。

なお,隔離距離については,補償との関連で,次の2種類が設定されている。

栽培隔離距離:実際に GMO 栽培する場合の隔離距離。

追加的距離: の50%をとっている。

重要なのは、補償請求が認められる生産者は、との範囲内に圃場を有している生産者に限定されているという点である。たとえば、トウモロコシの場合には、200 m、100 mとなっており、合計300 m以内の圃場に関してのみ損害補償の対象となる。逆にいえば、これらの距離を越えた農場において混入が発見され、損失が発生したとしても経済的補償の対象にはならない。

(3) 補償基金の設立

1) 設立の経緯と運営

デンマークにおける共存方策の最大の特徴は,補償基金方式を打ち出した点であろう(この方式はオランダでも採用されていく)。この補償基金の管理・運営は,食料農業漁業省内の植物局が担当する。

2) 補償基金への出資

補償基金への出資は,政府とGMO生産者が行う(開発企業や種子業者は介在しない)。GMO生産者からの拠出金は,1 ha 当たり年間100DKK(約1,800円)である。また補償基金に拠出する政府支出がどの程度になるかについては,確定的なことは分からないものの,最初の10年間はGMO作付けも少ないと想定され,大きな支出にはならないであるうと見られている。いずれにしても,この枠組みに関しては,2年間運用した実績を見

て、さらに検討や修正が加えられる予定となっている。

3) 補償対象

この基金において補償の対象およびその上限額については,次のようになっている。すなわち,収穫物の中にGMOが発見されたことによる経済的損失を受けた際,同一のまたは近縁の品種のGMOが,指定された地域内で同じ栽培期において栽培されていた場合に補償対象となる。またその補償額は,混入によって生じた販売価格の低下分やサンプリング・分析によって要した費用を上限として支払われることになっている。

以上のように,補償は一定の条件を満たした場合にのみ,しかも GMO 混入による販売価格の下落分のみを補償するというものである。また生産者に問題があった場合(隔離距離を守っていないなど)は,食料農業漁業省植物局(国内に7地域事務所を有する)が当該生産者を裁判所に訴えるなどして,損害の発生部分を当該生産者に対して要求する場合もある。このように賠償責任問題は,基本的には生産者同士ではなく,国と生産者との間で処理され,次に述べるようにドイツの考え方とは大きく異なっている。

4.ドイツにおける共存方策

ドイツにおいては, EU の環境放出指令(2001/18/EC)に対応して,国内法である「遺伝子技術法」を改正する際,共存に関する条項も盛り込まれた。この改正遺伝子技術法は,2004年ドイツ連邦議会を通過・成立し,2005年1月より施行された。

(1) 基本方策

GMO との混入を避けるために,具体的には次のような3つの方策を採ることが提案されている(以下の概要については,連邦消費者保護・食料・農業省のホームページを参照した)。

「 GMO による経済的損失を回避するために、予防的行動を取ることを義務付ける。 特に、GMO 栽培において「優良生産規範」を遵守するよう求める。

近隣の生産農家に対して正確な情報を提供するために、栽培地区の登録を行うこと。 もしも GMO の混入によって経済的損失が発生した場合には、その損失を補償する ための枠組みを用意する。」

1) 優良生産規範と予防的行動

ここで特徴点として挙げられるのは、優良生産規範を定めると共に、栽培に当たって損害を回避するために「予防的行動」を義務付けている点である。予防原則は、もともとドイツの環境法に由来するものであるが、ここで「予防」という用語を使用するという点にドイツの特徴が見受けられる。またデンマークのようなライセンス制は明記されていないものの、法律では「GMOの生産・流通にビジネスとして携わる者は、信頼性、知識、技能、装備などにおいて適性を有していることを証明しなければならない」と規定され、ライセンス制に近い発想が取られている。

2) 圃場登録

GMO 生産者は,作付けに当たって近隣生産者に事前に通知するだけでなく,政府関連部局に栽培予定を届け出る必要がある。ドイツの特徴は,これらの情報の詳細について,幅広く一般にも開示するという点である。すなわち,準公的機関のホームページ等を利用して,圃場の位置に関する具体的情報をインターネットで公開する予定とされている。

(2) 経済的損失とその補償

1) 損失の発生事由

ドイツの改正法においては、GMOの栽培に伴う経済的損失は、次の3つの場合が想定されている。すなわち、 試験栽培周辺の生産者において GMO 混入が発生した場合。この場合には、未認可の GMO となるため、販売できなくなる。 混入により GMO 表示が必要となり、販売価格が低下した場合。 混入により、「有機農産物」と表示できなくなった場合。もしくは国内法で任意表示が認められている「GM 不使用」との表示ができなくなった場合の3通りである。これらの場合において、賠償責任問題が発生することになるが、この処理方法に関する考え方に、ドイツにおける共存方策の最大の特徴が見出せる。

2) 賠償責任の考え方

改正法においては、「民法上の補償請求」として、次のような考え方が取られた。すなわち、「これまで民法上の規定においては、混入による経済的損失を扱う上で定義が十分明確になされていない点もあった。そのため改正法の中ではこれらの点を明確に定義し、法的な不確実性を排除した。その中には、『経済的損失』の定義と因果関係の立証責任のためのルールを明示したことも含まれる。というのも、複数の近隣農家がGMOを栽培している場合、誰が原因者かを必ずしも事後に確定することができないからである。改正法においては、原則として、混入をもたらした可能性のある全ての近隣農家に連帯責任(joint and several responsibility)を負わせるため、損害を被った農家は、どの近隣農家から補償を要求するかを自由に決めることができる。従って、GMOを栽培する農家たちは「経済的損失」に責任がある場合、賠償責任を負うことになる。」

要するに、経済的損失に関する賠償責任問題については、これを従来からの民法上の賠償責任に委ねると共に、混入の可能性のある全ての GMO 生産者間で連帯責任を負わせることで、経済的損失を被った生産者は任意の周辺生産者に対して、損害賠償請求を行うことができるとするものである。このように賠償責任に関しては、政府は基本的には関与せず、当事者間での民法上の処理に委ねられる。この点、デンマークとは異なる。このように GMO 生産者間に連帯責任を負わせることは、GMO 生産者に大きなリスクを負わせることになろう。

5 . 共存方策の多様性

上記の国々で検討されている内容を見ると,同じ共存方策と呼ばれているものの,国ご

とに大きく特徴が異なっていることが分かる。上記では言及できなかったオランダ,イタリアについても考慮にいれつつ,最後に EU 各国で検討されている共存方策の共通点と相違点を概観する。

まず,各国の共存方策において共通する点としては, 栽培するに際して生産者に対してライセンス制にするなどの資格要件を求める点, 優良生産規範(GAP)を制定し,それを遵守することを求める点, 近隣生産者や,場合によっては関連の行政部局に事前通告することを求める点などが挙げられる。

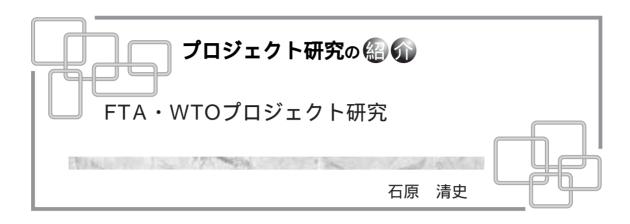
他方,すでに現段階でも,国ごとのアプローチの相違が明らかになりつつある。具体的には, 法制化により共存方策を策定するか(デンマーク,ドイツ,イタリア),自発的合意にもとづいてルールを定めるか(オランダ), 混入に伴う経済的損失が発生した場合の補償について,補償基金を設けて,そこから手当てするか(デンマーク,オランダ),あるいは生産者間同士の民法上の賠償問題として処理するか(ドイツ)といった相違が明確になりつつある。

以上の結果として、GMO 栽培を許容していこうとする共存方策(デンマーク、オランダ)と、事実上の禁止に近い共存方策(ドイツ)が生まれることになった。特にドイツにおける共存方策においては、賠償請求に関して、GMO 生産者間での連帯責任を求め、任意の生産者に対して補償を要求することを認めているが、このようなアプローチを取ることは、生産者に GMO 栽培を忌避させるものとなろう。イタリアにおいても、新たな法案においては、国レベルでは GMO 栽培を認可するものの、地方レベルでの GMO 禁止措置を容認するという仕組みになっているため、すでに数多くの自治体において出されている GMO 禁止宣言を追認するものとなっている。

このように EU 域内においても、かなり意味合いの異なった共存方策が策定されつつある。このことはその国ごとの政治的情勢や農業のもつ社会経済的位置付けによって異なってくると考えられるが、この意味で、共存方策は当該国の農業事情を映す鏡であると考えられる。デンマークやオランダは、フラットな地形で、大規模経営(畜産および穀作)が展開している。こうした条件では、隔離距離を十分取ることが可能という点から見て、共存も比較的容易と考えられる。他方、イタリアやドイツでは、条件不利地域を抱えると共に、有機農業や、地域ごとの伝統食品を保護していこうとする動き(スローフード)が注目を集めている。こうした傾向を踏まえれば、総じて大規模経営が多い国や地域ほどGMOに対して積極的であるのに対して、中小規模経営が多く、有機農業や伝統食品へのこだわりが強い国や地域において、GMO回避の傾向があるということができよう。

いずれにしても,欧州委員会では2005年末より共存方策に関する加盟国の経験をレビューし,欧州委員会としての対応を再度検討することになる。EU 加盟国における共存方策が定着するのには,いましばらく時間がかかると考えられる。

14



1 . FTA ・ WTO 交渉に対応したプロジェクト研究の推進

わが国は,平成11年からシンガポール,メキシコと相ついでFTA交渉に向けての事前検討を開始し,その後産学官共同研究会の開催を経て政府間交渉に入った。平成14年1月,シンガポールとの間で協定署名が行われ,わが国FTAの嚆矢となった。その後両国に続き,韓国やタイ,マレーシア,フィリピン等ともFTA締結に向けた作業や交渉が開始された。

一方,FTA 交渉と並行して,21世紀の貿易ルールの構築に向けて148カ国の加盟国が原則として共通のルールを決めるWTO 交渉についても,平成13年にドーハ・ラウンドが開始され進められてきた。

こうした国際交渉の結果次第ではわが国の農林水産業に大きな影響を及ぼす可能性があり、農林水産省は省を挙げて交渉に取り組んだ。農林水産政策研究所においても、研究面からこれを積極的に支援するため、平成 15 年度に国際政策部のみにとどまらず評価・食料政策部,地域振興政策部も含め総勢 21 名の所員が参加する FTA・WTO プロジェクトを立ち上げた。これだけの所員を動員したプロジェクトは、政策研設立以来もちろん初めてのことであり、政策研の前身である農業総合研究所時代を含めても、極めて大がかりな取り組みとなった。また、このプロジェクトの従来にはない特徴は、交渉相手国別にチームを編成し、交渉の進展状況に応じて行政と一体となって対応したことである。これにより、行政と情報を共有しながら、交渉のスピードに併せて必要となる成果の取りまとめを行った。

具体的には、FTAに関連しては、シンガポール、メキシコに続いて交渉の開始が見込まれた韓国およびタイに関する研究を進めた。また、WTOについては、当時交渉において発言権を強め、交渉の行方の重要な鍵を握りつつあったインド、ブラジルおよび中国を対象として各国の情勢分析を行った。さらに、国別チームとは別に計量分析チームを設置し、FTAを締結した場合のわが国農業等への影響の定量的な分析手法の検討も行った。

こうした作業は,交渉そのものが国益に直結することから,その結果を公表出来ないものも多く含まれ,その意味で学術的な成果を上げるという点では難しい面があるものの,

政策の企画・立案を行う農林水産本省に所属する政策研究機関としての政策研が,その求められる機能を果たす格好の場であったといえよう。

FTA・WTOプロジェクトは平成16年度も引き続き実施し,2年間行った。プロジェクト全体の成果は非常に多岐に渡るため,その全てを紹介することは難しいので,ここでは韓国チームの活動に絞って紹介したい。

2.日韓農業の比較分析

振り返ってみれば、日本農業と韓国農業の関係は、1980年代まではお互いそれほど大きな関心事項ではなかった。その理由は、両国とも農業は比較劣位の産業であり、農産物輸出国から輸入をいかに回避しつつ、国内農業の生産振興を図るかが重要な政策課題であったことによる。

しかし,韓国が1980年代末から農産物貿易の自由化に転じる中で,1993年2月に発足した金泳三政権は,従来の農政の大転換を図り,輸出も視野に入れた国際競争力の強化を目指した。「守る農業」から「攻めて守る農業」への転換である。対日輸出戦略も国を挙げて取り組まれた。その結果,90年代に野菜や豚肉の対日輸出が急増し,にわかに隣国韓国の農業に注目が集まることとなった。周知のように,韓国とはすでに一昨年(2003年)12月から政府間でFTA交渉が始まっており,当初の計画では2005年内の交渉の終了が予定されている。日本と韓国との経済的関係は今後より一層深まっていくことは間違いない。

韓国チームでは、平成15年度においては韓国の農業に関する基礎的データを収集整理するとともに、農業生産、農産物貿易、対日輸出等に関する文献を和文だけでなく韓国における最新の論文もサーベイした。この情報収集を通じて明らかになったことは、韓国はわが国に一番近い国でありながら、日本に韓国の農業に関するまとまった文献が極めて少ないということであった。もちろん、日本農業経済学界はじめ様々な学会誌や雑誌には、特に最近において多くの報告がなされている。しかしながら、それらの多くは特定の分野あるいは品目に関するものがほとんどであり、韓国農業全体を鳥瞰しようとする場合には十分な情報が得にくい。また、韓国農業に関するわが国の研究者によるまとまった文献としては、倉持和夫『現代韓国農業構造の変動』(御茶ノ水書房、1994)、加藤光一『韓国経済発展と小農の位相』(日本経済評論社、1998)、深川博史『市場開放下の韓国農業』(九州大学出版会、2002)等が挙げられるが、正直意外に少ないことに驚かされた。

こうした状況に鑑み、韓国チームでは、平成16年度においては韓国農業の全貌を日本と比較しながら出来るだけ把握することとし、単に短期的動向分析に終わらず、むしろ中長期的な視点で韓国農業の特性を明らかにすることに努めた。チームは所内のメンバー6人に加え所外からも3人の韓国農業専門家に客員研究員として参加頂き、7回研究会を開催した。研究会には本省国際部の担当官にも交渉の合間を縫って出席してもらい、議論に加わってもらった。本稿ではその成果の一部を紹介する。なお、ご協力頂いた客員研究員

は次の3名の方である。

坂下 昭彦 北海道大学農学部教授

深川 博史 九州大学大学院経済学研究院教授

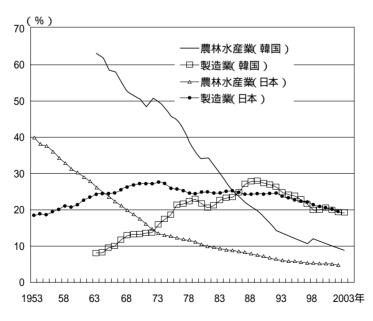
3.韓国の経済成長と農業

(1) 日本と類似した経済成長パターン

韓国経済は 1960 年代中盤から急速な成長を遂げ,成長過程を通じて農業部門の全経済に占めるシェアは徐々に縮小し,韓国は伝統的な農村国家から今や先進国の一列に並ぼうとしている。ちなみに韓国は 1996 年に OECD に加盟した。

経済全体に占める農業の付加価値の比率の推移を OECD 諸国と比較すると,日本をはじめとしてアメリカ・英国などでは 1970 年代にすでに 6 %以下となっている。一方韓国では 1970 年に約 27%と 3 割近くになるが,その後,急速にシェアを低下させ,2001 年に先進諸国よりやや高い 4.3%となっている。これはペティークラークの法則といわれ,所得の増大とともに農業部門の役割が低下していく,という多くの途上国で見られる現象である。

次に,総就業者に占める農業部門の比率を見ると,製造業の増加傾向とは対照的に,ほぼ一貫して低下しており,1986年に約24%の比率で製造業と同水準となった(第1図)。その後,1998年に一時的に上昇するが,縮小する趨勢は止まらず,2003年には8.8%になっている。



第1図 各産業の就業者比率1)

(韓国:1963~2003年,日本:1953~2002年)

資料:韓国:統計庁,日本:経済社会総合研究所. 注.1)総就業者に占める各産業部門の就業者の比率. 就業者数の比率に関して興味深い事実は,日本の動向との類似性である。日本においてもペティークラークの法則が観察され,1953年以降,農業部門の比率は一貫して減少しており,65年に製造業に追い抜かれている。このときのシェアが約24%であり,20年後に韓国で同じ現象を同じ値で見ることが出来る。これは単なる偶然ではなく,経済構造や成長パターンの日韓の相似性を強く示唆したものといえる。実際,1965年の日本の一人当たりGDPは120万円で,86年の韓国の値(126万円)とほぼ同じ水準にあり,先ほどの事実は,経済発展の水準と産業構造の相関を示すものと考えられる。

(2) 農業部門における労働生産性の向上

農業部門の付加価値や就業者シェアの低下には,労働生産性の成長が最も重要な影響を与えている。そこで労働生産性の成長を労働装備率,土地装備率,そして全要素生産性(Total Factor Productivity,以下 TFPと略す)の成長に分解して,その変動要因を考察した。推計結果から韓国農業部門の労働生産性成長は,大部分,TFP成長によって説明され,労働装備率や土地装備率の貢献は非常に小さいことが分かった。

第1表にあるように,韓国農業部門の労働生産性は,1953 ~ 2002年に年率4%で成長していた。また資本装備率の貢献は0.37%ポイントであり,土地装備率の寄与は0.55%ポイントであった。TFP成長は残る3.1%ポイントであり,労働生産性の4分の3がTFP成長によるものであったことが分かる。

第1表 韓国農林水産部門の成長会計

(年平均,%,%ポイント)

			(1 1 3 / /-	1 /0.3. 1 2 1)
年度	労働生産性 成長率	TFP成長	資本装備率 貢献	土地装備率 貢献
1953-01	4.03	2.74	0.76	0.54
1953-60	0.72	0.91	0.25	-0.44
1960-70	3.68	2.85	0.49	0.34
1970-81*1	2.76	2.05	0.74	-0.03
1981-90*1	6.26	3.49	1.11	1.65
1990-01	5.91	3.85	1.06	0.99

資料:樋口倫生(農林水産政策研究所)作成.

注(1) *1は,1980年の凶作の影響を相殺するため,1970~81年,

81~90年とした.

- (2) 労働投入量は,時間,教育水準を考慮していない.
- (3) 資本装備率貢献と土地装備率貢献は,成長率に分配率をかけた値である.

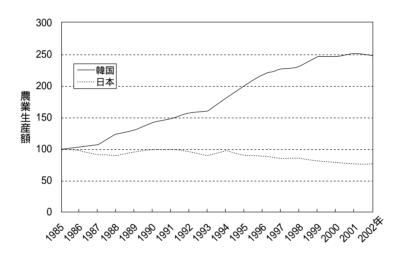
TFP 成長の要因としては,1980年代までは新品種・化学肥料などの導入による技術革新,1980年代後半からはGATTに基づいて輸入開放が行われ,国内農家に対する競争圧力が高まり,効率性が上昇したことが考えられる。したがって,韓国農業の相対的な地位は,技術進歩や効率性によって変動してきたといえる。

なお,TFP成長は,定義上土地や資本投入では説明されない部分となる。今回の推計に用いたデータ加工方法から判断すると,TFP成長には,技術進歩や天候の影響以外に

も,人的資本の増加,耕地利用率の変化などが含まれ,これらの影響によって TFP 成長の大きな比率を占めていたと考えられる。

(3) 拡大を続けてきた韓国の農業生産

すでに見たように,経済全体に占める農業の相対的地位は低下してきたものの,これは韓国経済全体が飛躍的に成長したことによるところが大きい。第2図に示されるように,韓国の農業生産は総産出額ベースで見ると,2002年に対前年0.9%減と初めて前年を割り込むまで,一貫して増加してきた。このことは,日本の農業生産額がすでに84年にピークに達し,その後は一貫して緩やかな減少を続け,2004年にはピーク時の4分の3の水準まで落ち込んだのと対照的である。その結果,韓国の総生産額の大きさは,1980年当時日本の約1割であったものが,2002年には3分の1程度の規模になっている。



第2図 日韓の農業生産額の推移(1985年=100)

資料:韓国農林部「農林水産統計年報」,農林水産省「生産農業所得統計」.

また,所得ベースで見ると,97年末のIMF経済危機(韓国通貨危機)の影響により,98年は対前年比9.4%減と大幅に落ち込んだものの,99年には経済危機前の水準に回復し,90年代後半以降は総じて横ばいないしやや減少傾向で推移している。経済危機の影響は,生産額で見る限り明確に生じなかったものの,その多くを輸入に頼る中間消費財の対ドルウォン安による価格上昇により,所得ベースの減少に反映された。その意味で,韓国農業の弱点の一面が如実に現れたものといえよう。他方,日本の農業所得は1990年にピークに達した後,減少基調で推移している。

このように 1980 年以降の日韓の金額ベースで見た農業生産は,韓国の拡大,日本の縮小という対照的な動きを示している。ただし,2000 年以降停滞傾向にあり,今後これがどう転じるのか注視する必要がある。

4.韓国の農業・農家の特徴

(1) 高い耕地利用率と稲作作付け率

韓国は日本ほどに急峻な山岳地帯が多くなく,また日本ほどには都市化による農地転用が進んでいない。このために,国土面積対比の耕地比率は日本の12.8%(2000年,以下この章において特に断りがない限り同じ)に対して韓国は19.0%と大きい。この耕地の利用について,日本では耕作放棄地が増えて利用率が93.0%と低下しているのに対して,韓国ではいまだ耕地利用が111.1%と比較的高い。耕地を水田と畑の割合で見ると,韓国の方がわずかに水田の占める面積が大きく,しかも水田稲作作付け率は,日本の67.0%に対して韓国は93.3%と相対的に高い水準を維持している。これらから,韓国ではいまだ農業に占める稲作の比重がかなり大きいことが推察される。

(2) 小数家族で高就農率

つぎに、農家について見ると、総人口対比の農家人口は8.7%と日本以下にまで低下している。この間の農村から都市への農家人口の流出が急速なだけでなく、農家人口がほぼ 払底というところまでに減少したことを示している。農家人口の減少は、スピードだけで はなく韓国農業の構造を形作る要因となっている。

農家人口とは反対に,農家戸数の総世帯数に占める比率で見ると,韓国の方が日本よりもまだまだ高い数値を示している。日本が農家戸数比率で 5.0 %であるのに対して,韓国は 9.7 %である。農家人口と農家戸数のこの逆転現象の理由は,戸当たり世帯員数の差異にある。日本では戸当たり世帯員数が 5.76 人と比較的大きいため,低い農家戸数比率にもかかわらず高い農家人口比率を維持している。これに対して,韓国は戸当たり世帯員数が 2.92 人と比較的少なく,日本とは反対に少ない農家人口にもかかわらず,相対的に多くの世帯が農村に存在している。これら少数家族で農村に存在する農家世帯の大多数は,後に示すような高齢一世代世帯であり,日本とは隔絶した韓国農村の特徴となっている。

また、この逆転現象がさらに顕著なのが、就業者総数に占める農業就業者の比率であり、韓国では1割を超えるのに対して日本では6.2%にとどまっている。日本では5.76人の平均世帯員数のうちに、教育を受ける学齢期の子供や、リタイアした高齢者が含まれている。これに対して、韓国では高齢一世代世帯が多数を占めて、生計のためにリタイアせずに農作業を続けていることから、全体としての韓国の農業就業者数を押し上げ、農業就業者比率が大きく現れていると考えられる。つまり日本のように戸当たり世帯員数が大きければ、子や孫に生計を支えられて、高齢者はリタイアすることが可能である。あるいは、リタイアせずとも補助的就労で家計を支える程度でよい。しかし、韓国のように、子供世帯が農村を離れ、残された高齢者のみの世帯となった場合には、他に頼るべき家族構成員がいない。このため、高齢者自身が独立して家計を支えるべく、就労を余儀なくされることになる。

このことには、高齢化問題や世帯員数の少なさということに加えて、兼業機会の少なさ

という韓国農業の特徴が関係している。韓国では日本と異なり農村兼業機会が少ないために、農家人口のほとんどが農業を生計維持の手段として選択せざるを得ず、農業就業者の比率が日本に比べて高く現れている。戸当たり農業就業者数は、日本の 1.67 人に対して、韓国では 1.56 人である。日本では 5.76 人の農家世帯中の 1.67 人しか農業に従事していない。これに対して、韓国では 2.91 人中の半分を超える 1.56 人が従事している。世帯のうちに占める農業就業者の割合は、韓国の方がかなり多いことになる。

これを全体として見ると、農家の農業就業者比率という数値で確認することが出来る。 農業就業者を農家人口で除した結果は、日本の 28.9 %に対して韓国は 53.6 %である。韓 国では、青壮年層の都市への流出により農家人口が高齢一世代化しており、しかも兼業機 会の乏しい農村で、農業専業となることから、いきおい高齢者の農業就業率が高くなって いる。兼業機会が確保されていれば農村にとどまることの出来た人々が、実際には都会へ 流出することから、農村へ残された農家世帯は高齢一世代世帯となる。兼業機会の確保さ れた日本では、農家構成員数が比較的多く、そのうちの農業就労者は少ない。兼業機会の 少ない韓国農村では、家族構成員数が相対的に少なく農業就労比率も高いという現象を示 している。

(3) 高い専業農家率

専・兼別農家戸数は,両国農業構造の違いを明確に示している。専業比率は日本の18.2%に対して韓国では67.1%と3倍を超える比率である。他方,韓国の兼業比率は,32.9%と日本の81.8%の半分以下である。先に示した少ない家族数と高齢化という韓国農家の特徴に,専業の多さということをもう一つ加えれば,兼業機会の少なさから青壮年が脱農せざるを得ず,その結果として高齢一世代世帯が増えたものの,その世帯も兼業機会の少なさから,農業を所得源とせざるを得ないといったパターンを描いている。高齢者であるほどに兼業の機会は限られ,高齢化と専業比率の上昇は並行している。

(4) 農家の平均像

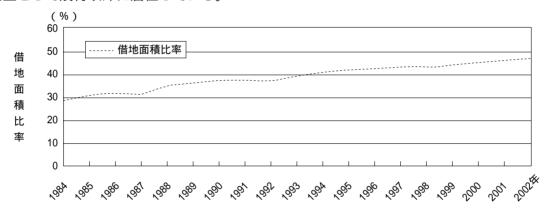
以上のように見てくると、日本と比較した場合の韓国農業の特徴は、高い水田稲作作付け率、少ない家族数、高齢化、高い専業比率、高齢者の就労、という5点に特徴づけられる。これらの5点から浮かび上がってくる平均的な農家の姿は、稲作を中心とする専業の高齢一世代世帯である。農業構造改革においても、高齢化した専業零細規模の農家世帯の対策が難しい問題となっている。こういう問題は、日本農業がかつて経験したことのない韓国農業の独特の問題である。日本の場合であれば、兼業所得を得ながら土地資産を守るという兼業農家は、三世代、あるいは二世代世帯を維持するだけの所得基盤を保持することが可能である。しかし、兼業所得に期待できない韓国では、専業世帯のみが農村にとどまり、非農業へ就労可能な青壮年は農外へ流出することから、いきおい残された家族は少数家族世帯となり、また高齢化して農業専業化せざるを得ない。こういう事情が現在の韓国農業と農村を作り上げ、また特徴づけている。

(5) 借地の進展と不在地主

第3図に示されるように,農家平均の借地面積比率は1984年以降増加している。84年には28.3%であったものが,90年には37.4%に達し2002年には47.0%まで増えた。他方,自作地比率は97年には53.0%まで低下している。

このような借地比率上昇の原因として,従来の見解は次の通りである。 離農・相続による不在地主の増加 , それを可能にする農地法不在の状況 , 90 年施行の賃貸借管理法や,それを吸収した 96 年施行の農地法が,不在地主の農地所有を認めたこと。 農村高齢化による農地経営放棄。 非農民の投機目的の農地購入 , 食糧 (地代)確保目的の非農民による農地購入。 企業による農地購入。以上のさまざまな要因である。

韓国農業の特徴の一つは,不在地主による農地賃貸借であり,農民相互間の賃貸借に加えて農民・非農民間の賃貸借が存在する。この場合,農民が借り手であり,貸し手は不在地主として農村以外に居住している。



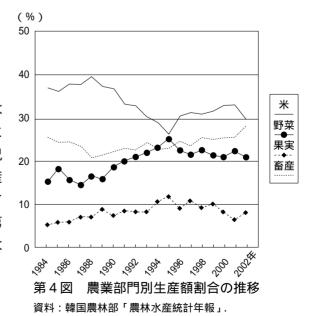
第3図 借地面積比率(農家平均)の推移

資料:韓国農林部「農家経済調査」.

5.野菜の動向

(1) 施設果菜の生産拡大

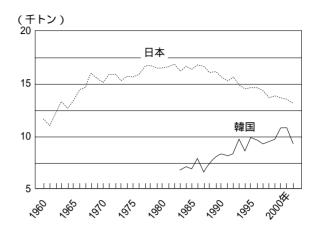
農業生産額に占める野菜部門の割合は1987年の14%から91年に20%,95年に25%と増加し、それ以降は伸び悩みの状況となっており、こうして野菜作の農業生産が、80年代後半から90年代半ばにかけて急速に高まっていることが確認できる(第4図)。果実も同様の傾向にあるが、畜産は90年代後半以降も増加傾向となっている。



1990年代後半以降野菜の生産者価格はやや低調に推移し、野菜生産額の割合は低下した。しかしながら、第5図に示したとおり、野菜生産量そのものは2001年までは引き続き増加している。日本の生産量の推移と比較すれば、80年代後半以降の野菜生産の増加傾向は、日本の60年代(高度経済成長期)の動きに近似していることが分かる。

こうした野菜生産の拡大は,農家レベルで見ても野菜作を基幹部門とする経営の割合が増加する動きとなって現れている。野菜作を販売収入の1位部門とする

て次の3点を挙げることができる。



第5図 野菜生産量の変化(韓国日本) 資料:韓国,日本『食料需給表』.

農家割合は,1985年の6.5%から2003年には20.3%へ増加している(このうち,最も伸びが大きいのが90年から95年の間である。同割合は9.8%から16.4%に増加している)。このように,韓国では1980年代以降,野菜生産量が急激に増加したが,その特徴とし

生産の拡大を支えたのは施設果菜作が主体で,中でも果実的野菜(スイカ,マクワウリ,イチゴ等)によるところが大きい。このことは趣向性の強い果実需要量の増大を 反映したものと考えられる。

施設野菜作は,近年,販売金額および耕地面積規模の中上層農家に深く浸透し,個別の施設面積規模も拡大している。こうした施設野菜作の展開は,日本以上に農業構造の変革と深く関連している。

しかし一方で 90 年代後半以降,品目別に見れば主産地を含めた多くの地域で生産者 農家が減少し収穫面積も一部の地域で減少する傾向に転換している。施設野菜作は生 産拡大期を経て過剰基調への兆しが見られる。

(2) 生鮮野菜の対日輸出と日中韓ドミノ現象

韓国の貿易収支は98年以降黒字が続いているが,農産物貿易は第2表で示すとおり, 一貫して輸入超過であり大幅な赤字となっている。林産物も農産物と同様大幅な赤字で推

第2表 韓国の貿易収支の推移

単位:100万ドル 1995 1999 2000 2001 2002 2003年 留易収支 10,061 23,933 11,787 9,341 10,345 14,990 農林畜水産物貿易収支 5.399 7.258 7.052 6.825 8.668 9.196 農産物 4,588 3,678 3,971 4,073 4,327 4,650 畜産物 1,850 1,069 1 349 837 1.535 1996 1,412 1,767 林産物 2,274 1,226 1,461 1,716 水産物 879 342 375 835 94 727

資料:韓国農林部『農林統計年報』.

移しており,水産物は2000年までは輸出超過で推移していたものの,2001年に赤字に転じている。

2003年の輸出総額に対し、農林水産物の割合は 1.5%,輸入総額に占める農林水産物の割合は 6.8%と輸出の比率よりも高くなっており、韓国は日本と同様、農産物輸入大国である。品目別輸入額を見ると、鉱工業品に混じってとうもろこし、魚介類、小麦、牛肉、大豆といった品目が輸入額の上位に位置している。最大の農産物輸入国は米国、ついで中国となっている(第3表)。一方主

第3表 主要農産物輸出入先国 (上位5カ国)の占めるシェア

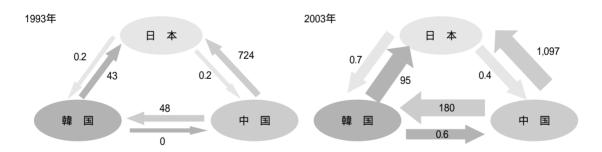
		(金額ベー	-ス2004年)
輸出先	国(%)	輸入先	国(%)
日 本	46.8	米 国	22.7
米 国	11.1	中国	19.7
中国	9.4	豪州	10.6
ロシア	5.9	ブラジル	5.2
香 港	3.5	インド	3.9

資料:韓国貿易協会ホームページ.

要な輸出国は日本,米国,中国,ロシア,香港である。

農産物貿易の中でも野菜類を取り上げてみると,韓国から日本へ輸出される生鮮野菜は 果菜類主体で,果菜類の全輸出量の9割が日本向けとされている。90年代後半から2000 年にかけ輸出量が急増,その後はパプリカを除き減少した。国内需要が少ないパプリカは, 生鮮野菜における最大の輸出品目である。

一方,日中韓3カ国間における生鮮野菜の輸出入額の推移を見ると,93年と03年を比較すると韓国から日本への輸出額は2.2倍,中国から韓国へは3.7倍となっている(第6図)。その内訳を見ると,韓国から日本へは果菜類,中国から韓国・日本へは調味菜類,根菜類の輸出が増加した。このように,日中韓3カ国において生鮮野菜が,中国 韓国日本というドミノ状の輸出が行われる現象が強まっていることが確認できる。



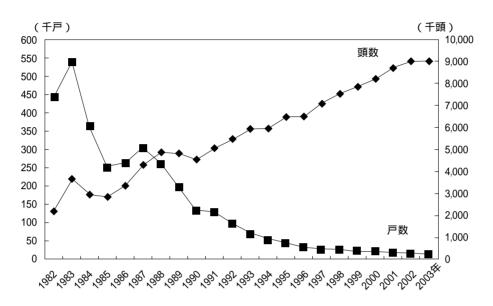
第6図 日中韓3カ国間における生鮮野菜輸出入額の推移(単位:億円)

資料:韓国貿易協会ホームページ,財務省「貿易統計」.

注.日本円への換算は,当該年次の平均為替レートで換算している.

6.急速に拡大する養豚規模

韓国の畜産部門の中でも,豚肉は最も輸出に特化した畜種である。豚の飼育頭数は218 万頭(82年)から900万頭(03年)と4倍以上増加し,農家戸数は44万戸(82年)から1.5万戸(03年)まで減少したことから,1戸当たり飼養頭数は5頭(82年)から603 頭(03年)まで増加した(第7図)。ちなみに,1980年当時韓国の1戸当たりの飼養頭数規模は日本のわずか4%程度であったが,90年には1割程度になり,2002年には半分を超えるまでになっている。



第7図 養豚の戸数・頭数の推移

資料:農林水産部「農林水産主要統計」.

豚肉の輸出は,97年の台湾の口蹄疫発生の影響により急速に伸び,00年の国内での口蹄疫が発生する直前には,年間8万トンが輸出され10年間で14倍となった。99年時点で国内生産量のうち11.4%が輸出され,輸出の97.4%が日本向けである。

このように,畜産の中でも養豚は専業化の進展が一番著しく,日本とは豚肉の消費構造が相違しているため,輸出拡大は国内にとって望ましい状況である。近年,生産体系を対日輸出に向けて再構築し,近代的な設備を備えた特定輸出業者の市場占有率も高いことから,環境さえ整えば輸出再開はすぐ出来るものと予想される。

一方,肉牛,酪農の場合,養豚とは対照的に依然として零細な生産構造をなしており, 国内の需給の不定や諸制度の未整備によってその発展に大きな期待は出来ない状況となっ ている。

(注)プロジェクトでは上記のほかに,韓国の農業政策,国際化への対応,農家経済,食料需給,食品産業等の動向, また品目別には稲作,果樹,花きについても分析を行った。これらを含め,その詳細はプロジェクト研究報告資料(近刊)を参照して頂きたい。



平成16年度経済関係企画職員研修・個別課題コース

リスクコミュニケーション入門[平成17年1月27日~2月18日]

本研修では,前半はリスクコミュニケーションを中心としたリスクアナリシスの考え方 および農林水産分野における内外の政策動向について講義形式で研修が行われました。

また後半は,リスクコミュニケーションに関する演習が行われました。具体的には,研修生がプレスリリースや住民説明資料を作成し,報告すると共に,その報告の様子をビデオ撮影し,全員の前で再生することで,作成したプレスリリースの内容だけではなく,発表時の言葉づかいや態度について講評を受けるというものです。自分の発表の姿を,客観的に見つめ直す機会が得られた非常にユニークな研修になりました。

【講義日程】

日時	講師	時間	講義内容
1月27日	西尾 健 農林水産政策研究所長) 姫田 尚(農林水産省消費・安全	30分60分	リスクコミュニケーション入門 農林水産行政におけるリスクコミュニケーションの現状と課
	局消費者情報官)	0073	題
2月2日	山田友紀子(農林水産省消費・ 安全局消費・安全政策課長)	90分	リスクアセスメントとリスクマネジメントの理論と実際
	中嶋康博 (東京大学助教授)	60分	ヨーロッパを中心とした食品安全行政の改革と日本への示唆
2月10日	木下冨雄(甲子園大学学長)	240分	リスクコミュニケーションの思想と技術
2月17日	木下冨雄(甲子園大学学長)他	240分	演習 (O157に関するプレスリリース)
2月18日	木下冨雄(甲子園大学学長)他	360分	演習 (土壌汚染に関する住民への説明)

注.2月17~18日の演習では,木下学長の他,以下の先生にご指導をいただきました(順不同).吉野絹子(神戸学院大学人文学部教授),金川智恵(甲子園大学人間文化学部教授),竹西亜古(甲子園大学人間文化学部助教授),福井誠(甲子園大学現代経営学部助教授).

見るのと体験するのはやはり違う - リスクコミュニケーション (RC) 演習を体験して -

生活技術研修館 長岡 明

「いや~, 脇で見るのと実際に自分でやってみるのとでは,何となく分かっているつもりでもかなり違いますね。」というのが最初の率直な思いであるが,感想を述べてみたい。

1.受講の目的

生活技術研修館では、消費・安全局のお力添えを得て、平成15~16年度に、都道府県の普及職員および市町村職員を対象とした「食の安全・安心」に関する研修を計3回実施した。地方公共団体職員の場合、現場に近いため住民に接する機会も多いので、RCに関する知識と技術は必須と考え、16年度はその講義と演習を取り入れたが、この分野について全く知らなかったという受講者も多く、大変に好評であった。これを受けて、17年度にもRCを主眼とした研修を予定しているが、今回の受講は、その充実を図るための知見を得ること、また、RCについての自らの理解を深めることも目的であった。

2.体験してみて

(1) 当たり前だが,自分でやらなきゃ分からない

当館でのこれまでの研修や書籍などで、RCについてある程度は見聞きし、受講者によるロールプレイングに際しては、住民役の鋭い質問に対して的確に受け答えのできる方を感心して脇から見ていた。しかし、いざ自分で体験してみると、これが簡単ではないことがよく分かった。前に出ると、あがってしまって目線や資料の持ち方まで気が回らない。

(2) ビデオで自分を見るのは嫌だが,改善の刺激になる

誰でも同じであろうが,自分が話す姿をビデオで見るのは気恥ずかしいものである。しかし,たとえば"早口"というこれまで感じていた欠点が思っていた以上であることがよく分かり,住民説明会の場でなくとも,教壇に立って話をする機会もあるので,大いに参考になった。分かっているが改善できない点も,見せられ聴かせられると,「次は何とかしなくては」という気になる。シミュレーションでなく,マスコミや住民を相手に実際に対応するとしたら,まだまだ習熟しなければならないことを痛感したが,そのきっかけがつかめたのは大きな収穫であった。

(3) 文書作成が大変

限られた時間の中で資料のポイントを読み取った上で,説得力があって,訴訟に耐え得ることまで配慮した文書を作成するのはかなり厳しい。なお,本研修をこれから受講される方に一言。パソコンは使い慣れたものがよい。キーの配置が微妙に違うと,打ち間違いばかりで時間がかかって慌ててしまい,できあがったペーパーに誤字が多くなる。

3.雑感

消費者団体や住民側もこのような研修を受講したらどうかと考えた。実際には , 事故などが起こった場合に住民側は記者会見等を行う側ではない , 行政や企業側にとって , いわば "手の内を見せる"ことになる , 住民側が時間とコストをかけて研修を自ら行うとは考えにくい , といった面もある。しかし , 関心事項についての科学的な知見を得るため勉強会を開催する消費者団体もあると聞くし , 講義の中でお話のあった , RCの眼目である「共考」と「信頼感」のためには良いことだと思うのだが。何しろ , 住民側はコミュニケーションの重要な一端を担うのであるから。

最後になるが,講師の先生方およびこのような有意義な研修を企画していただいた関係 の皆様方に感謝申し上げたい。

「リスクコミュニケーション入門」研修受講の感想について

消費・安全局農産安全管理課 島村 博子

この研修を終えて、一番実感したのは、リスクコミュニケーションでの対応を大きく誤解していたことです。職場では、「 ××に関するリスクコミュニケーションについて」と頻繁に実施報告が回覧されてくるし、現在の仕事でも実施が予定されているし、その必要性も分かっているつもりでいましたが、実際、その場に立たされると「国側の見解を説明する場」としてしか理解していなかったことでした。

2月17日,18日と甲子園大学学長木下先生のご指導の下,リスクコミュニケーション 演習に参加してみて,自分の態度,説明にそれがありありと出ているので,非常にショッ クでした。緊張していたこともありますが,視線を1回も上げず,相手に聞かせる必要の ある部分にメリハリも付けず,原稿を正確に読むことだけに専念し,表情も無表情で,問 答無用というような印象は本人が見てもコミュニケーションの内容を聞く前から相手を不 愉快にさせることは必至だと思いました。お役所言葉は一般の消費者等からはいやがられ ることは分かっていたのですが,長年?の勤務ですっかり身に付いてしまっていることも 痛感しました。

さらに、2回目の演習でも前回の指摘点が全く改善されていないことに初回より大きくショックを受けました。前回同様、対応の不手際と併せて、敷地内で地下水汚染を引き起こしたガソリンスタンドの経営会社の環境問題責任者として、近隣の農家、ビール工場経営者、地主等に対して風評被害の責任についてどう対応するかという質問に、1にも2にもまずは水質検査を実施し、その結果を見て判断すると一点張りの答えしか出来なかったことについても、ますます近隣住民との間に溝を生じさせてしまったと反省させられました。対応可能な対策については、あらゆる角度から考えておかなければならなかったし、具体的な対策が打ち出されていなくても、そのような対応も検討する余地があることを説明出来たと思いました。

「リスクコミュニケーションを行うときは,信頼性を確保するため,相手の立場に立って考え,フェアな対応をする。」簡単なようで非常に難しいことで,今後も自分にそのような対応ができるか研修を受けた今でも自信がありません。「いかに効率よく,政策(事業)を理解してもらい,実施してもらうか。」のいままでの相手に対しての仕事の進め方を転換させる必要性を切実に感じました。

現在は,遺伝子組換え生物等の使用に関する申請案件を取り扱うポストにいますが,法で規定された事項について生物多様性影響評価に基づき処理をするなかで,消費者等からの遺伝子組換え生物に関する不安感・不信感をくみ取りながら,進めていくということは 至難の技のように思えます。

28



失敗学と安全・安心

高橋 祐一郎

失敗学は,通常の学問とは一風変わった特 徴をもっている。

通常の学問では、そのとおりにやればうまくいく方法、すなわち、その分野における研究の成功例をもとにして、さらに研究を発展させていくといったコンセプトが一般的であるう。したがって、再現性を担保した既存の成果をもとに、新しい発見や理論構築をしていくことが高く評価される傾向にあろう。

一方、失敗学では、ヒューマンエラーを重視し、うまくいった方法ではなく、うまくいかなかった方法を学んで、ものごとの真の理解につなげよう、といったコンセプトを掲げている。内在している失敗の種を見つけだすため、時として構築済みのシステムに疑いを持つこともある。したがって、重大な失敗を引き起こしかねない要因を事前に発見したことや、失敗の教訓を他の人に伝達していくために有効な方策を提示したことなどが高く評価される。

さて、失敗学を勉強していると、同僚や知人からその内容について聞かれることがある。 失敗学の源流が機械工学や設計学にあるため、 農林水産の研究になじみがないこともあるの だろう。その場合、まずは上記のような説明 をしたうえで、資料を紹介するが、大概はそ こまでで終わってしまう。おそらく相手は、 巷間耳にした言葉について小職が携わってい ると聞いたので、ちょっとした興味や話の場 つなぎに尋ねてみたという程度なのであろう。 ところが,中には鋭い質問がなされること もある。失敗学に接した初期のころは,その たびに,自分の認識について改めて考えさせ られたものであった。

今でも思い出すのは、「将来の事故や失敗 を未然に防ごうという失敗学のコンセプトは わかるが, それがお前の研究している安全や 安心の構築につなげることができるのか。失 敗を引き起こしかねない問題点を潰したこと をもって,安心してくれと言えるのか」とい う質問である。当時,その場で答えを返すこ とができなかった小職は,情けなさを感じつ つ,改めて勉強し直した。すると,失敗学で は,過去の失敗について,「(原因)があ ったので, (結果)となった」といった 単純な図式で理解しようとするのではなく、 (原因)に対し, (人間の行動)が あったので, となった」と捉え、 なぜ起きたのかを着目すべきとしていること がわかった。安全と安心の関係をこれに当て はめてみれば,安心という「結果」は,安全 という「原因」だけでなく、「適切な行動」が なければ生まれてこないのではないか。逆に 言えば,安全ということで,不適切な行動を してしまえば,不安を生むこともあろう。ア セスメントによって安全を導き出したとして も,安心を生み出すためには適切なマネジメ ントとコミュニケーションが必要である、と いうリスク分析の基本について, 改めて認識 させられるとともに, 先の質問に答えが詰ま ってしまったそれまでの小職は、「失敗から得 られた知識を導入して安全性を高めれば,安 心が生まれる。」といった安直な考えを持ちな がら研究に携わっていたことに気づかされた のであった。

失敗学は,現状ではまだ学問として確立された状態にあるとはいえない。しかし,食の安全・安心のごとく,人の健康に関する科学的知見だけではなく,関係する人や組織の行動が大きく影響してしまう事柄に対しては,有効な分析結果を与えてくれるのではなかろうか。



韓国研究と韓流ブーム

柳 京熙*

私は韓国人でありながら韓国農業に関する 研究歴は2年にも満たない。

何がそこまで韓国研究を疎遠にしたかなと思うと,自分の深層心理まで探らなければならないので,今回は省略する。ただ韓国研究の開始はあいにく韓流(そもそも実体はないと思うが)プームが本格化した頃と,見事に重なる。もちろん私はそれとはまったく関係がない。私は農林水産政策研究所の韓国 FTA プローの仕事として研究を始めたからである。しかし,本格的な韓国研究に乗り出すきっかけとなった所があいにく春川である。春川といえば「冬ソナ」のファンであれば誰でも知る同ドラマの舞台であり,韓流ブームの源泉ともいえる所である。

なぜ春川と私の研究が関連を持ち始めてい たかが,これからの話である。

私が韓国 FTA プローで韓国調査を開始したのが去年の1月である。

自分の国でありながら,すべてが新鮮であった。集落や行政システムが日本と類似しているにも関わらず,時には日本より極めて非効率的に感じられることもあった。しかしなぜか日本の農業よりは,遥かに魅力を感じることだけは確かであった。それは洗練されてはないが,日本とは違う強い力を感じることが出来たからである。その時,それを確証に変えてくれたのが春川で農業法人の代表を務めている金氏との出会いだった。

彼との初めての出会いは不思議に韓国ではなく、日本である。

以前から韓国研究の実態を把握するため に,どうしても現場の話を聞かなければなら ないと思っていたが,それもままならず苛立 った私に,ある先輩から金氏のことを紹介してもらったのである。いや正直,紹介はされていない。ただ宮崎に来るとの情報を聞き入れた私が,宮崎まで飛んだのがすべての始まりである。一言で言えば招かざる客であったのである。ホテルロビーで初めて彼に会って,韓国農業についていろいろ話をしたところ,私に優しい手を差し延べてくれた。

金氏の好意で去年の秋,彼の農場を訪ねて以来,韓国,日本などで何回か再会し,彼の 農業に対する考え方,事業成功の秘訣など 様々なお話を聞くことが出来た。

彼について簡単に説明すると,現在,野菜 の苗を専門的に生産し,農家へ供給する育苗 センターを運営している。センターにおいて は,年間雇用人数は150名以上にも及び,去 年の売り上げだけで日本円にして4億円を超 えている。彼は別に専門的な事業家でもない。 20 歳から果菜生産だけをひたすら 30 年間ず っと続けてきた普通の農業者である。そこか ら 97 年から今の育苗センターを開始したわけ だが、いまや韓国でもトップレベルの育苗セ ンターにまで成長させた。さらに最近は日本 の農家にも苗を供給しており,農業への情熱 は計り知れない。何がこんなに短期間に、そ こまで成功に導いたかが,今の私の一番の関 心事であるが、彼に会えばそれはすぐ解決出 来る。しかし不思議に会えば会うほどまた会 いたくなる。彼の勤勉さ,人間性こそが成功 の鍵であることは彼に会えばすぐわかること である。私もあらゆる所を十分飛び回ったと 自負しているが,彼の農場より綺麗な所はお そらく見た覚えがない。それほど彼の農業に 対する姿勢,そのものが一般とは遥かに違う のである。

以前からずっと私の脳裏をかけまわっていた疑問の1つであった"なぜ農業だけで食べていけないのか"という素朴な疑問はすぐ"これから如何に農業で人を食わせていくか"という新たな課題に変わろうとしている。それは私が短い韓国研究で得られた一番の成果でもあり、あいにく韓流ブームの源泉である春川で体験した貴重な経験でもある。

*日本学術振興会 当所外国人特別研究員



小売店の多面的機能について

渡部 靖夫

私の生活は,小売店との関わりが強い。両親は小さな玩具店を経営しながら私たち兄弟を育てたが,10年ほど前に店を閉じた。妻の実家は,小学校正門横で文具店を経営し,こちらは亡くなった祖母が開業して以来80年余,細々ながらも何とか持ちこたえている。

私たち兄弟は,クリスマスなどの繁忙期にはよく店の手伝いをさせられた。客としてやって来る同級生に見られたり,頭を下げたりするのが嫌でたまらなかったことを覚えている。「大人になっても店は継がない。絶対にサラリーマンになってやるぞ。」と心に誓ったものだ。かくして私は初志を貫徹し,めでたく(?)勤め人になったが,妻が両親の文具店を手伝っている関係で,時々その様子を見る機会がある。

そんな時に気付くのが、文具店のもつ外部 経済性いわゆる「多面的機能」だ。なるほど OECD のレポートにもあるように、多面的機 能は農業特有のものではなく、文具小売業も いろいろと発揮しているのである。試みに、 そのいくつかの機能を取りあげて整理したの が下表だ。

この他にも、学校との付き合い方や姑との確執に悩むお母さんたちの話し相手になる「コンサルティング機能」、家に帰っても両親が共稼ぎでいない子供たちが長時間滞在して暇つぶしする「保育機能」などあげればきりがない。しかし、残念ながらこれらは売り上げ増加に結び付かないことが多い。つまり市場メカニズムに内部化されない奉仕活動のようなものだ。

一方最近では,近所に大型ショッピングモールや激安 100 円ショップなどが進出して小売店の経営は苦しく,近所の同業者が相次い

で店を閉じている。商品知識のない店員や粗悪な安売り商品に不満をもつ一部のお客は「お宅のような小売店がなくなって不便になった。」と言ってくれるが,かといって高額商品は滅多に売れず,鉛筆1本でも買いたたくお客が結構多い。若干の経済学的知識を得た妻は「販売価格に多面的機能の値段を上乗せできる市場メカニズムにしてもらうか,直接支払いを頂戴したいものだわ。」と嘆くことしきりなのである。

そういえば、厳しい構造調整の波にさらされている文具小売業界が、その多面的機能の発揮を根拠に、国内支持や直接支払いを政府に要求しているとは聞いたことがない。私の父は、大型店に駆逐されて店をたたむことになっても、支援不足に対するグチはこぼさなかった(と思う)。

農業の多面的機能が,国民生活にとって重要な役割を果たしていること,国際的には価格競争力のない日本農業を支持するための有力な論拠となっていることは言うまでもない。とはいえ,「農業は特別ですから!」と主張し,もし農業以外の分野の人たちから唯我独尊としたろう。どのような産業においても,行を面であり,時には共闘する余地さえあるかもしれないと思うのである。

文具店のもつ多面的機能

TATALL S C - Z HASHARD		
種類	内容	
非行防止	学校帰りの子供たちを一時的に店内に貯留し,ゲームセンター等非行誘発的施設への流出さらには非行化を防止・軽減する機能	
街並形成	美しい店舗や商品陳列を維持・保全することにより地域住民や顧客に対して美的感覚などを訴えかける機能	
道草休憩	勉強に疲れた子供たちに,やさしい語りかけを通して学校や家庭では得られないアメニティさらには潤いややすらぎを与える機能	
地域社会連帯	地域住民の出会いの場を提供し, 当該地域の社会的・地域的連帯の 強化を通じて国土の均衡ある発展 に貢献する機能	

ヨーロッパ市民の誕生* **開かれたシティズンシップへ**



合田 素行

15年以上も前になるだろうか,都内某所でフランスアルザス地方の都市ストラスブールの大学の教授夫妻と,数人の外国通の友人を交えて食事をしたことがある。友人たちが得意のフランス語,ドイツ語,英語で話しかけると,夫妻が話かけられた言語で直ちに応対する。私の方は,話の内容もわからず,ただ呆然と聞いていたわけだが,これは「ヨーロッパ体験」だなと思ったことがあった。

「ヨーロッパ市民」が遠からず生まれるのでは、とその時は思った。本書は、まさに「ヨーロッパ市民の誕生」と題され、それでつい手にとったのだが、タイトルは販売戦略上の命名なのだろう、一読、やはりヨーロッパも一筋縄ではいかないか、と言うのが正直な感想である。

戦後,ヨーロッパは新大陸への移民を生み出す場所から,多くの移民を受け入れる「移民大陸」になってきた。そして「移民」が時に社会問題になることが報じられ,徐々に社会問題、イギリスやドイツでは労働機会の争奪を通して,フランスではとって、そしてオースでは極右政党の台頭などが耳に入ってくるようになった。EUの経済的政治的統合は制度的にはかなり進められている一方,移民を巡る事件が頻発するヨーロッパは一体どういう方向に進むのだろうか。

本書を読むと、居住外国人の問題や対応がその国の歴史や条件によって、実に様々な形をとっていることがよくわかる。たとえば冷戦体制の崩壊・ドイツ統一後にドイツ自治体では住民千人当たり難民 9.5 人の受け入れを強制されるという驚くべき人口の移動・混交

の実態,各国は,迷いながら時に進歩的,時 に保守的な政策を模索して対応してきた。

本書は外国人居住が生み出す問題を多面的 にかつ自らの経験をベースに書いている。ま ず従来からあるモザイク・ヨーロッパ(イギ リスのスコットランド, ウェールズ, フラン スのブルターニュ, スペインのバスクやカタ ルーニュ)の問題がある(第1章「再生する ネーション」第2章「言語,アイデンティテ ィ,シティズンシップ-カタラーナの世界」)。 さらに非ヨーロッパ系住民の問題(第3章 「新しい移民大陸ヨーロッパ」)。移民の持つ諸 権利のあり方の模索(第4~6章で様々なシ ティズンシップの態様が示されている)。そし て新書版の本書では話題を広げすぎるとも思 われた、ジェンダーや少数派の権利要求の問 題(第7章「家族,ジェンダー平等-少数派 からのシティズンシップ要求」)と記述を移し、 世界的な経済の停滞などを背景とするのであ ろう、「多元文化主義への逆風」の動向(第8 章「逆風とチャレンジ」)が最終章である。最 終章では,90年代にはいってヨーロッパ系住 民自体の居住や彼らの権利についての問題は 急速に無くなりつつあると書かれていたが, そちらはそうなのだろう。

本書で印象的だった話題を2つ。外国人の権利獲得とそれへの対応の紆余曲折の中に,実定法とは別の「自然法」の伝統をヨーロッパの人々に見ることができると指摘されていること,そして外国人の生活に密着した自治体政治の中で,選挙権はないけれども政治的決定に関与させる試みがかなりの地域で見られること(川崎市でも同種の試みがあるという),これらは非常に関心をそそられる指摘であるだろう。

我が国でも,水商売女性の入国問題,外国人花嫁の隆盛から,最近では貿易の自由化などで,外国人の居住や職業上の資格が議論されるようになった。また在日の人々の問題も忘れてはならない。それにしても農業労働力への参入はどうなるのだろうか,と連想はあらぬ(?)方向に飛ぶ。

* 宮島喬 , 『ヨーロッパ市民の誕生 開かれたシティズンシップへ 』, 岩波新書 , (2004).



失敗学会 第3回年次大会

高橋 祐一郎

近年になっても,多大な経済的損失を招いたり,人命を危うくする事故や失敗が相次いでいる。誰も事故や失敗を起こしたいと思っている者などいない。むしろ,事故や失敗を起こすまいと不断の努力が求められ,またそのための対応をしていたはずであろう。にもかかわらず引き起こされ,または繰り返される失敗と,その社会的な影響の大きさは,現代に生きる人々に不安を感じさせている。

このような状況の中,「失敗に学ぶことがものごとの真の理解につながる」とのコンセプトを掲げ,過去の失敗の経験を,人文・社会科学から自然科学に至る幅広い視点で捉え,知識化することによって,失敗の真の原因を解明し,以後の失敗を未然に防いでいこうという趣旨で生まれたのが「失敗学」である。

本学会は2002年に設立され,失敗を学問として捉え,学ぶことを必要としている組織および個人で構成されている。2004年11月30日現在の会員数は1,114名である。このうち法人会員は47社61口で608名,個人会員が506名となっており,企業や団体の関心の高さがうかがえる。

本学会の第3回年次大会は,2004年12月13日,工学院大学・新宿キャンパスにおいて開催された。昨年の大会の際,小職の度肝を抜いた,当日の座席の位置までWeb上から指定できる参加確認のシステムは今回も実施されていた。このシステムは,発表をじっくり聴き入りたい会員だけでなく,仕事の都合等で途中の入退場を余儀なくされる会員からも,きわめて好評のようである。

本大会は,最初に会員数の推移や各種活動など,学会の現状が報告された。次いで,会員により「近代日本の失敗に学ぶ」として,当時の日本軍の行動と近代日本における失敗事例との対比から,日本人が同種の失敗を繰

り返してしまうことについての考察が報告さ れた。次いで、インターネット・コミュニテ ィに注目し, ネットゲームを通じて失敗知識 を効果的に配布していくことを目的に設置さ れた分科会「ゲームと失敗学分科会」につい ての活動報告が行われた。小職は以前この分 科会に参加し,三択や x式の問題の作成を 試みたことがあるが, 誤答を創作することが 実に難しく, 思わず自動車運転免許の学科試 験問題の作成担当者の苦労を偲んだものであ った。次いで,個人と組織の関係性から生じ る組織行動の失敗要因を分析して解決策を探 求する目的で設置された分科会「組織行動分 科会」により、「JCO 臨界事故に見る組織行 動の教訓」として,この事故に関し,ヒュー マンファクターによる不具合に対する分析手 法である「VTA法(Variation Tree Analysis)」 および「なぜなぜ分析 (Why Why Analysis)」 を用いた分析結果が報告された。その後,昼 食を挟み,会員により「大邱地下鉄放火事件 (2003年)」および「中央線高架化工事(2003 年)」として,わが国における過去の鉄道事故 の教訓が生かされなかった理由に関する考察 が報告された。次いで,ゲスト講演として, 東京大学久保田耕平氏による「人間が気づか なかった生物間の関係」および同大学佐藤知 正氏による「人とロボットとの新しい関係」 が行われた。

大会の締めとして,本学会の会長である畑村洋太郎氏による講演「新潟中越地震による新幹線脱線事故に学ぶ」が行われた。当時,世間の関心を最大に集めていたこの事故について,会長は,マスコミがもたらす情報に頼って事故の原因を考察するべきではないとの信念から,自ら仮説を立てたうえで現場に赴き,直接情報を収集したという。現場経験の知識化を重要視する失敗学において,まさに鑑であると,講演を拝聴しながら感じたものであった。

本学会の URL (トップページ) は次のとおり。 http://www.shippai.org/

本大会のプログラムは次の URL に掲載。 http://www.shippai.org/shippai/html/index. php?name = nenjikai



近頃は,東南アジアから輸入される熱帯果物を目にする機会が増えています。かつては,冷凍でしか輸入できなかったマンゴスチンのような珍しいものもスーパーの売り場に並べられるようになっています。

筆者は2月に,タイからの生鮮果物輸出の実態について調査する機会をいただきました。タイは ASEAN の中でも伝統的に農産物の輸出が多い国ですが,ベトナムなど新たに農産物の輸出を増やそうとする国が出てくる中で,より付加価値の高い品目の輸出を増やそうとしています。生鮮果物もこうした高付加価値化の路線に乗って輸出が拡大してきているようです。

タイから生鮮のマンゴやマンゴスチンを日本に輸出するためには、輸入検疫の検査に合格しなければなりません。そのためには病害虫の防除が濃密に行われた地区で生産されたものであることや、蒸熱処理施設で殺虫・殺菌処理が行われていることといった厳しい条件が課せられています。

日本にマンゴやマンゴスチンを輸出している Siam Export Mart (SEM) 社のバンコクにある蒸熱処理施設では,日本向けと書かれたダンボール箱に蒸熱処理を受けたマンゴが積み込まれ,出荷されていました。この施設に出荷しているプラチンブリ県の契約農家では,約80 ヘクタールの灌漑農地にマンゴを栽培しています。この農家は,ヨーロッパ向けのキャッサバの輸出が減少したため,10年ほど前にキャッサバ畑をマンゴの果樹園に作り変えたとのことでした。袋がけもして丁寧に育てられたマンゴは,その3割がバンコクのSEM

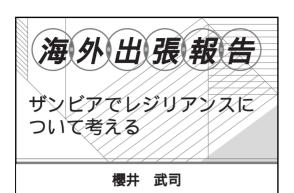
社に送られ、蒸熱処理をほどこされたのち、日本に輸出されています。選果には SEM 社から派遣された作業員があたるのだそうです。また中級品はマレーシアへ、裾物は地場の市場へと販路が分けられていました。

この契約農家では広大な果樹園にマンゴだけが植えられている状態ですので,病害虫の被害や残留農薬のことが懸念されましたが,この農家はタイの政府による GAP (適正農業規範)の認定も受けていました。

タイ国農業省の農業普及局での聞取りによれば,現在のタクシン政権になって以来,食品の安全性は農業政策の最優先事項となっており,果物の栽培も含めて,政府によってGAPの普及が推進されています。ただし生鮮果物の国際マーケット自体はあまり拡大しておらず,タイ産のマンゴも先発のフィリピン産のシェアを侵す形になっているようです。

一方、同じプラチンブリ県にある在来的なスタイルの果樹園では、輸出向けマンゴの契約農家とは対照的に、様々な種類の果樹が植えられているのが特徴でした。我々が訪問した農家は、ほぼ3ヘクタールほどの園地にドリアン、ジャックフルーツ、マンゴスチン、ドゥク、ポメロなど、あわせて8種類ほどの果物を複雑に植えて、年間を通じて収入を得られるように工夫していました。また、この農家も安全性に対する意識は高く、4年前から、IPM(総合的病害虫管理)を導入し、生物農薬の利用などをしているとのことでした。

最後に,今回の出張では,パトゥンタ二県にある食品照射施設を訪問することもできました。日本では発芽抑制のための照射ジャガイモが知られていますが,ここではコバルト60から出るガンマ線を利用して,スパイスや果物,ソーセージの殺虫・殺菌処理を行っています。我々が訪問した際には生鮮ロンガに照射が行われていました。ただし,タイとおける食品照射はまだ実験的な規模にしまっており,ビジネスベースで行われているものとはいえません。今後,植物防疫の問題を抱える熱帯からの照射食品の輸入を日本社といところです。



総合地球環境学研究所(地球研)が主催する「レジリアンス研究会」に加わり,1年かけてレジリアンスの概念の整理と研究手法の検討を行ってきた。その一環として,2004年12月13日から24日まで,南部アフリカのザンビアに研究サイト候補地の下見に行った。同行したのは,研究会の主催者である地球研の梅津千恵子氏と京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科の島田周平氏である。

レジリアンスというのは聞き慣れない言葉であろう。生態学で使われていた概念で,復元力とか回復力と訳される。生態システムの安定を乱すような攪乱が生じた時,元の安定状態に戻ることのできる能力のことである。元に戻るのに要する時間,あるいは元に戻ることが可能な攪乱の最大値により測定することができる。たとえば,連続耕作をした場合に,肥沃度が長期にわたって維持できる土壌もあれば,すぐに劣化し砂漠化してしまう土壌もある。土壌の持つこうした特性をレジリアンスという概念で捉えるわけである。

この考え方を社会科学に適用すると,家計やコミュニティのレジリアンスを考えることができる。従来の経済学的な用語でいえば,「ショックに対して消費を平準化する能力」と類似する部分もある。しかし,社会システムのレジリアンスまで含む広い概念である。地震や旱魃のような自然災害,政策の変更や戦乱のような人為的ショックに対して,家計や社会が対処する能力のことといってもよい。

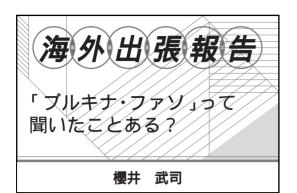
「レジリアンス研究会」では,社会科学者と自然科学者の学際的研究グループにより, 両者のレジリアンス概念を融合した社会・生 態レジリアンスについて研究計画を立案することを課題としてきた。それでは現地を見てみようということになり、島田氏がフィールドとしているザンビアに行くことになったのである。私にとっては初めての国だ。

ザンビアはスーダン・サバナ帯に属する内 陸国である。南側にあるジンバブェや南アフ リカへの出稼ぎや移民が経済を支えてきた。 これらの点では私になじみの深い西アフリカ のブルキナ・ファソによく似ている。村の 人々も穏やかな感じで,それもブルキナと同 じだなという印象を持った。

ザンビアを訪問した 12 月はちょうど雨期 の始まりで、あちこちの畑で耕作が始まった ところだった。下の写真のように二頭立ての 牛で耕起し,その後を追ってトウモロコシの 種子を蒔いていく。何の変哲もない光景だが, 聞くと,この付近は10年ほど前までは保護林 だったので耕作は全面的に禁止されていたの だという。保護林が解除されたわけではない のに、「開墾してもよい」という噂が広まり、 周囲の村人が続々と入植してしまったのだ。 確かに土地はふかふかで見ただけで肥沃な土 地だとわかる。このような処女地では,肥料 を入れなくともヘクタール当たり7~8トン のトウモロコシがとれるため,法を犯して入 植した者は大金持ちになったとのことだ。う - む。それを社会・生態レジリアンスの概念 でどう捉えるのか。難しい問題である。

宿題が増えただけという気がした現地視察であったが、この4月になり梅津氏から「2005年度の地球研のプロジェクトとして正式に承認された」との連絡をうけた。出張の





愛知万博を紹介する大手新聞社系の週刊誌 で,「ブルキナ・ファソなど,名前を聞いたこ ともないような国も含め,...」と記述されて いた。これが平均的な日本人の感覚であろう。 私自身,この西アフリカの内陸国を初めて認 識したのは,米国で農業経済学を学び始めた ころからだったから,1990年代の初めのこと だ。無理もない。ブルキナ・ファソという国 名は 1984 年に定められたものだ。 1960 年に フランスから独立した際の国名はオートボル タである。これなら,小学生のころ憶えた世 界の国々の中に含まれていた。でも,ブルキ ナ・ファソという名前が初めて授業で出てき た時、オートボルタのことだとは気づかず、 どこにあるのかも見当がつかなかった。まし てや,この国を対象とした研究で博士号を取 得するとは、思いもよらないことであった。

2005年の2月から3月にかけて,3週間ほどブルキナ・ファソに出張した。1998年8月に初めてこの国を訪れて以来,13回目の訪問である。ところが実は,1995年8月に博士号を授与されるまで,研究対象の同国には一度も足を踏み入れたことはなかったのである。私はその点を大きな心残りにしたまま,同年10月に当時の農業総合研究所に採用された。そのため,個人的にはブルキナ・ファソに行くことを研究生活の第一の課題に据えた。以来,JIRCASへの出向期間を含めて10年近くの間に13回の訪問を実現したのだから,目標は十分に達成したといえるだろう。

私がブルキナ・ファソを研究対象としたのは,全くの偶然にすぎない。「データを分析する助手の仕事」に金のない私費留学生が飛びついただけである。経済的にも大いに助けら

れたが、今から思えば、このデータセットに 巡り会えたことが何よりも幸運なことであった。このデータセットは国際半乾燥熱帯作物 研究所(ICRISAT)が1980年から85年にかけて、同国の6カ村、150世帯の農家を対象 に作成したパネルデータである。有名なインドのICRISATパネルデータは、多くの重要な論文の生産に貢献したが、それと同時期にできた不出来な弟分のようなデータセットだ。

開発経済学では、こうしたパネルデータを使ってミクロ経済学に基づく実証的な研究を行うことが近年とても盛んになっている。いわゆる「開発ミクロ経済学」と呼ばれる分野だ。インドのICRISATパネルデータはその先鞭をつけたが、私はブルキナ・ファソのデータを分析することで、意図せずしてその末端に連なることになった。

しかし、1980年代前半に集められたブルキナ・ファソのデータは、政策立案に貢献するような実証研究をするにはいささか古すぎる。そこで、私が日本で職を得た際に企図したのは、新たなパネルデータを構築することだった。1998年の予備調査以来、内部や外部の資金を様々に工面しながら、8カ村、252世帯を対象とした調査を行ってきた。2003年からは環境省の資金を得て、隣国のコートジボワールの内戦が土壌劣化・砂漠化に及ぼす影響の解明を課題としている。今回の出張は、この研究プロジェクトにかかわるものである。

今年度でこのプロジェクトも終わりとなる。しかし、まだこのデータを使った論文をあまり書いていないことが問題である。これからは論文を量産しなければならない。そうすれば、ブルキナ・ファソの国名ももう少し有名になるのではないかと期待している。



石列と植樹による土壌保全技術 . 1980 年代前半にはほとんど普及していなかった .



アメリカおよびカナダにおける 農業経営安定対策の 運営状況に関する現地調査

吉井 邦恒

今回の現地調査の主たる目的は,アメリカの直接支払いおよびカナダのCAIS (Canadian Agricultural Income Stabilization Program)の運営状況について,同種のプログラムをわが国において制度設計するという視点から,制度・運用の細部について調査を行うことである。

まず,直接支払いに関する調査は,ワシン トン D.C.にある農務省農家サービス庁の本庁 およびミズーリ州にある農家サービス庁の出 先機関(州事務所および郡事務所)において 行った。農務省の職員から,直接支払いの実 施に当たって、どのような書類について、ど のような審査を行っているのか, またどの程 度の違反事例があるのか等について,聞き取 りを行った。過去に作付された作物の作付面 積および平均単収に基づき支払いが行われる 直接支払いが制度的にうまく機能するかどう かは,過去の作付面積と平均単収をいかに適 切に把握できるかにかかっている。アメリカ では,96年農業法から直接支払いを導入して おり, すでに, 約10年間の実績を有するが, この制度がうまく機能しているのは,96年農 業法以前の種々の減反政策や価格支持政策に おいて、プログラム参加者の面積や収量の把 握を積み重ねてきた歴史によるところが大き L10

また、農務省の経済研究所(ERS)において、直接支払いの導入で一番の経済的インパ

クトとされている地価・地代への影響について意見交換を行った。当方より,直接支払いによる地代の上昇が,借地農家に与える影響,すなわち地代の上昇を通じて,受け取った直接支払いが受給者たる生産者から地主に移転する問題(pass-through)に関する研究状況についての見解を問い合わせた。ERSでもpass-throughについて計測を試みているが,過去に60%という結果(1ドルの直接支払いのうち60セント分が地主の受取りになる)もある一方,15%という計測結果もあり,正確な計測は困難であるが,75%程度というのが現段階での推測であるとのことであった。pass-throughの問題は,次期農業法の課題の一つであるとみなされているようである。

カナダでは,2003年度から新しい枠組みの下で農業政策が講じられてきている。

このうち、CAISについては、生産保険とともに経営安定対策の柱として、従来のNISAに代わる積立方式のプログラムとして2003年度から導入されている。しかしながら、BSEの発生や穀物・油量種子の価格低迷等のため、カナダの農業者にはCAISに積立ができるような経済的な余裕がない状況が続いている。このため、CAISの積立方法等について、2005年3月から見直し作業が開始され、6月には見直し結果が連邦・州政府大臣会合に提示される予定となっている。このため、CAISの制度・運用の細部にわたる調査を十分に行うことはできなかった。

カナダにおいては、伝統的に、州政府が手厚い経営安定対策を、連邦政府の助成を受けながら(連邦60、州40の負担割合)Companion Program として講じてきている。新しい農業政策の枠組みの下で、2005年度をもって、Companion Programへの助成が廃止され、各州は、財政的に厳しい状況の中で、独自に自らの負担で新たな制度を仕組まざるを得ない状況にある。

海外出張報告

オーストラリアにおける 遺伝子組換え作物・食品の規制と 生産状況に関する現地調査

渡部 靖夫

平成 17 年 3 月 6 日から 12 日までの 1 週間,本省技術安全課の内田評価基準係長および足立研究調査官(現在果樹研究所勤務)と共にオーストラリアにおける遺伝子組換え(GM)作物規制と生産の状況に関する現地調査を行った。

オーストラリアでは、従来のガイドラインによる規制に代わって、2001年6月から遺伝子技術法(GT法)による遺伝子組換体(GMO)の環境放出規制が施行されている。この法律の規定に基づいて、連邦政府の遺伝子技術規制官による安全性評価を経てその許可を得なければ、国内でのすべての GM 作物の実験栽培、商業栽培等が行えないこととが認められた GM 作物は綿とカノーラ(菜種)の2種類のみである。このうち GM 綿については、すでにガイドライン時代から商業栽培が認められており、新制度の下でも引き続き許可を得ると共に、新 GM 品種も加わって急速に普及率が向上している。

しかし一方で,GMカノーラについては,連邦政府から商業栽培の許可は得たものの,各州政府が栽培凍結措置(モラトリアム)を発動しているため,国内での商業栽培は事実上行われていない状況にある。

今回実施した現地調査の目的の一つは,このような GM カノーラ商業栽培導入をめぐる連邦政府と州政府との間の「ねじれ」について,その現状や背景を探ることにあった。連邦政府遺伝子技術規制官事務所 (OGTR),農林漁業省担当局,ニューサウスウェールズ州政府担当局,関係農業団体等での聞き取りを通じて明らかとなったのは,GMO 規制における連邦政府と州政府の役割の違いであった。すなわち,連邦政府 OGTR は,GM 作物栽培

を導入する際の連邦全域における「人の健康と環境安全性」に与える影響を評価して許可する権限を持つのに対し、州政府は州内における当該作物生産の「商業的・貿易的利益」を確保する観点からの栽培規制を行い得るとされているのである。

しかしヒアリングを通して,連邦政府関係 機関がこうした立て前とは別に,本音では州 政府のモラトリアムに不快感を持っているら しいことがわかった。連邦政府は, せっかく 栽培上多くのメリットを持つ GM カノーラの 導入条件を整え、GM 品種導入で先行する競 争相手国カナダにも対抗できるようにしたに もかかわらず,現場の反 GM 作物の声に配慮 した州政府の弱腰に不満を持っているのであ る。これに対して州政府は、いかに連邦政府 が健康・環境影響に問題がないと保証しても、 州内農民がその販売や既存品種への混入に不 安を持っている限り慎重な対応をとらざるを 得ないと政治的に判断しているのである。各 州のモラトリアムは、ここ2~3年のうちに 期限切れとなるが,これらが今後継続,解除 のいずれに向かうかは,現在欧州各国でも導 入が検討されている GM / 非 GM 作物の共存 手法が確立されるかどうかにかかっていると 見られる。

このように農産物輸出大国オーストラリアは GM 作物導入に関し,いまだに国内的意志統一ができない状況にある。同国がこの問題に今後どう対処していくのか,GMO をめぐる国際的な勢力関係にも少なからぬ影響を与えることから,注意して見守って行く必要があると考える。



ニューサウスウェールズ州ナラブライにある CSIRO の実験圃場: 左が GM 綿, 右が在来品種.



表る3月の1週間,イングランドにおける 農業環境施策調査のため渡英し,政府関係機 関のヒアリングと現地調査を行った。調査の 目的は,農業の多面的機能や環境に配慮した 農業施策(イングランド農村開発計画の一部) の実態把握であるが,イングランドでは本年 から新しい農業環境施策に移行中であり,現 地調査の中心はそれ以前の農業環境施策であった。そこには,事前に知っていた「知識」 をあらためて「体験」したことと,逆に現地 で初めて気づいたこととがあった。

前者の例としては,カントリーサイドに対 するイングランド人の強い嗜好がある(リタ イア後いなかに移り住む人も多く、イングラ ンド農村部の人口は増加している)。長い論争 の末,現在では人々がカントリーサイドに立 ち入る(アクセスする)法的権利が認められ ている。従来から農家のなかには, ほ場を横 断するような小径(不作付地)を作る者もあ り,パブリックアクセスの確保は,イングラ ンド農業環境施策の補助金メニューとして認 知されてきた。かように享受されている農村 の価値は,単なる計算結果ではない「現実」 としてイングランドの人々が実感してきたも のであろう。このようにカントリーサイドの 利用やその景観保全に強い関心が持たれてい るイングランドでは,現在,胸高直径30セン チを超えるほ場内の立木を維持する行為も補 助対象(補助金受給資格のポイント計算をす る際に加点)となっている。営農面からは非 効率的であろうが,景観や野鳥のすみかとし

て重視されているのである。

つぎに現地で初めて気づいたことの例を挙 げる。欧州共通農業政策は,第1の柱(Pillar 1)と,農業環境施策を含む第2の柱(Pillar 2 = 農村開発プログラム)から構成されてい る。これらの施策として行われる補助金支払 には,然るべき現地確認の抽出検査が要求さ れている。その際, EU 規則では衛星写真を 用いた確認を認めている。規則を読む限り. 衛星写真はどちらの柱の施策確認にも利用可 能と思われたが,実際に現地確認している Rural Payment Agency の担当者と面談した ところ,衛星写真はもっぱら第1の柱の施策 確認に使われているとのことであった。この ような実態は,規則文書を読んでいるだけで は理解できず,大きな誤解をするところであ った。

以上の2例が,今回の調査で強く感じたことの具体例である。安易な一般化は慎むべきであろうが,いずれの点も,政策研究のベースとなるべきフィールド調査の重要性をあらためて痛感させるものではあるまいか。



Wiltshire の農家:農地を囲うように植えられる低木の 生垣は、その植栽や復元に対して直接支払を受けられる.

また農業環境施策 (CSS) 参加農家のほとんどが,農地の縁に沿って幅2~6mの耕作放棄地を持っており,そのような場所は生垣と合わせて野生動植物の生息場所となり,農家には直接支払が行われる.

平成16年度

駐村研究員会議報告記録

未来志向の生産者の 取組について

平成 16 年度駐村研究員会議は,平成 17 年 1 月 28 日に「未来志向の生産者の取組について」を共通テーマとして開催された。報告者は以下のとおりである(敬称略,報告順)。

斉田一除(富山県南砺市)

片山寿伸(青森県弘前市)

古川 浩 (兵庫県三原郡三原町)

小川 正(埼玉県本庄市)

近藤牧雄(愛知県安城市)

会議の進行は,薬師寺哲郎評価・食料政策 部長と地域振興政策部鈴村源太郎研究員が担 当した。5人の報告後,駐村研究員と参加者 により活発な意見交換が行われた。以下は同 会議の記録のうち5人の報告部分を企画連絡 室研究交流科が抜粋,編集したものである。

なお,以下の報告を含め,当日の模様は「平成16年度駐村研究員会議議事録」として公表されている。関心のある方は参照されたい。

http://www.primaff.affrc.go.jp/koryu/chuson/H16gijiroku/index.html

斉田一除 富山県の福光農協は,岐阜県と石川県の境で,本当に山里の村です。福光農協は未合併で,一町一農協の組織であります。 集落営農の組織化に向けて,私どもが取り組みましてもうかなり時間が経過しています。 福光農協の組合員は4,000戸です。実際に農業をやっているのは2,000戸余りですが,3分の1が山間地であります。福光の隣に福野という町があるのですが,福野にサカタニ農産という日本一の担い手農家,いわゆる企業農家があるのです。この社長さんと私は非常に懇意にしているのですが,こと農業の進め 方については全く対立する立場であります。 地域の農業は企業農業にならなければだめだ という考え方と,山間地,特に条件の悪いと ころを担っていくのは集落営農もしくは一町 一農場しかないという考え方は双方とも変え ていません。ですから,いつもそこへくると, サカタニさんとはいろいろと話の衝突が始ま るわけです。

福光にも11の地域があるのですが、そのうちの4つまでが山間です。山の谷間に水田や畑があったり農家群があったりするわけです。サカタニさんに、あなたの担い手の力で山間・山ろく地を含めた福光全域にわたって引受けるようにと冗談で言うのです。たとれば高さとか太美山という地域も一緒にやれよと言うと、サカタニさんはそれはごめんだと。それではとても採算が合わないということになるわけです。いかにして貴重な資源を守り活用するかららことになると、やはりみんなの力でやらざるを得ないだろうということで始めたのが集落営農であります。

福光は富山県でも最も雪の多いところでありまして、私の家の付近でも、平年ですととのです。こんなところでは果樹もやれませんし、それから少なからず施設園芸も入れてする。たけれども、やっぱりだめなのです。ただ1つでは、お同は水稲に頼らざるを得ない。ただ1つです。いわゆる三社柿という大型の柿の本から原料柿を収穫し、加工して干し柿にするという果樹はあります。それ以外でありずるいろやってみましたけれども、結局は水のであり、するいう果樹はあります。それ以外でありずるいろやってみましたけれども、結局は水石であり、カウンでのよりに考えざるを得ないという状況でありましたけれども、結局は、たを中心に考えざるを得ないという状況でありました。

そういうことから,私どもの農協には,その規模からして通常では想像がつかないカントリーエレベーターが4基もあるんです。4基,9,000トンの能力を持っております。米の生産調整分を差し引いて,11,000~11,500トンの生産量ですが,そのうち,去年の場合,10,300トンをカントリーエレベーターで処理しています。これは極めて危険なやり方ですが,それくらいにして,皆さんが施設を中心

に集落営農なり,あるいは地域営農を進めて いこうやという機運が非常に強くなりまし た。

しかし,今言いましたが,どこよりも先に,かつ,一番やらなければならない山間・山ろくの4地区の組織化がなかなか進まないのです。このようなことから集落の単位ではだめだと考えられることから,一町一農場として,旧福光町全体が一農場的な考え方でやらないと,地域の資源は活用できないという状況であります。

片山寿伸 弘前のリンゴの農業生産法人の 片山りんご有限会社の片山と申します。私の ところはリンゴ専門で 13 ヘクタール作って いる農業生産法人であります。私どもも含め て 47 人で任意組合を作っておりまして,リ ンゴを販売することもやっております。そも そもどうして輸出かということですが,日本 国内では量販店の力が強まってくると、たと えば300グラムのちょっと赤い色がついたと ころを 1,000 ケースとか,どうしても量販店 の売りやすいところだけが抜かれていってし まうのです。昔、スーパーがこれくらい力を 持たないとき,町中の八百屋さんがもっと元 気だったころは, それなりに小さな玉も説明 して売ってもらえるし、見たこともない品種, たとえば私どもはサン金星という非常に味の よい品種を作っているのですけれども、見た 目がちょっと悪いということと、スーパーの バイヤーさんに送っても、おいしいと言うの だが、これはレジの人がわからないから私ら の店には置けないというようなことで,現在, 量販店の売りやすいものしか売られていない という状況にある中では,日本国内で有利に 売れないところは,どこか外国で買ってくれ るところがあればということで,外国にもち ょっと出しております。

平成9年産のリンゴは、価格が非常に安くて、青森のリンゴ農家は、ほとんど生産原価が取れませんでした。それもきっかけになって、いろいろと調べてみたら、リンゴを食べてくれる人自体が50代以上の方ばかりで、あと20年たったらだれもリンゴを食ってくれなくなるのではないかという危機感を持った。

これをきっかけにそういう危機感を持っ て,日本国内で未来の消費が期待できないの だったら ,どこか出してみようということで , 結果的に現在,日本では搾汁原料になるよう な小さいサイズの王林という品種、これは直 径 65 ミリから 75 ミリというサイズなのです が、日本国内では小さいというだけで搾汁原 料になってしまうところ、これがイギリスで は非常にいいサイズ,ベストサイズだという ことで,マークス・アンド・スペンサーとい う小売店で,4個パックで1.99ポンド,4 個で400円の小売り単価がついています。 1個 100円ということですが, そのサイズで すと,日本国内の搾汁原料ですと,20キロ のリンゴ箱に 108 個ぐらい入って 100 円。だ から,農家の手取りが1個1円ぐらいのもの が,ヨーロッパでは小売単価で1個100円と 高く売れるので、イギリスに出しております。 それと,最近,日本国内ではあまり大き過

それと、最近、日本国内ではあまり大き過ぎるとかえって安くなるんです。その非常に大きいところが、中国人はでかいところを好むので、日本ではあまり大き過ぎるよといってスーパーさんでは相手にしてくれないところは中国に出しています。

古川 浩 兵庫県の淡路島から参りました 古川といいます。私のところはタマネギとレ タス,こういう大きな2大品目がありまして, それを中心にした複合野菜産地です。タマネ ギは平成 15 年の実績で約 40 億円, レタスが 平成 14 年には 60 億円に達しました。多分. レタスでは日本で大きな産地で,冬場の野菜 産地としては,年間300万ケースで60億円 という日本一の状態になっているのかなと思 っております。昭和39年に東京オリンピッ クが開かれまして,その後,日本は高度経済 成長にどんどん入っていったという時代,農 業は曲がり角と言われまして,淡路島も例に 漏れず,お米と,主にタマネギだけであった。 しかも,私のところは非常に面積が少ないの です。3,500 ヘクタールはあるわけなのです が,そのときは農家が6,000 戸ありましたの で,1戸当たり60アールにも満たない中で どうすべきか。我々の同級生の8,9割が島 外へ就職していかざるを得ない。

ちょうど私が45年に農協に入ったときに

営農指導員の先輩が6名おりました。毎日の ように先輩たちと晩に飲みながら議論をした のです。三原郡の農家をどうするか。今の状 況の中で,米とタマネギだけでは生活できな い。これでは 10 年, 20 年先, 農家だけでは なしに,地域の経済も成り立たない。そのた めには, 私も言ったのですが, やはり淡路島 は島なので,日本の国と一緒で,「海外」に 出さなければ、その代金を受け取らなければ 生活できない。ですから,タマネギ以外に大 きな野菜の品目を作っていこうではないか と。そのときの組合長, 専務も言われたので すが,タマネギはそのとき 2,000 ヘクタール 超ありましたが, タマネギ以外で秋から春ま での時期に 1,000 ヘクタールの何か野菜の産 地を作れと言われたのです。そうしませんと、 農家の将来も、地域の経済発展もあり得ない。 おまえらの仕事は,ここ10年ほどで1,000 ヘクタール,タマネギ以外の産地を作ること だということです。

私も,ちょうど45年,大阪万博に行くこ ろ考えたのは,万博で外国人が大勢来るレス トランでレタスを出す。やはり将来は洋風化 して、特にレタスは伸びるであろう。国内を 見ても, 京阪神の近くでは, 和歌山の白浜の 周辺の西牟婁しか大きなレタス産地はなかっ た。静岡も少なかった, 香川も始まりであっ た。ここで何とか洋風化の伸びに期待して, 消費に応じてレタス産地を作り上げようでは ないかというのが,45年から50年ぐらいの 5年間で我々7人組が考えたことです。これ を農協のコンセンサスとして、おまえら努力 せよということになりまして,毎日のように 組合の皆さんと集落へ出て行きまして,集落 座談会をこの5年ほどは毎日のように私らを 含めて先輩,農協を挙げてやったと思います。

小川 正 私,埼玉県本庄の方で花を作っております。花の業界が今ものすごくどん底です。何年か前までは,特に鉢物園芸というのは絶対侵されない分野でした。土がついていますので海外から輸入はありませんし,それぞれの個性を持った生産者がそれぞれのものを作ってくる。そうすると,それなりに売れていました。特に,ガーデニングブームというのがありまして,飛躍的に伸びた部分も

あります。

もう1つは道路網の整備で,市場の方から全部トラックで取りに来ます。ですから,1ケースでも2ケースでも必要なだけ持っていっていただける。今まで東京まで出荷に来て時間を割いたというのがなくなったので,我々生産者仲間もものすごく規模拡大ができました。

ところが,現在1ケース1円とか,去年特にひどいのは,ポットが24個入っているケースが24個入っている台車が1台1円です。これはもうどうにもこうにもならない。いつもそういうわけではございませんけれども,ちょっと雨が降ったり,もう1つは荷が重なるとそういうことが時たま起こります。

ですから,ここのところ何年か,うちの会計は,経営赤字にはなりませんけれども,10人のパートさんの給料でほとんどお金がならなっていく。着ているものも,大体5,6年前,下手をすると10年前に買ったものかないという状態でございます。ただ,私の場合,夢の世界で生きていますので何とかまだ生きていられるのですけれども,ともかく女房がかわいそうなので,ここ何年かのうちにはそれをいい方向に持っていきたいという考えでおります。

というのも,すべてが,ここにある花がそうなのですけれども,失敗から出てきています。特にうちのハボタンというのは,これを教えてくれたのはアオムシです。ですから,私はなるべくアオムシを殺さないようにして女房に怒られていますけれども,そういった失敗からすべてのものが,おもしろいものが出てくる。それはやはり今の農業においてもそうだと思います。

農業は今すごい奈落の底にある状態にあるような感じを受けて,また私の周りにもそういう意識で一生懸命やっているのですけれども大変だという農家が多いと思います。そういう中で新農薬法ですか,ああいった規制がどんどん出来てきた。それから,お金にも余裕がなくなってきたので,近代化資金などにもすごい規制がある。私も認けられるということなのですけれども,いざ農協へ頼んで申請を出しますと,農業事業主の収

入が500万円いっていないから貸せないと。 今まではそういうことはなかったのですけれ ども,そういう審査の中で機械を入れようと 思っても導入できない。そうすると,高い金 利の農協の資金を借りたり,もう1つはリー スの機械を借り入れるので,やはり相当高額 のものになってしまって,なかなか大変です。

近藤牧雄 まず創意工夫ということで,食 糧管理法がなくなって,はや10年。当時 「農家の皆さんも米が自由に販売できますよ」 を合い言葉に私もそれに乗りまして,農業と いうより消費者が変わったのか、これに追随 できなくなりました。PL法で,精米時に小 石やガラス,鉄などの異物が混入してお客様 に迷惑をかければ、ちょっとだけ高く売れた お米も賠償でアウトでございます。これを取 り除くためには,色選といって,専門用語で すが, ちゃんと道具があります。ですが, そ れなりの設備は過剰投資となり,経営を圧迫 します。また,最近では無洗米という技術も 出てきました。これも私の規模では手が出せ ないことになってしまいまして,ただ,縁故 米程度の規模を想定したのが間違いであった ような気がします。ですので,もしやれるな ら、もっともっと大規模というのか、それだ けの規模を想定して取り組まれた方がいいの ではないかなと。時代を先取りするならそこ まで読んでいただきたい、こんなことを思っ ております。

また,アイガモ農法を取り入れ,はや 10年。当時,無農薬で安全・安心なお米を生産しようと張り切ったものでしたが,もともと私は養鶏農家の出身でしたので,カモを飼うということは技術に自信があり,当然稲作技術もありましたので,早速実行できました。やったおかげで,小学校では「町の先生」としてアイガモ農法のよさを PR し,みんなに,子供たちに喜ばれておりましたが,ただ,米の収量は半分,値段は 2 倍には絶対に売れません。

そんな中で生産費の肥料とか農薬代はゼロと思われますが、育雛に関係する管理費はそれ以上かかります。それから、務めを終わったアイガモ君ですが、この処分も大変です。これは1羽100円程度払って処分しております。友達は、カモの肉はおいしいと言いながらも、だれも買っていただけません。試算しましたところ、1羽当たり2,000円ぐらいで売らないと勘定に合わない。500円ぐらいで中国から入ってくる、こんな現状がありました。

最近ですが,友達に行き合いまして,解体業者の社長ですが,鶏のインフルエンザの発生のため,野鳥と隔離できないカモは取り扱わなくなるだろうというような情報をいただきまして,もう早速私は田んぼの網は撤去しました。もうやめました。残念だと思いますが,時代がころころと変わりますので,せっかくアイガモの米を愛してくれていたお客さんには申しわけありませんが,やめました。

赤米生産から酒造りということで,私は中 国の関係を二十数年やっておりまして,研修 生から赤米の種をもらって育てて楽しんでお りました。日本人の友達から赤米の酒を造ろ うと持ちかけられまして、これもまたすぐに 乗りました。徳川家康の座右の銘と聞いてお りますが、「厭離穢土欣求浄土」という平和 の象徴の酒を造るということで私も参加させ ていただいて,40人ほどの酒とロマンの会 とともに種まきから田植え,収穫まで,生産 者,私とお客さん,酒とロマンの会が一体と なって共同作業をしまして,大変喜んでおり ます。当然醸造メーカーの方も仲間に入って いただいて、当時私が値段をつけたのが赤米 1俵6万円でしたので,大変魅力的でした。 でも,高級過ぎる日本酒はバブルとともに消 え去りました。白米の中に赤米が混入します。 コンバインとか乾燥機,精米機は共用ですの で、赤米が入ってお客様に迷惑をかけました が、今ではそれをやめましたので、安心して おります。



農業への新規参入・3年間を振り返って 石川 玲

1.はじめに

2002 年春,農業に新規参入して早4回目の春を迎えた。埼玉県から岩手県北上市に移住し,農家として自立するまでの経歴とその時の経営目標は「レビュー 2」(2001 年 12 月)に投稿させていただいた。その後3年間,短い期間ではあるが様々なことを体験することが出来た。今回この場をお借りして,肌身で感じた農業の実情や経営状況を報告し,意見,感想,そして今後の経営目標について述べさせていただきたい。

2 . 経営・収入の状況

就農する前の2年半は農業研修生であったので,ある程度は経営状況の予想をしていたが「農業で暮らしていけること」が大前提だったので(生活が成り立たないなら始めから志望しない),今から思えば楽観的な予想であったと思う。金銭的に厳しい経営になる時期もあるだろうと思っていた程度で,あとは実際やってみないとわからないというのが現実であった。ただ漠然と「人一人が生活できるお金は最低限稼ぎ,プラス幾らかの余裕が欲しい」という希望を持っていた。

しかし現実はそれほど甘くなかった。家庭を持つことになり,夫婦共に収入のある現在では独身のときの経営予想と単純に比較できないが,実際に農業経営自体は1年目赤字,2,3年目も数十万程度の黒字でしかない状況を考えると,もし独身のまま農業を始めていたら生活費までまかなえる状態ではなかったことは容易に想像できる。もちろん当時の予想では預金の取り崩しも考慮に入れていた

が、おそらく"農業を楽しむ"ことは出来ず、 眉間にしわを寄せて通帳残高を気にしながら 日々農作業を続けていたことであろう。3年 間の経営状況は、1年目の赤字は農業をゼロ から始めたことによる経費の増大があったか らであり、2年目以降は1年目より売上げが 減っているにも関わらず黒字額が年ごとに増 えている状況からも「お先真っ暗」な状況で はなかったと思われるが、預金の取り崩しの 量によっては農業からの撤退など、最悪の場 合も考えられた。

幸い今は妻にも収入があるため,生活を心配することなく農作業に打ち込める恵まれた環境にある。また私自身,農業収入の他に冬場に不定期ながら労働収入が得られるときもある。当面は生活費などを農業以外の収入に頼る部分も多いと思われるが,早く農業収入が安定して得られる状況になるよう努力したい。

3.技術の習得

農業研修生として就農前に勉強していたが, 実際に就農するとそれらの技術が自分のものになっていないこと,また技術の習得が中途 半端な状態では収入(収量)の増加に結び付かないことがわかった。参考書に書いてあるような基本的な技術は研修でも充分学ぶことが可能だが,個々の圃場における土壌・水分・病害虫・風や日当たりなどの自然環境,そして労働環境などは実際に栽培してみないとわからないのが現実である。しかも圃場環境は天候等により毎年異なるので,就農後3年経っても初めて体験することばかりである。「農業は10年経験して一人前だ」と言われる一端を体験中である。

1年目,トマトは灌水不足で小玉であったし,レタスは雑草の陰で越冬した害虫の被害で全滅した。なにより労働配分がわからず作業が後手後手に回り,妻の手を借りてようやく作業をこなしたが,収穫期を逃すなどの失敗が数多く見られた。2年目には不適切な雑草管理によるウイルス被害や天候不順時の防除の甘さからくる病気の大発生があった。3年目は花苗の品種選定の失敗で出荷率が低迷

した。トマトに関しては前年までの失敗を反省して前半は順調に生育させることが出来たが,順調すぎて予想以上に肥料を吸収し,中盤から肥料不足で一気に収量が落ち込んでしまう事態に見舞われた。これらはすべて経験不足からくる失敗であり,栽培技術の向上や連作障害に対する知識,品目の特性の把握などまだまだ吸収すべきことは多くある。

4年目である今年も、今までの失敗を踏み台にしてまた一歩前進するしかない。そして身に付けた技術1つ1つがお互いに上手く噛み合ったとき、収量や品質の向上と収入の増加につながり、一人前の百姓に成長するのではないか?それは今年なのか、10年後なのかわからないが。

4. 農産物の販売

職業としての農業で農産物を作る喜びを得るには、それなりの見返りが必要になると思う。たとえ品質の良い農産物が出来たとしても、それをお金に換えられなければ職業として成り立たないし、持続することも出来ない。就農前は、作物を作れば必ず現金化されて収入が得られるものと考えていた。しかし、サラリーマンのように働いた分だけ収入が得られるというのは大きな間違いであった。

私が生産しているトマトを始め主要作物は 地元農協経由で市場に流通し,現金化される。 農協は持ち込まれる農産物について,基本的 に何でも売ってくれるので一番手軽に現金化 できる。そのため研修中や就農初年にかけて は様々なものを持ち込んでいた。たとえば春 の花壇苗各種,レタス,なばな,各種切り花 などで,これらは時期が合えばそれなりの値 段で売れた。しかし市場価格が低迷すると極 端な場合赤字になったり、赤字にはならない が手数料や資材代が引かれると残金が手元に ほとんど残らない場合があったりと、農産物 を作る喜びどころか逆にやる気を阻害する原 因となった。市場には確かに流通し,いずれ 値段が付けられて消費者が買うことになるで あろう商品 (ダブついて破棄される場合もあ るだろうが)の代金が手元に一銭も入らない ことがあるのだ!これは精神的にかなり辛い。

そのため最近は、価格が不安定な品目については栽培規模の再検討をしている。価格低迷の原因は様々であろうが、問題点の1つに出荷量(生産量)の少なさが挙げられると思う。つまり「産地でない」のが原因である。農協は売ってくれるものの市場への出荷点数が少なすぎて有利販売に繋がらないのである。特に花卉類ではその傾向が顕著なため、以降に述べる産地直売所に売り先を変更しつつある。

5.市場と産地直売所

産地化を進め、そして維持することは重要だと思っている。私が栽培しているものを例に取ると、トマトは農協管内に進んで栽培に取り組んでいる地区があり、その地区のトコファーマーに関する取り組みをおこなって先進技術の導入やエコファーマーに関する取り組みをおこなら、最近栽培面積が伸びている。出荷すく、地元農協は盛んに栽培指導会や取引先からのゲストを招いた勉強会などを開催している。流通量や天候に左右されるものの市場に表均に取り組める状況である。

逆にパンジー・ビオラは地元農協管内で一 時産地化されていたが,徐々に衰退の方向に あって苦戦している。大口の生産者が徐々に 生産や農協出荷(関東市場向け)を止めてい るため,産地としての出荷量が減少して市場 の要求に応えられない状況になりつつある。 主な原因は市場価格の低迷と思われるが,こ のまま衰退が続けば個人で盛んに生産しても 全体の量がまとまらないため有利販売が続け られるかどうか疑問である。これらの生産を 縮小せざるを得ない状況になれば,売上げ補 填のためそれに匹敵する金額が可能な品目を 探す必要が出てくるし,新たに栽培方法を取 得する必要もある。安定した価格で,まとま った量を出荷できる品目の有る無しは地域に 与える影響も大きいと思う。米価格の下落が 続いている現在,野菜にしろ花卉にしろ地域 の売上げの柱として「産地化」と「産地の維 持」は重要であろう。

では「産地化」されていない品目の売り先は?地元市場に直接出荷する方法が考えられるが,私の場合労働力などを考慮して,主要品目以外は少量多品目,周年出荷の方が効率的な経営が出来ると考え,それらを地元向けに安定した価格で供給できる方法として産地直売所の活用を考えた。幸い研修中に地元農協の施設として産地直売所が開店していたので,就農と同時に産直会員になり初年度から積極的に出荷した。2・3年目には栽培品目の拡大や出荷時期の工夫などで売上げを順調に伸ばすことが出来た。

現在,売上げの1つの柱を主要品目の市場(系統)出荷とすれば,もう1つの柱は産直出荷である。特に市場出荷が主に夏から秋に限られるのに対し,産直への出荷は工夫次第で周年が可能なため,冬から春にかけて収入を得るものとして大きな役割を担っている。今後もより工夫を凝らして産直での売上げを増やしていきたい。

6.産地直売所の状況

開店当初,産直では市場に出荷できない規 格外品が多く売られているように感じたが、 会員が増えるにつれて旬の時期には品物が溢 れ, 売れるためには品質の向上が必要条件と なった。しかしそれ以上に消費者の購入基準 になっていたのが価格であり, 品質は向上し たが売価は徐々に下がっていった。開店から 数年経った今では「品質が良くて新鮮なもの が買える」という消費者意識を第一に考えて 出荷している生産者が売上げを伸ばしている ように感じる。自らも改めて意識しなければ ならないことである。売価は一時自らの商品 を売りさばくために下がる一方であったが, 年を経る毎に生産者の意識変化もあって包装 や数量,ポップなどを工夫することで商品の 差別化をする傾向になりつつある。

最近,産直の近くに県内でも有名な安売りスーパーが開店し,産直でも客足がずいぶん滞るようになった。産直を運営する地元農協ではこのスーパーの対応策を議論したこともあったようだ。しかし私は産直とスーパーは客層が完全に一致するわけではなく,それぞ

れ異なる意識を持つ客層を抱えていると思うので,店側(産直 = 生産者)の努力次第でもちるのではないかと考えている。もちろん価格が同じで食料品全般が豊富な品揃えのスーパーには勝てる部分も少ないの売上げ減少はある程度覚悟がいると思うが,だからといって産直が安売りスーパーにとするなら,産直して全面性とするなら,産直して全面には単しかない。それはたとえば鮮度であり,安全性はしかない。それはたとえば鮮度であり,安全性むあり…個々の生産者が自覚を持って取り組むべきことだと思う。

たとえば産直は原則として個人での出荷物管理が求められる。残念ながらこれによって個人毎の管理状態の差が大きくなる傾向にある。店側でも目を配ってはいるものの,新鮮な野菜の隣りに萎れた野菜が並んでいれば,出荷した個人の印象ばかりでなく産直自体の印象も悪くする原因となるであろう。このような部分の改善を重ねることも,産直が安売りスーパーに対抗する1つの手であると思う。

7.産直の新たな方向性

昨年秋,市内のスーパー2カ所から産直コ ーナー (インショップ)を設けるので出荷し て欲しいという要請が産直にあった (すでに スーパー1カ所にインショップがある)。生産 者とすれば地元産を地元の方に食べてもらう という「地産地消」を広める絶好の機会であ る。まだ冬場に販売が始まったばかりで売上 げの効果の程は不明だが, 販売箇所の増加は 産直の新たな方向性の1つであろう。ただし 個人での出荷・引き上げのため, 生産者は個 人で産直やスーパー回りをすることになり時 間的に負担となるし,また仲介が入るため手 数料が約30%と産直(10%)に比べてかな り高く, 価格に上乗せせざるを得ない状況で ある。産直の特徴の1つである「安さ」が消 えてしまうのは問題だと思う。

産直が今後も様々な形(宅配など?)で地域に拡がることを期待しているが,産直組織や生産者が問題意識を持たなければ解決でき

ない課題も多いのではないか。

8. 個人販売

個人販売については今後最も積極的に取り 組むべき課題だと思っている。圃場では直接 販売もしているが特に宣伝をしている訳では なく,声を掛けていただいたお客さんに販売 するのみで極少量であり,花卉類・ネギ・ト マトなどの出荷規格外品を安く譲る場合がほ とんどである。圃場が住宅街にあることから 宣伝すれば効果はあると思われるが,圃場が 店舗化すると不利益(作業への差し支え,不 在にしにくい,盗難)も考えられ,今のとこ ろ計画はない。

最も有望なのはインターネットや知り合いを利用した宅配網の確立である。市内など近傍であれば産地直売所での努力で顧客も増えていくと思うが,それ以上の規模で顧客を増やすとなると人脈・通信などの手段が必要をある。市場出荷では手数料のである。市場出荷では手数料のであるが,個人対個人対個人対のである直接販売は経費を考慮して価格の不安定さがあるが,個人対個人で取り引きする直接販売は経費を考慮して価格設定することも出来る。しかし安価な農産物に対する運賃の割高感や代金回収の問題点なが対する運賃の割高感や代金回収の問題点ががからない分収穫最盛期の忙しい時期に時間を割いて箱詰め,発送などの作業をこなさなければならない。

販売先の拡大についても様々な問題があるが,安定した経営を目指すために情報を集めながら早々にも取り組みたい。

9.地域の状況

先日,所属する農協支部の野菜部会総会に参加した。いつもお世話になっているトマト生産者の方々は所属が違うため,お会いした生産者 20 数名は同じ支部ながらなかなか顔を合わせる機会のない方々ばかりであった。私の圃場は住宅地に囲まれていて,その宅地の中に点在する農地はほとんどが耕作放棄地のため,近所で日常的に農作業する方の姿はほとんど見ることが出来ない。農協支部は私の圃場から離れた郊外にあり頻繁に行き来する地域ではないので,地域の主要作目や生産者

の顔ぶれなどはほとんど知らずにいたが,知るにあたり地域の現状に少なからず驚いた。まず私を除き50代以下の若い(?)生産者がいなかったことと,支部の昨年度のトマト売上げがほぼ私一人の金額であったことである。

北上市は現在盛岡市に次いで岩手県内第2 位の人口を抱え,農業生産高も県内で1~2 位を争う市である。その地域の集まりに若い 農業担い手が全く見あたらず、その理由は皆 さん勤め人だからということである。普段か ら感じていたが,産直に出荷する若者も数少 ない。私は農村青年クラブ(4 Hクラブ)で 活動する以外,若者と顔を合わせるのは農協 に行ったときくらいである。つまり農業の担 い手は60歳代以上の高齢者がほとんどで,後 継者は皆働きに出ていて田植えや稲刈りなど の農繁期にのみ手伝うというのが現状のよう である。そのため手間の掛かる果菜類や花卉 類などに取り組む生産者が少ないのであろう。 その野菜部会も昔は各野菜の部会があったよ うで,部会員の減少により次々と統合されて きているそうである。

県内でも恵まれた農業地域である北上市内の集落でこのような状態ならば,中山間地域ではどのようなことが起きているのであろうか。あと5年,10年経てば後継者問題を始め農村の荒廃が加速度的に進むのではという危機感を持った。もちろんトマトでお世話になっている地域のように専業農家の若い人達がたくさんおり,活気に溢れている地域もある。私自身,微力であるが岩手県や北上市が農業で生き残れるようなお手伝いをしたいと考えている。

10.将来の経営

将来の経営方法について考えると,2つの 選択肢が考えられる。1つは人を雇い入れて 規模を拡大する方法,もう1つは雇用に頼ら ず一人の労働力で効率的な経営を目指す方法 である。前者のように雇用を恒常的に入れる と,おそらく栽培面積を倍以上に増やさない と給料が払えないであろう。そのため施設の 拡大はもちろん,経費の増大による利益の減 少を抑える努力が必要となる。まだまともな 売上げがあったこともない農業初心者の私にとって,雇用を入れて規模拡大という話は現実的でない。また後者の雇用に頼らない経営では,いくら効率の良い経営をしても売上げには限界があるので必然的に利益も限られる。市場,産直だけでなく前述したような販売方法の拡大(個人売買など)をおこなってさらに売上げを伸ばすしかない。もちろん品質の向上や出荷量の安定確保は第一条件となる。

しかしこれら2つの方法の他に,第3の選択として農作業の繁忙期のみに臨時雇用を入れるという方法もある。市内でもこれを取り入れている農家があり,シルバー人材派遣などから雇用を入れているという話である。考えてみればこの第3の方法が労働力を考えるで一番効率的であると思う。農作業は年中での労働時間ではなく,農繁期と農閑期の作業時間にかなり差が出てしまう。私も平均化を考えながら栽培作物を選んでいるが現実には困難で,夏場の時期にトマトの収穫・出てしまっている。

そこで近い将来の経営として第3の方法を 選びたい。主要作物の栽培面積を最大限に拡 大し,農繁期に管理しきれなくなる作業に臨時雇用を受け入れる。そして農閑期にも栽培品目・面積の拡大をおこなって,より充実した作物栽培体系を確立することを目標にする。

今後も常に農業の世界的・日本的・地域的な動向を踏まえ、細かい軌道修正をしながら 最善な(生き残れる)経営を目指していきたい。あくまで理想ですが。

11. おわりに

この4年間の農水省駐村研究員としての活動は、農業をゼロから始めた素人の私としては大変有意義であった。一地域の新規参入者でありながら、全国的な規模での問題点や動向を背景に駐村研究員の皆さんを始め農水省の方々から議論や意見、アドバイス、励ましをいただけたのは大変嬉しい。出会った方々はすべて農業の大先輩であり吸収すべきことは山ほどあったが、その一部でも今後活用できるよう努力したい。

最後に,この場を借りて駐村研究員ならびに農林水産政策研究所の皆さんに深くお礼を述べたいと思います。有り難うございました。 (岩手県北上市・農業)



定例研究会報告要旨

第 1973 回定例研究会報告要旨(1月11日)

英国における単一支払制度導入と 規制インパクト評価

吉井 邦恒 久保香代子

イングランドにおける単一支払制度の導入に関する規制インパクト評価(RIA)を題材として、わが国の農業分野へのRIAの適用について検討するとともに、新しい食料・農業・農村基本計画における経営安定対策の施策の具体化に当たってのRIAの活用可能性についても検討を行った。

1 . 諸外国および国内の RIA の実施状況

欧米では,一部で先行事例がみられるものの,主に90年代半ば以降,規制制定過程にRIAが導入されており,規制制定の「事前分析ツール」、「合意形成ツール」として活用されてきている。費用・便益の定量的な分析を多く行っているが,定量化が困難なものについては,定性的分析が行われるなど,実務的な分析が志向されている。日本においては,平成16年度からRIAを試行的に実施することが閣議決定されたことを受け,16年12月現在,3省がHP上で分析結果を公表しているほか,8府省が政策評価基本計画等で実施を明記している。

2.単一支払制度に関する RIA

イングランドにおける単一支払いに関する RIAでは、受給方式に関し5つの代替案が示されている。2003年CAP改革により単一支払いの導入が決定されているため、「何も行わない(現状維持)」という選択肢は今回の分析では設定されていない。各代替案について、 経営類型ごとの分析も含めた農業経営に対する影響や政府の実施費用への影響に関しては定量的な分析が,社会的影響,環境的影響に関しては定性的な分析が行われている。この結果(RIAに先だって大臣から言及されていたとおり),RIAの分析によっても,flat rateによる単一支払いへ段階的に移行する方式が支持されることになった。

3. クロスコンプライアンスに関する RIA

イングランドで行われたクロスコンプライアンスに関するRIAでは、新たな基準が設置される「良好な農業・環境上の条件」(GAEC)のみを分析対象としている。単一支払いのRIAと同様、「何もしない(現状維持)」という設定はなされず、代わりに提案された各要件に関する分析が行われている。行政や農家の費用については定量的に示されているが、便益については定性的な記述にとどまっている。

4 . RIA **の活用について**

現在検討が進められている経営安定対策をRIAの枠組みを用いて分析を行うとすれば、現状(対策がない状況)をベースラインとし、複数の代替案を比較することになる。その場合、便益としては対象経営の便益や非対象農家の負の便益、地価への影響などが、費用としては担い手の特定等の実施コスト、政府の監視費用、農家の遵守費用などが考えられ、これらを用いて代替案を比較し、評価することになろう。

また、RIA は諸外国では、安全、健康等に関し規制強化をする際に適用されている事例が多い。わが国でも食の安全・安心への関心が高まっているが、諸外国のように RIA を政策立案過程で合理的に活用できるだろうか。実際に活用するためには、政策立案の初期段階で複数の選択肢を提示することができるか、分析に利用可能なデータが整備されているか、分析結果を示しつつ関係者との協議を行うこと等に対して行政部局が理解を示すかなど、越えるべきハードルも多いと思われる。

第1974回定例研究会報告要旨(1月18日)

EU における遺伝子組換え作物関連規制の動向

立川 雅司

欧州連合(EU)においては,1999年に遺 伝子組換え体 (GMO) の認可を凍結するとの 決定が環境大臣会合で下されてから, GMO に関する認可は事実上停止状態となっており (デファクト・モラトリアムと呼ばれる), そ の間,GMOをめぐる政策過程を抜本的に見 直す作業が続けられてきた。これらの作業は、 結果的に5年以上に及ぶものとなったが, GMO の環境放出指令の改正 (2001/18/EC と して成立),食品・飼料としての安全性審査規 制,表示規則,トレーサビリティ規則(EU Regulation No.1829/2003 お よ び EU Regulation No.1830/2003 として成立) という 形で,GMO認可に関わる制度的環境がよう やく整備された。とはいえ,これらの規則を 補完するための関連規制である一般種子への GMO 混入限界に関しては,現在(2005年1 月)もなお検討が続けられているところであ る。

また 2003 年 5 月から実質的に活動を開始した欧州食品安全機関も,次々と GMO に関するリスク評価結果を出し,これらを踏まえて,2004 年 5 月には GM トウモロコシ (Bt11) が欧州委員会によって認可され,これにより 5 年余り続いていたモラトリアムは解除されたということができる。

こうした欧州レベルでの政策策定過程と並行して,EU加盟国においても,各国の農業事情や社会経済事情に応じて,GMOを国内政策的にどのように位置付けるかについて,様々な検討が続けられてきた。なかでも注目されるのは,英国政府の動きである。英国では,2003年に国を挙げてGMOについての公開討論等をおこなうと共に,これと並行して政府レベルでも科学的観点および経済的観点からGMOを評価する作業をおこなった。また3年前から実施されていた大規模農場実験の結果が2003年秋に公表され,GMOをめぐる生態系への影響に関しても一定の見通しが

示された。そして GM トウモロコシ栽培の条件付き承認という英国政府の方針に結び付いた。

このように 2003 年は,ここ数年遅々とした 動きしか見せなかった欧州において,GMO 政策をめぐって様々な画期となる政策導入や 政策論争がおこなわれた年となり, ある意味 では、今後の欧州における GMO 政策の分水 嶺を形づくる年となったともいえる。本報告 では,2003年12月および2004年11月に実 施した欧州での現地ヒアリング調査で得られ た知見を踏まえて,最近の欧州における GMO 政策について概観し、特に最近の懸案 事項として広く議論されている GMO をめぐ る共存政策, すなわち GMO と慣行栽培, 有 機栽培との共存方策に関する各国の検討状況 について報告した。具体的には,デンマーク, ドイツ,オランダ,イタリアなどで検討され つつある共存方策の特徴について整理した。 その結果, EU 域内においてかなり意味合い の異なった共存方策が策定されつつあること が明らかになった。このような共存方策の特 徴の相違は,その国ごとの政治的情勢や農業 の性格 (大規模経営の割合や地形条件の相違) によって異なってくると考えられ、この意味 で,共存方策は当該国の農業事情の鏡でもあ ると考えることができる。

「詳しくは、『農林水産政策研究』第8号および『(独) 農業生物資源研究所研究資料』第4号(近刊)掲載の拙稿を参照されたい。」 第1975回定例研究会報告要旨(1月25日)

地域的まとまりの重層構造と協働型社会

(東京都立大学法学部法律学科) 名和田 是彦

報告では,今日の日本でさかんに主張されている「新しい公共」や「協働」といった言説が想定している社会構想の意味を明らかにすべく,地域的まとまりの重層構造という理論的発想を導入し,その歴史的地域的タイプを比較検討することを通じて,協働型社会の特徴を論じようとした。

協働とは、たとえば第27次地方制度調査会答申が、「地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである」と述べているように、行政と何らかの民間の担い手との協力によって社会が必要とする公共サービスを確保していこうとする社会構想である。

現在多くの自治体で熱心に制定されている 自治基本条例においても、「協働」は「参加」 と並んで自治体運営の基本原則としてうたわ れており、財政危機のもとにある自治体の危 機感が現れている。この事態を理論的にどう とらえたらいいだろうか。

現代人の文明生活は、いくつかの地域的なまとまりが重層構造をなすことにより、適切な地域レベルで適切な公共的意思決定と公共サービスの提供とが行われることによって、確保されている、というイメージを基礎に据えたい。19世紀ヨーロッパでは、この地域的まとまりの最基底は、市町村であった。ワイマール時代のドイツのフーゴ・プロイスとはで、市町村・州(ラント)・連邦(ライヒ)は領域社団として同質的であり、こうした地域的まとまりの重層構造が下から上へと民主的に組織されることによって、人間生活が支えられている、というイメージを描いた。

この着想は法律学的なものであるが,つとにマックス・ウェーバーがこれに触発されて「領域団体」という社会学的概念を構成したように,この社会イメージは社会学的な分析にも使用できるものである。

ヨーロッパでは最基底の地域的まとまりは 市町村であったし、その後市町村合併を余儀 なくされても、大規模自治体の中に都市内分 権制度を創設して、最基底の地域的まとまり が、公的な制度として十分に住民に身近で民 主的な構成をもつように工夫されてきた。ま た農村部では、小規模な自治体を残し、新し い高度な公共サービス需要には、幾層もの自 治体の連合組織を制度化して対応した。

これに対して,日本ないしアジアでは,開 発主義的な国造りが行われたため, 地方自治 制度の成立当初から,市町村の区域は地域生 活の最基底のまとまりとは一致せず,最基底 の地域的まとまりは, 日本における自治会・ 町内会のように,民間団体として組織された。 したがって,公共サービスはもともといわば 「協働」で行われてきたといってよい。しかし、 高度成長期から 1980 年代までは,個人所得の 向上と行政サービスの充実により,民間地域 団体の役割は後退した。1990年代のバブル崩 壊後の厳しい時代になって,再度民間の公共 サービス組織力が必要とされ,様々な形で新 しいコミュニティ政策が行われている。そこ では 1980 年代のコミュニティ政策がコミュニ ティ・センターの自主管理などを主流として いたのに対して,地域福祉などの切実な生活 課題をテーマとする住民組織を一定の地域エ リアに設置するようになっていることが特徴 的である。上記地方制度調査会答申の構想は その追認のようなものである。

実は福祉国家体制をとる(つまり公共サービスが原則として行政サービスとして提供される)ドイツでも,財政危機によって協働と類似の動きが見られる。

こうして先進諸国は協働型社会構想を追求 しているが,これにより本当に安定した社会 秩序が成立するかどうかは未知数であろう。 第1976回定例研究会報告要旨(2月8日)

中国の土地請負経営権の法的内容 と適用法理

河原 昌一郎

土地請負経営権は,中国の農業農村政策の基礎になっているものであり,土地請負経営権に関する十分な知識がなければ中国の農業経営,農村組織等に関する問題を的確に理解することは困難である。

このため,本研究会では,土地請負経営権について,土地請負制度の変遷過程の再整理土地請負経営権の法的内容の明確化土地請負経営権の適用法理の解明という課題に即して研究結果を報告した。

土地請負制度の変遷については,形成期(1978~1983年),第1期請負期(1984~1992年),第2期請負期(1993年~現在)に区分することができる。形成期は,土地請負経営権が全国的に普及する過程であるが,法的制度は全く確立していない。第1期請負期では請負期間が15年とされ,初歩的な法的規定もなされるが,まだ不十分なものである。第2期請負期で請負期間が30年と定められ,農村土地請負法の制定によって法的整備も一応の完成をみる。

土地請負経営権の法的内容ないし概念については、これまで必ずしも明確にされておらず、また現在でも法的な定義規定は置かれていない。ただし、現実の運用、法的規定を対したように単に請負土地を使用収益する権利ではなく、個人としての農村集団から「土地を請け負う権利」と請負契約の負方(農家)としての「土地の使用収益等を行う権利」の2つが含まれており、このうち個人としての「土地を請け負う権利」が本質的なものと考えられる。

中国農村の土地所有制度は,現在でも旧ソ連法を引き継いだ社会主義的土地所有制を基本的法理としていることから,土地請負経営権の内容についても社会主義的土地所有制の法理との調整が必要とされる。

請負契約締結に際しての前提となる土地分配については、平等原則が何よりも重視されており、請負契約締結の際に適用される法理は、契約自由の原則ではなく、特定の行政関係を処理するための公平の原則である。

請負契約には,農業税,負担金の納付等, 請負農家が負う国家,集団への義務が規定されるなど,請負契約の内容は,土地請負経営 権の権利の設定というよりも,農村土地に関 する行政事務の具体的な実施という要素がほ とんどを占めている。

また,農村土地請負法では,土地請負経営権の物権化を進めるため,土地請負経営権の譲渡には登記を対抗要件とする等の規定の整備がなされたが,土地管理体制の制約もあって譲渡は現実的には極めて少なく,物権としての法理が適用される場面は現状ではごく限定されたものである。

このように,中国の土地請負経営権は,通 説的見解では物権として理解されているが, 現実に適用されている法理は,主として社会 主義的土地所有制を基礎とした土地制度の行 政的な運営に関するものとなっている。

ただし、土地請負経営権は、今後とも農村での現実の運用の中でその内容を変化させていく可能性を有している権利である。また、土地請負契約については、行政機関(農村集団)による解除が行政不服審査の対象となっているなど訴訟手続き面でも特殊な取扱いがなされている。今後、土地請負経営権に関する裁判事例ないし法院の判断も徐々に明らかにされると考えられるので、それらも踏まえつつ、土地請負経営権の法的性格等のより的確な把握を行っていく必要があるものと考えている。

第1977回定例研究会報告要旨(3月15日)

フランス農業基本法の見直し

伊藤 正人

フランスで農業基本法の見直しが進められている。1960年に制定された最初の基本法以降3度目の大きな見直しである。

今回の見直しは,第1に2003年6月に合意されたEU共通農業政策改革,WTO交渉の進展等により共通農業政策の市場調整機能が弱まり,農業者がこれまで以上に国際競争に直面することから,農業経営体の競争力を強化する必要があること,第2に農業に対する社会の期待が大きく変化していることから,この変化に対応して農業政策を構築し直す必要があることから行われると説明されている。

昨年9月に設置された基本政策検討委員会(CNO)は,全国各地での議論を経て,昨年12月末に農業大臣に答申を提出した。この答申に示された見直しの方向,主要な論点は次の通りである。

まず,60年基本法では食用農産物の「量」 を確保することが農業の主たる役割と考えら れていたが,新しい基本法の下では,食用農 産物および非食用農産物の生産,環境役務お よび国土役務の供給の4つを農業の役割とし, この4つの役割に答えるよう政策を構築し直 すとしている。第2に,60年基本法は「成人 2人による家族経営」を模範型とし、この育 成・支援のために広範な施策を講じ,規模拡 大と構造改革が大きく進展した。その後、経 営形態・農家の収入源の多様化,農業の役割 の拡大等農業経営体を巡る情勢が大きく変化 し,上述の単一のモデルに基づく政策体系を 見直す時期に至ったとした。第3に,共通農 業政策改革等に伴い他の経済分野と共通の競 争ルールに服する度合が増大していることか ら、他の経済分野と共通の政策を再評価すべ きとしている。

このような前提で , 上記答申では次のよう な方向付けをしている。

第1に経済的分野では,農業者の所得向上のため,農産物販売力を強化すること,リス

ク・不確実性への対応を改善すること(収穫 物保険,リスク管理機関設置等),非食用農産 物への支援等が提案された。第2に,共同, あるいは法人組織の農業経営体が増加してい ることを受け,農業経営体,特に法人組織の 経営体が安定した地位を保てるよう,その構 成員の個人資産と経営体の経営資産の分離を 進め経営体が個人から独立した永続的な経済 単位となる方策を講じること,経営体として の承継の制度を整備すること,法人による経 営に当たり障害となっている税制, 社会保険, 法律制度を改善すること等を提案した。なお 牛乳生産割当,単一支払い受給権などを含め て農業経営体を評価する農業経営資産制度 (fonds agricole) 導入については賛否両論が あり, 答申では明確な方向性は示されなかっ た。また, 畜産業等で経営者が休暇を取りや すい環境を作るよう,代行サービス利用の条 件整備を求めた。第3に,農地政策では,経 営規模・権利移転の規制(構造規制)の緩和, 賃貸借制度見直し等を提案した。農地の賃貸 借については,両当事者の合意等一定の条件 の下で第3者に賃貸借契約を譲渡できるよう 制度改正をすることを提案した。その他,地 域圏(州)・県・町村の役割の見直し,環境 保全への貢献等についても提案が行われてい

農業省は,共通農業政策改革の実施に併せて,2006年1月から新基本法を施行出来るよう,本年5月頃に法案を決定し,6月中に議会での審議に入りたいとしている。

今回は60年基本法の基本的な概念を見直そうというもので,60年基本法制定以来最も大幅な制度見直しと考えられている。全国各地での議論では,今回の見直しの重要な論点である農業経営資産制度(fonds agricole),農地の賃貸借契約の譲渡,構造規制緩和などに対して農業者側に慎重かつ保守的な意見が強かったと伝えられており,法案の検討,議会審議の中でこの意見の隔たりがどのように埋められるか注目される。



【ライフスタイルプロジェクト研究】 特別研究会報告要旨 (2005年1月12日)

山村留学全国アンケート調査の分析

(文部科学省教育政策研究所)笹井 宏益 ((財)育てる会関西事務局)山本 光則 (九州大学大学院農学研究院)矢部 光保 (日本大学生物資源科学部)水野 正己

本研究会は,平成15年度山村留学受入3機関については全て,留学生とその保護者については約半数を抽出して行った,全国アンケート調査結果の報告会である。調査は,文部科学省教育政策研究所,(財)育てる会と当所の共同により,2004年2,3月に実施した。当研究会の報告は,実施団体の立場から山村留学の現状と問題点を山本光則(育てる会)が,受入3機関の受入状況や現在の評価を笹井宏益(教育政策研究所)が,都市と農村の交流が保護者へ及ぼす社会・経済的影響を矢部光保(九州大学)が,それぞれ報告した。

まず,山本によれば,平成15年度山村留学 生受入れは30道府県98市町村で,小学校 102 校・参加生徒数 554 人,中学校 59 校・参 加生徒数 250 人であった。山村留学参加者 804 人を居住形態別に分類すると,寮で生活 251 人,里親宅で生活251人,寮と里親で生 活79人,家族で転入223人,であった。受入 の多い都道府県は,北海道,鹿児島,長野と いった自然の豊かな農業地域, 留学生の出身 地で多いのは,東京,大阪,愛知という三大 都市圏であった。留学動機は,自然体験を希 望など積極的な参加が約8割,都会学校に馴 染めない等の消極的参加が2割程度を占める。 ただ,発足以降28年,漸増しつづけた山村留 学はここ4~5年頭打ち状態にある。不況の 長期化による留学参加希望生の頭打ち,里親 不足や経営収支の逼迫など運営団体側の受け

入れ体制の弱さが影響している。

第2に,笹井が受入側3機関の受入動機や立ち上げ経過を報告した。それによれば,山村留学は,学級・学校あるいは地域の活性化という地域に内在する課題意識から,地域住民または地区の役員等が発案して始めたというケースが多かった。その結果として,学校・学級の活性化という教育効果は高く評価するようになっている)。また,地域の活性化は,社会的効果については相応に評価されながらも,経済的効果はほとんど評価するれていなかった。

なお,受入れ側3機関における山村留学の 将来方針は,2割弱が拡大,6割前後が今後 とも現状維持,反対に,2割ほどが縮小・廃 止を考えている。それらは,受入れ機関が山 村留学の効果を概して評価しつつも,他方で, 運営の難しさ(経営難や留学生および里親の 確保難)を感じていることの反映であると思 われる。

第3に,矢部が,山村留学生の保護者219 人についての報告を行った。山村留学を通し た地元との交流については,「留学地に家族で しばしば遊びに来ている」(81.8%),「第2の 故郷のように思っている」(89.5%),「里親な どと家族ぐるみの付き合いをしている」 (61.2%)と交流が深まっていることがわかる。 他方,経済的な関係について見ると,「留学地 の農産物を買うのが楽しみになった」 (64.4%),「留学地の農産物を産直などで買っ ている」(45.6%)と半数前後の保護者は,何 らかの形態で,留学地の農産物を購入してい ることがわかる。このことは, 生産情報を適 切に提供し,生産者の顔の見える農産物を販 売していくことの重要性を物語る。したがっ て,山村留学などを通して,都市住民との交 流を深めることは,地域農業の振興側面から も効果があると考えられる。

(文責 相川良彦)

【先駆者・支援プロジェクト研究】 特別研究会報告要旨(2005年1月27日)

HACCP の問題点と ISO22000

(近畿大学農学部)米虫 節夫

欧米は、基本的に性悪説の文化であり、 書類や記録、データ等の証拠が重要で、ブルーカラーに対する手取り足取りの SOP (標準作業手順)が必須であり、保険料金の査定方式が明確で率先して安全対策を講じることが尊重されるという3つの発想から各種のISO 規格や HACCP を考えるとわかりやすい。

消費者が食品に望むことは、まず、おいしさで、安全・安心はその次である。HACCPの目的である安全・安心は食品の特性値の1つに過ぎない。その食品の安全・安心の最大の問題は、微生物汚染対策である。食品製造工場に入ってくる原料が製品となって出て行く間に、熱処理などCCP(重要管理点)の大きなバリアや、下処理、手洗い、掃除・洗浄、添加物、水分管理、pH管理、包装などPRP(一般衛生管理)のいくつもの邪魔者(ハードル)を組み合わせて設けることが重要である。

HACCP は,人間を月に送ろうとしたアメ リカが,宇宙飛行士の食中毒防止のために開 発した「金に糸目をつけない」システムであ るが,82年,93年に発生したO 157事件を 契機にアメリカで食肉工場などに導入された。 導入当時のアメリカでは品質管理運動がブー ムとなっており, HACCP の導入に際し,マ ネジメントシステムについて改めて言及する 必要がなかった。一方, HACCP を日本に導 入する際には,土台の品質管理部分を抜きに して上部の HACCP だけしか持ち込まれず, 結局,日本の HACCP は,マネジメントシス テムや購買工程がない,食品安全のみ,製造 工程のみのシステムとなってしまった。 HACCP は食品分野での品質管理であり. TQC (総合的品質管理)の中で位置付けるこ とが重要である。

企業管理システムである ISO9001 は,企業活動に必要な特性値全てを網羅した品質管理であり,HACCP は食品の安全性に関する部分システムといえる。ISO9001 をベースとし

て,その後,環境,労働安全,情報セキュリティ等が,また,セクター規格として,すでに自動車産業,飛行機産業,電気通信のものがあり,その一環として,食品産業にもISO22000ができようとしている。

01年の ISO15161 (指針)では, ISO9001と 食品・飲料産業で一般的に使われている他の システム(= HACCP)を併用して, 品質マ ネジメントシステムの効果的な運用を行う旨 が明記されており、その規格化を目指した ISO22000 は,基本的には,HACCP システム をマネジメントシステム化するものである。 その対象は, From Farm To Table の全ての 食品サプライチェーンである。まだ規格草案 (DIS)の段階であるが、 川上と川下の双方 向コミュニケーション , システムマネジメ ント, プロセス管理, HACCPの7原則, 前提条件プログラムが「5原則」として挙 , , は,ISO9001で言 げられている。 , は HACCP のもので われているもの, ある。このようなことから考えると,実際に は,たとえば,農家では,購入した種子や肥 料のロットナンバーを控えておき、それをど のように使ったかを記録しておくという「プ ロセス管理」が重要となるであろう。あるい は,洗剤メーカーだったら,使用者に,どう いう汚れを取るために使うのか、何のどうい う部分についている汚れを取るのか,いつ洗 浄するのか,誰が洗浄するのか等をきちんと 確認した上で、それでは、この洗剤をこの SSOP (衛生標準作業手順)で使ってください といって売るというようなプロセス管理が重 要であろう。

最後に, ISO22000 は, ISO9001 と HACCP を足したものから, 食品工場で必須である購買と設計・開発が抜けていることが大きな問題であり, ISO9001 + ISO22000 の和システム全体(=31000 システムと称している)が,企業にとって本当に役に立つ仕組みとなるのではないか。

(文責 熱田健一)

【危機管理プロジェクト研究】 特別研究会報告要旨(2005年2月1日)

異なる食品リスクに対する消費者の 認知と姿勢

(オランダ・ワーヘニンゲン大学) Lynn Frewer(リン・フリューワー)

消費者の食品リスク認知は,消費者の態度 や行動を決定する。たとえば自分ではコント ロールできない強制的リスク,より悲劇的な リスク,多数の者に影響を与えるリスクの 懸念は大きい。また,より恐ろしいもの,よ り親しみのないものを脅威と感じる。個人に よっても不安の程度に差が出るし,子供、不 齢者,ある民族といった特定グループに不利 益が集中する場合,不安は大きい。さらに 様々なリスクと便益への認知は国や文化によ っても違いが見られる。

こうしたリスク認知が消費者の信頼感とど のように関係するかをみるには, WHO の 「リスク分析」の枠組みが役立つ。これは次の 3要素からなる。すなわち「リスク評価」(技 術的なリスクの評価),「リスク管理」(リスク に関する政治的な決定),「リスクコミュニケ ーション」(利害関係者によるやり取り)であ る。最近,消費者もインターネットでさまざ まな情報が得られるようになり,専門家の決 定のみに依存する状態でなくなってきている。 さらにリスクは社会的に増幅される。では 「リスク分析」の透明性を増せば信頼性を確保 できるのだろうか。透明性が増すと提供情報 の多くが一般大衆の目にさらされる。すると 「リスク管理」が自分のコントロール外にある ことがわかる。透明性が増せば増すほど追加 的なコミュニケーションが必要となり,利害 関係者の関与もより求められるようになるの で,必ずしもそうとはいえない。しかし,透 明性が低くなると信頼も失われるのは確実で ある。

それでは食品の安全性はどのように広報・規制されているのだろうか。英国の BSE を例にみると,消費者の懸念を拡大した原因は 96 年以前に政府がクロイツフェルトヤコブ病の原因となる可能性を認知しなかったことにあ

る。BSE は消費者のコントロール外にあった 危険性であり,消費者の懸念に対する情報提 供が行われなかったことは,消費者のリスク 認知に影響した。また,メディアがリスク認 知を増大させる力もあった。現在,我々は食 品安全に関して何が消費者の信頼を構築して いくかというモデルをつくっており,消費者 の行動決定に何が影響するか,そうした事象 がどのように相互関連しているかを理解し始 めたところである。

最後に,食品の安全性を自然科学・社会科 学の両方の観点から考える。前者の観点から は,農場から始まるフードチェーンの最後に 消費者があるが、このうち小売りから消費者 までの間には微生物汚染などの不確実性が大 きい。後者の観点からみると,消費者が不確 実性などの情報を得てそれが知覚されたリス クとなり、そのうえで最後に消費者が食品を 消費する。こうしてみると、消費者の段階で 自然科学と社会科学とが重なっている。した がって食品安全についての研究は,自然科学 と社会科学が統合した形で行われるべきであ ると考える。つまり、細菌汚染、毒性に対す る自然科学に基づきつつ,食品リスクに関す る一般消費者の懸念に対しては「リスク分析」 のプロセスのなかで消費者との対話を行って いくことの重要性を理解する必要がある。

(文責 山本昭夫)

【多面的機能プロジェクト研究】 特別研究会報告要旨(2005年2月16日)

EU における農業の多面的機能 ,農村開発 , そして政策の動向

Multifunctionality, Rural Development and Policy Adjustments in the European Union

(イギリス・アバディーン大学)
John Bryder(ジョン・ブライデン)

多面的機能とは,あるものが生産されるときに,その生産活動により同時に生産される 副産物(または結合生産物)を認識するため の考えであり、この場合の副産物とは、好ましい、好ましくないに関わらず生産されるものである。たいていの場合は、農産物生産の一部として生産される公共財や、農業システム、またまれに農法の一部として生産されるものも含まれる。EUでは、CAP(Common Agricultural Policy)改革とそれに関連する農家への助成金の継続を正当化する主な理由となっている。また過度に集約的な農業により社会にもたらされる悪影響"public bad"を扱うための政策ツールの一つとなっている。

このように,多面的機能はEUの対外国政 策において国内政策を支える鍵となるもので あり,特に現在行われているWTO交渉にお いては, EU のスタンスを支える重要な部分 となっている。また国際的にも EU 国内でも, 余剰生産物を生み出す補助金を廃止しようと いう圧力が増加するにつれ,多面的機能は, EU が農村開発政策 (rural development policy)と呼ぶ政策を実施するにあたっての 重要な根拠となっている。特に,農業環境事 業 (agri environmental schemes) の実施に おいては、多面的機能は非常に重要な位置を 占めるようになってきており、イギリスでは、 環境スチュワードシップ事業(Environ mental Stewardship Scheme) などを通じて, 多面的機能を発揮するために特定の農法を採 用する農家への直接支払政策を行っている。 また、このような特定の事業者を対象とした セクター政策は,農村や遠隔地の経済的発展 をもたらす方法だと考えられている。

多面的機能のほとんどの研究では,農業は一般的に,公共財と公共に悪影響な財の両方を生産するというかなり共通的な同意がある。多面的機能に対処するためのコンセプトや知識は現在のところ発展途上段階にあり,政策や政策手段,またその実施において様々な明度があると思われる。しかし公共財との関係やマイナスの影響の程度,さらに農産物生産との並列関係や結合関係についてはわからないことが多く,またこれらの関係に対して様々な政策を用いてアプローチした場合のインパクトについてもよくわかっていない。されていたのは、公共財と公共に悪影響な財との関係や,同じEU内でも異なる地域での農村開発の手

法などにどのような違いがあるのかなどについてもわからないことが多い。

公共財の提供が地域開発や雇用確保,収入 や生活の質の向上と結びついた人間の幸福の 増進をもたらさないなら,その公共財は農村 や僻地にとってはまったく意味がない。また 公共財の範囲やその重要性の問題について議 論がより多く行われるようになれば,多面的 機能の提供が農産物の生産や維持などを行っ ている農家だけに関わるものではないことが 明らかになるだろう。このことはわれわれが 現在行っている農村政策を,将来的には根本 的に変えなければならないことを意味してい る。

現在11の国で構成される新しい研究プロジェクト(TOP MARD Research Project)を立ち上げており、このプロジェクトで農業やそこから生み出される公共財、様々な異なる地域ごとの事情に合わせた農村や僻地の開発についての関係を理解し、知識を深めようと試みている。科学的根拠に基づいた個別事例の分析を試みるものである。

(文責 田中淳志)

特別研究会(講演会)報告要旨(2005年2月21日)

開発途上国における農業の非経済的役割 FAO プロジェクトの成果と 今後の課題

(FAO 経済社会局比較開発分析課長) ランディ・ストリンガー (FAO 経済社会局比較開発分析課エコノミスト) 作山 巧

FAOでは、日本政府の拠出を受けて、開発途上国の農業が果たす多様な非経済的役割を解明し、政策立案に反映させることを目指した調査分析作業(農業の役割プロジェクト)を2000年から実施している。本プロジェクトは、途上国における農業の多様な役割の実態把握を目的とした第1段階(2000~2003年)

と,そうした多様な役割を実際の政策に反映 するための政策提言を目的とする第2段階 (2004~2006年)から成る。

第1段階では、アジア(中国、インド、インドネシア)、アフリカ(エチオピア、ガーナ、マリ、モロッコ、南アフリカ)、中南米(チリ、ドミニカ共和国、メキシコ)の11カ国を対象とし、各国の研究機関と協力して、農業の役割に影響する要因、農業が有する環境外部性、農業発展による貧困削減機能、農業形よる都市への人口集中の緩和機能、農業による雇用の緩衝機能、農業による雇用の緩衝機能、農業が持つ文化的機能、の7つのテーマについて、その実態把握と各機能の定量評価を行った。

本プロジェクトで分析対象とされた農業の非経済的な機能は、環境外部性に代表される生産面の外部性に重点を置いた OECD による多面的機能の分析に比べてより広範なものとなっており、貧困の削減や食料安全保障の確保といった農業生産の増大に伴う消費面での外部性をも包含し、そうした間接的な波及効果も分析対象とした点に大きな特徴がある。

2004年から開始された本プロジェクトの第2段階においては、第1段階における途上国農業の多様な役割に関する実態把握を踏まえて、貧困削減と食料安全保障、農業の環境外部性、農村の活性化、の3分野に関して政策提言を行うべく、分析作業が続けられている。

上記の3分野の中で,環境外部性に関する分析作業は,農業が有する正負の外部性を内部化するための環境インセンティブ措置を途上国に導入するためのガイダンスの提供を目的としている。環境インセンティブ措置は,政府による手法(直接支払い等),共同体による手法(慣習ルール等),市場を活用した手法(エコラベル,グリーンツーリズム,環境トラスト等)に大別され,先進国の農業や途上国の森林保護への適用例は多いものの,途上国農業への適用例は乏しく,その導入が途上国の環境改善のための課題となっている。

上記の「環境インセンティブ措置に関する ガイダンス」は, 個別テーマに関する文献 レビュー, 個別事例に関する特定国でのケ ーススタディ, 専門家会合の開催,を通じて取りまとめられることとされている。このうち,文献レビューについては,先進国の農業環境政策と,途上国の森林に対する環境支払いの経験を評価し,途上国農業に環境インセンティブ措置を導入する際の課題を導出するものである。また,ケーススタディは多場である。また,ケーススタディは多様性等の環境外部性を内部化するための環境インセンティブ措置の実現可能性を検討するもので,現在,メキシコ,ケニア,モロッコ,タイ,フィリピンにおいてスタディを実施中または計画中である。

(注)ストリンガー氏は、米国の出身で、ウィスコンシン大学、FAOエコノミスト、豪アデレード大学を経て、2002年から現職。作山氏は、農水省の出身で、OECD日本政府代表部、農水省国際経済課等を経て、2004年から現職。

(文責 作山 巧)

特別研究会報告要旨(2005年3月1日)

中国農民合作経済組織の発展に関する研究

(中国農業科学院農業経済研究所) 王 東陽

新中国成立後,中国農村は農業合作化時期(1949 - 1957年),人民公社化時期(1958 - 1977年)を経て,現在は農家経営請負制時期(1978 -)となっているが,市場経済の進展によって,公有制を主体としつつも各種の組織が農村に並存する状況となっている。

中国農村の基層組織は,第1類(基層政権組織),第2類(群集団体組織),第3類(村・組治安組織,人民調停組織),第4類(社区自助組織),第5類(国家技術経済・管理服務組織),第6類(郷鎮企業),第7類(農民合作経済組織)の7つに分類されるが,このうち近年大きな変化が見られ,かつ,中国農村経済の今後の発展に最も重要な意味を有していると考えられるのは,第7類の農民合作経済組織である。

農民合作経済組織には農村社区合作経済組織,農村供銷合作社,農村信用社および農民専業合作経済組織がある。

農村社区合作経済組織は、主として行政村を単位として以前から設立されている集団所有制の組織である。農村社区合作経済組織には、蘇南モデルと言われる方式で郷鎮企業との協調連携によって発展しているものや、都市近郊地区で社区股分合作制をとっているものも見られるが、名ばかりで実態のないものも多い。そして多くの農村では、負債が返済できずに問題となっている。

供銷合作社は全国に 261 万人 (2003 年末) の職員を擁する系統組織であるが,その非効率ぶりが指摘されていたことから組織改革に取り組んでおり,最近になってようやく利益を出せるようになっている。

農村信用社は農村金融の中核としての役割が期待されているが、管理体制や財産権制度に問題を抱えているため、現在、その改善に向けた取組がなされている。株式制銀行への転換、県単位規模への拡大、合作制の改善等が主要な取組の方向である。

農民専業合作経済組織は,労働の連携や, 技術・資金面での結合を行う組織であり,加 入脱退は自由である。経営には社区等による 制限を受けず,財産関係も明確であり,労働 者個人の財産権私有を基礎とする。

近年,設立が急速に進み,2004年には全国で15万組織以上が設立されている。そのうち,専業合作社は約35%,専業協会が約65%となっているが,郷を範囲として設立された専業合作経済組織が全体の84%を占める。

組織化の方式には多種多様なものがあるが, 大きく分類すれば,東南沿海地区における市 場を基礎とした民営方式,中西部地区におけ る政府の支援による民営方式,貧困地区におけ る政府主導方式の3つに分けられる。いず れにおいても,農民専業合作経済組織は農民 から広い支持と歓迎を受けるようになってお り,四川省における調査では農民の利益を代 表し保護する組織として農民専業合作経済組 織を挙げる農民が57.5%を占めた。

農民専業合作経済組織については,中央政府は1990年代の半ば頃からモデル地区を作る

等の支援を行ってきており,また地方政府においても,不完全な統計ながら,22の省(自治区,直轄市)で農民専業合作経済組織に対する専門的な支援施策を講じてきている。

2003年の第10期全国人民代表大会で,「農民専業合作経済組織法」の制定が第十期五カ年計画の立法計画の中に組み込まれ,立法化に向けた検討が進められることとなった。法人登記の問題を含め,農民合作経済組織をどのように制度化するかは,今後の中国の農民組織や農業経営の発展のあり方に直結する重大な課題であり,その動向を注視する必要がある。

農民専業合作経済組織は、加入脱退の自由、民主的管理、利益返還の原則に基づいた農民の互助性の組織である必要があるが、登記管理の面では、企業法人、社団法人または民営非企業組織としての登記を認め、専門的分類管理をするべきではないか。

(文責 河原昌一郎)

【多面的機能プロジェクト研究】 特別研究会報告要旨(2005年3月2日)

CSA(Community Sustainable Assessment) を用いた循環型地域づくりの検証

(中国地方総合研究センター) 宮本 茂

地域づくりを行う視点としての「循環型」について,本研究では,従来提示されてきた環境面だけではなく,社会・経済面,文化・精神面を含めた総合的な循環を地域づくりの目標として掲げた。その上で,様々な循環型地域の提案や具体的な事例について検討するとともに,特に海外のモデルとしてのエコビレッジ,エコシティ等との比較検討を行った。本来は、まずての地域で循環刑地域づくり

本来は、すべての地域で循環型地域づくりが要請されているはずであるが、過疎・高齢化など地域課題の大きさと、循環性の脆弱性が高く、最も循環型地域づくりの緊急性が高いと考えられる、中山間地域の循環性の課題

と可能性を分析した。具体的には中山間地域 のうち都市近郊型として広島県加計町(現安 芸太田町加計),山間地型として広島県高宮町 (現安芸高田市高宮町)をケーススタディ地と して抽出した。

具体的な評価ツールとして、地域の循環性を評価するツールであり、地域づくりを実施していく上でのツールでもある、CSAを採用した。ただし、CSA自体は欧米で開発検討されたものであるため、その適用可能性をCSAの歴史的背景、活用例、原文等を参考に検討した。また、地域の循環性の評価ツールについて、主に静的(循環度の評価)と動的(意識啓発または気づきのツール)という2つの側面について、既存ツールとの比較検討を行い、CSAの適用可能性を検討した。

効果と限界を検討するために,上記の中山間地域の2地域において,CSA(ワークショップ形式)を実施した。広島県加計町川北地区は広島市近郊かつ上流域で,広島市内とほぼ30分程度で結ばれた都市近郊である。広島県高宮町川根地区はエコミュージアムを標榜し環境に配慮した地域づくりの先進地であり,かつ自治振興区をつくり住民自治の先進地でもある。全国的に知名度がある地域づくりの先進地域と,一般的な集落を抽出して比較するなど,CSAの地域特性を踏まえた循環度の評価可能性,普遍性,有効性などを検討した。

また、上記のCSAの第1回目の実施を踏まえ、地域特性や回答のしやすさなどの配慮を行い、再度同じ地域に実施(アンケート形式,ワークショップ形式)した。対象は2回目の住民とは別に同じ年齢・性別層から同とは別に同じ年齢・性別層から同とが主体的に地域を評価していくツールとして、また、使討、取り組みをされた。また、他のワークショップや住民意識調であることが示された。また、他のワークショップや住民意識調であるに比べて住民個々の能力が高まる、独強会に比べて住民個々の能力が高まるが表にないない組みに大きく寄与することが多りが期待される。

今後,世代,地域を超えて循環する中山間地域に求められる将来像(イメージ)の提案

として,将来像は地域ごとに画一のものではなく,住民自ら発意,行動していく中で目標設定していく場合が多く,多様な主体と多くの時間をかけて柔らかな形でボトムアップ型でみつけだしていくことが必要であること,また,CSA等を活用し,プロセスモデルとして,気づき(知る,必要性の認識) 検討(選択・判断) 取り組み(具体策の着手,フォローアップ)など,住民意思の参画・表明に向けた取り組みの必要性について提言した。

CSA の概要について

CSA の評価項目分類は,3つの大項目,7つの小項目で構成,計144設問からなる。

環境面 (7分類)/1.土地の感覚-地域の立地と範囲,自然の復元と保護,2.食の調達可能性,生産と配分 など

社会・経済面 (7分類)/1.公開度, 信頼,安全:共同のスペース,2.コミュニケーション-考えと情報の流れなど

文化・精神面(7分類)/1.文化の持続性,2.芸術と娯楽,3.霊性の持続可能性,4.コミュニティの共通指標 など

【FTA ・ WTO プロジェクト研究】 特別研究会報告要旨 (2005 年 3 月 17 日)

韓国におけるコメ再交渉以降の稲作農業 の現状と課題

(韓国農村経済研究院)金 泰坤

韓国において,コメは生産額や農家所得, 食料自給率等の面から重要な作物である。都 市と農村の所得均衡という農政上の重要な理 念を実現するためのツールとしてコメの価格 支持が長く続けられてきた。このような政策 による歪みや市場開放の影響等で,最近農家 の所得問題が拡大している。

日本と韓国の農業を比べると,似ている面と異なる面とがある。国民への食料供給力は,低下してきており,唯一主食の米が高い自給率を保っているという状況は両国で共通している。一方,農家の農業所得依存度や専業農

家率,農業所得に占める米の割合は韓国の方が高い。韓国では農家所得の確保のためにコメの価格を引き上げてきており,農政の中でもコメに対する支援を手厚くしてきた背景には,このような農家のコメへの依存割合の高さがある。

米の需給の変化をみると,79年に1人当たり年間約136kg消費していたが,03年には約83kgへと急減,1人当たり消費量の日本との格差は87年には約55kgであったが03年には約21kgまで縮小した。近年ではおよそ100万haに作付けされ年間500万トン程度生産されている。消費量の減少等に伴い05年には在庫率が30%にまで達している。

韓国におけるコメの輸入は国家貿易により 行われており、現行制度では輸入米は加工用 や北朝鮮への援助として使われ主食用には回 っていないが、今後は MA 米の 10 ~ 30 %が 主食用として市販される予定である。輸入米 は、消費量の3割を占める外食や団体給食な どで利用されるだろう。

アジア諸国におけるコメの市場開放の状況を概観すると、日本では国家貿易により輸入され民間業者へ販売されるという形式をとっているが、02年に市場開放をした台湾ではMA米の35%が民間業者により輸入が行われる仕組みとなっており、市場が混乱しているようである。これに対し、日本の市場は安定しており、日本は市場開放にうまく対応できたのではないかと考えている。

韓国でコメの政府買入価格は01年以降据え 置かれ,04年には引き下げられた。農家販売 価格も低下がみられる。今後は供給過剰によ り農家販売価格の低下が予想される。また, 従来は政府買入により市場価格を支持してき たが,政府買入量が全体の30%から10数% 程度まで低下していることから,今後は政府 買入による価格支持も難しくなることが予想 される。このため,05年からは新たなコメの 所得補てん直接支払いが始まる。この制度は, 産地平均価格等を基準に決定される目標価格 と,当年度の価格の差額の85%を固定型支払 いと変動型支払いを組み合わせて補てんする ものである。この制度の導入に伴い政府買入 制度を廃止する等の見直しが行われる。市場 開放による今後のコメ価格を KREI - ASMO モデルを用いて予測すれば,所得補てん措置を講じても価格の大幅下落が予想される。

一方,韓国の穀物生産においてコメを重視した所得政策の結果,コメは自給体制を構築できたが,コメ以外の主要作物である麦,とうもろこし,大豆については自給率がわずか26%とほとんどを海外依存するような歪んだ生産構造になっている。

今後は低コスト生産によるコメの所得維持を図るとともに,米の需給不均衡を解消するためにもコメ以外の作物に生産を代替していくことが課題となっている。

(文責 久保香代子)

【 先駆者・支援プロジェクト研究 】 特別研究会報告要旨 (2005 年 3 月 25 日)

「食の安全と環境保全型農業にこれからど う取り組んでいくのか」

環境保全型農業と産直に 20 年間 取り組んできた現場から

(エコファーマー)佐々木 陽悦

1. 農薬問題と環境保全型農業・産直への取

宮城県の田尻町で昭和 44 年に二十歳で就農 し,最初の10年間は多収量を目指した。その 頃農薬の普及が急速に進み、それにともない 除草剤のパラコートや有機リン系の殺虫剤な どによる被害がではじめた。こうした事態に 対し,まず農協の婦人部から健康診断の要望 が出された。また,東北大学の人たちがダイ オキシン問題に取り組んだり, 古川市の医者 のグループが空中散布農薬による健康問題を 取り上げた。地元の通木集落でも農薬の空中 散布が始まったが1年で止めさせた。また, 農薬問題のほか消費者米価,食品添加物問題, 貿易自由化問題等にも消費者と一緒に取り組 んだ。そうした中で有機農業やみやぎ生協と の産直を開始した。その当時はまだ環境問題 までは意識してはいなかったが、今では農薬

を減らす環境保全型農業の意味をきちんと理解してもらえる消費者との取引が産直であると考えている。

ここ1年間の大きな動きとしては,海外の 有機食品との競争の激化である。グローバル 化の下での認証制度がこれを助長している。 また,直売場の増加も顕著である。売れるコ メづくりの流れのなかで,コメの認証も進ん でいる。技術的な面では,4年前に導入した 種籾の温湯消毒が,宮城県内では2割にまで 達していたが,これが一気に広がり,今年の 種籾の農薬消毒は10%程度にまで減少すると みている。

2. 環境保全型農業への転換と集落アート

環境保全型農業への取組は,作物部会より も集落組織を優先してきた。その理由は単に 販売戦略というのではなく,地域全体の農業 を変えたいという思いからである。集落全体 を慣行農法から環境保全型農業へ転換することが重要と考えている。集落全体で取り ことが重要と考えている。集落全体で取り組むために誰でもできることからはじめた。一 人の百歩より 100 人の一歩である。地元の集落では慣行農法に比べて農薬 70 %削減を達成 し,田んぼのメダカやトンボが戻ってきた。 農薬を 5 割削減から 7 割削減にすることで明 らかに生き物は変化し,集落の環境も変わった。

3.環境保全型農業推進に直面する三つの課 題

第一に,高いレベルの環境保全型農業技術の開発普及である。われわれの取組では宮城県の古川試験場の存在が大きく,技術的なバックアップをしてもらっている。農家が試行錯誤で取り組んだ技術を科学的に検証しており,官民一体となった取組が重要である。

二つ目が,食の安全や環境影響評価指標としての生き物調査の実施である。今年みどりの農協管内では,改良普及センターの協力を得ながら旧町村単位で最低一箇所は調査を実施する予定である。消費者には生き物のいる田んぼでできたコメを食べたいという気持ちがある。今後田んぼの生き物や水をそこで生

産された農産物の安全の指標とすることが広 がっていくとみている。

三つ目が,ニッチビジネス意識からの脱却である。農協や役場の関係者には,依然慣行農業が当たり前で環境はそれを超えるものにいる意識が強い。慣行農業標準から環境はそれを超える場合とになるが,世の中がどう変わる。また決ととになるが,世の中がどう変わる消費者の作った農産物を食べてくれる消費とというで売ることも重要である。その意味である。といば農業の基本的視点として,地域農業の基本的視点として。農農認らに,地域農業の基本的視点とである。と環境,環境と産直との関係をきちんとに業職しながら,今後の農業のあり方を考えていくことが求められる。

(文責 石原清史)

共催研究会報告要旨(2005年3月29日)

中国の農業政策と食糧需給の新動向

(中国農業科学院農業経済研究所)

秦言

(中国国務院発展研究センター)徐 小青

1.「中国の食料需給動向の変化と今後の見通し」(秦富報告)

まず 1990 年代以降の中国における食料需給動向の変化の特徴についてみると,消費面での多様化が注目される。つまり都市住民の食糧(米・麦・とうもろこし・豆類・薯類)と野菜の消費量が年々減少する傾向がみられる一方で,植物油,家禽,牛乳の消費が伸びている。農村部でも同じような傾向はみられるが,食糧消費量が消費全体の2/3を占めており,都市部の1/3に比べると依然として高い水準にある。食糧消費では米麦の穀物が中心で,肉類では豚肉が主要な割合を占めている。

他方,生産面では,2000年まで食糧生産は

増大傾向にあったが,それ以降減少傾向に転じている。内訳をみると,米・小麦の割合はほぼ一定割合を保ちつつ減少し,豆・薯類は増加傾向にある。

食糧の貿易面についてみると,1995,96年と輸入量が輸出量を大幅に上回る状況が続いた。1997年以降は穀物のみについてみると,輸出量が輸入量を上回る状況となっている。その主要な輸出品目は米であり,近年はほぼ250万トン前後で推移している。ただし小麦の輸出量は次第に減少する傾向がみられる。米の主な輸出先国は,韓国,マレーシア,インドネシアの順である。また小麦の主要な輸入先国はカナダ,アメリカ,オーストラリア,大豆についてはアメリカ,ブラジル,アルゼンチンである。なお,食糧の輸出入動向は,毎年の国内生産量の変化と関連して激しく変動していることがわかる。

今後の食糧需給予測に関しては、(改良の余地が多くあるが)品目別の消費弾性値等を推計してモデルを構築し、2010年には5.3~5.8億トンの需要量に対して5.1~5.5億トンの供給量となり、結果として自給率は95%を達成すると予測している。

2.「中国の食糧生産と流通政策の新動向」 (徐 小青 報告)

中国の食糧生産は,1990年代後半の増加傾向から2000~2003年には減少に転じ,需要を満たすことができずに備蓄が減少し,これによる農産物輸入増加や価格上昇が国内外の注目を集めた(ただし2004年の国内生産は回復)。こうした生産減少の要因としては,1990年代後半の豊作によって農家の販売価格が大幅に下落し農家所得が減少する中で,農家の生産意欲が減退して作付面積が大幅に減少したことが考えられる。また制度的要因として,政府による農産物買い付け制度がうまく機能していなかったこともあげられよう。

こうした問題に対処するため,中国政府は,2004年に「農家の収入増加」,2005年に「食糧の総合生産能力向上」をテーマとする支援策を「一号文書」形式により提起し取り組んでいるところである。具体的な支援策の内容は,2004年については,農業税減免,農家へ

の直接補助,良質種子・大型機械購入への補助等,2005年については,厳格な耕地保護,農業水利建設の強化,技術サービスの向上等である。

このような取組の結果,生産面では農家の所得向上,主要食糧生産地域における生産安定化といった成果が現れ,市場原理に即した食糧流通体制の改革が進んだ。また貿易政策面でも,国内需給の変化に伴い,小麦輸入の増加,とうもろこし輸出の減少といったバランス調整が行われ,価格安定化が図られた。

しかし,依然として農業部門の投資は脆弱であり,所得向上のメカニズムも根付いていない上に,都市農村格差が深刻になってきていることから,農業部門強化のため,税制,金融,流通,公共サービス等の面で一層の改革が必要である。

注. 本研究会は国際農林水産業研究センターと共催で 開催した。

(文責 渡部靖夫)



研究活動一覧

「研究活動一覧」は当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を読者の皆様にタイム リーに提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては直接担当研究員 までお問い合わせ下さい。

【研究論文および雑誌記事等】

研究員名	表題	発表誌,巻・号	発表年月
市田知子	直接支払いの多様性 風土 , 農業のやり方 で異なる EU の先例から	21 世紀の日本を考える 28	2005. 2
市田知子	2003 年 CAP 改革のドイツでの実施	平成 16 年度海外情報分析事業欧州 アフリカ地域食料農業情報調査分析 検討事業実施報告書	2005. 3
市田知子	(書評) Shiro Yoshizawa ed. 『Japanese Less Favored Areas & Regional Revitalization』	村落社会研究 11 (2)	2005. 3
市田知子	ドイツにおける農村地域開発の動向	平成 16 年度海外情報分析事業欧州 アフリカ地域食料農業情報調査分析 検討事業実施報告	2005. 3
江川章・小野智昭・ 橋詰登・鈴村源太郎・渡部岳陽	公的機関の定住対策と I ターン者の実態 島根県のケーススタディ	ライフスタイルプロジェクト研究資 料 2	2005. 3
香月敏孝	野菜作農業の展開過程 産地形成から再編へ	農林水産政策研究叢書 6	2005. 3
香月敏孝	野菜産地の再編過程 果菜類を中心に	農林水産政策研究所レビュー 15	2005. 3
河原昌一郎	中国における農村金融の展開と農村信用社 の組織的性格(上)	農林水産政策研究 8	2005. 3
木下順子(共著)	アジア経済連携の進展と生乳需給への影響	平成 16 年度畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業報告書(農畜産業振興機構)	2005. 3
木下順子(共著)	食品安全性に対する消費者不安が農産物需給 と生産構造に及ぼす影響評価 酪農におけ る乳量増加ホルモン剤 rbST 認可の事例	平成 15 16 年度科学研究費補助金研究成果報告書	2005. 3
櫻井武司 (共著)	Declines in the collective management of tank irrigation and their impact on income distribution and poverty in Tamil Nadu, India	国際開発戦略ディスカッション・ペ ーパー(国際開発高等教育機構)5	2004. 8
櫻井武司 (共著)	サヘル農家の脆弱性と土壌劣化の関係解明 および政策支援の考察	地球環境研究総合推進費平成 15 年度研究成果 中間成果報告集 (環境省地球環境局研究調査室)5	2005. 2
櫻井武司(共著)	Capacity Utilization of the Rice Milling Industry and Interlinkage in the Rice Market in Ghana	Japanese Journal of Rural Economics 7	2005. 3
櫻井武司 (共著)	Farmers' climate risk management and household vulnerability in the dry savannah of West Africa: A case study in Southern Mali	Journal of Agricultural Meteorology 60 (5)	2005. 3
櫻井武司 (共著)	Improved seeding strategies in response to variability in the start of the rainy season in Mali, West Africa	Journal of Agricultural Meteorology 60 (5)	2005. 3
櫻井武司	アフリカにおける「緑の革命」の可能性	アフリカ経済実証分析 (アジア経済 研究所研究双書 543)	2005. 3
櫻井武司	西アフリカにおける低湿地の土地所有制度 と水管理技術への投資	農業経済研究 76 (4)	2005. 3

 研 究 員 名	表題	発表誌,巻・号	発表年月
佐々木宏樹	滋賀県環境農業直接支払い政策における意 識構造分析 WTPを含んだ共分散構造モ デルの適用	農村計画学会誌 23 (4)	2005. 3
清水純一	農産物貿易のカギ握る主要国・地域 ブラ ジル編	ニューカントリー 52 (1)	2005. 1
清水純一	ブラジル砂糖産業の展開	平成 16 年度海外情報分析米州地域食料 農業情報調査分析検討事業実施報告書 (国際農林業協力・交流協会)	2005. 3
鈴木由紀	食料の安全・安心と環境意識,トレーサビリティに関するインターネット調査と定量分析	危機管理プロジェクト研究資料 2	2005. 3
鈴村源太郎	経営改善に資する情報機器の活用状況及び 経営管理に係る意向調査結果	平成 16 年度経営情報総合調査分析 事業報告書(全国農業会議所)	2005. 3
高橋義文	発展途上地域における農業活動の持続可能性に関する研究 Ecological Footprintと Emergy FlowModel による分析	北海道大学大学院農学研究科邦文紀 要 27 (1)	2005. 3
立川雅司	海外における遺伝子組換え作物生産の現状	農業および園芸 80 (1)	2005. 1
立川雅司	遺伝子組換え作物をめぐる米国と EU の最新動向	デーリィマン 55 (2)	2005. 2
立川雅司	欧州における遺伝子組換え政策の動向 英 国および欧州委員会の動きを中心に	農林水産政策研究 8	2005. 3
田中淳志	治水・利水の歴史と意味の考察	水利科学 48 (6)	2005. 2
西尾 健	遺伝子組換え作物は救世主か破壊者か	新農林技術新聞 1695	2005. 1
西尾 健	山を降りるクマと遺伝子組み換え作物	 千代田フォーラム文集 12	2005. 1
橋詰 登	担い手農家の将来展望 政策効果を加味した予測モデルによる推計	農林水産政策研究所レビュー 15	2005. 3
林 岳・高橋義文 (他共著)	メゾ環境会計による地域農林業の持続可能 性の評価	『物質フロー分析・産業連関分析・環境会計』連続ワークショップ WS-C 環境会計のミクロ・メゾ・マクロ統合	2005. 2
林 岳(共著)	Evaluation of the recycling of biomass resources by using the Waste Account	地域学研究 34(3)	2005. 3
林 岳・久保香代 子・合田素行	有機性資源循環利用システムの評価におけ る勘定体系の適用	農業および園芸 80 (4)	2005. 3
藤岡典夫	遺伝子組換え作物をめぐる WTO 紛争の注 目点	農林経済 9686	2005. 3
藤岡典夫	予防原則の意義	農林水産政策研究 8	2005. 3
柳 京熙(共著)	韓国の「水田農業直接支払い」制度に関する一考察 農業者アンケート調査の検討を中心に	農経論叢(北海道大学農学部) 61	2005. 3
渡部岳陽	(書評)安藤光義著『構造政策の理念と現実』	歴史と経済 186	2005. 1
渡部岳陽	(書評)田代洋一編『日本農業の主体形成』	農業経済研究 76 (4)	2005. 3

【口頭発表および講演】

講演者	演題	講演会名	発表年月日
岡江恭史	Tinh hinh thuc hien chinh sach tin dung ngan hang o lang xa Dong bang song Hong (紅河 デルタ農村における銀行貸付政策の実施状況)	VDF workshop (Vietnam Development Forum)	2005. 1. 4
河原昌一郎	中国の農村金融の展開と現状	平成 16 年度農水産業協同組合貯金 保険機構職員研修	2005. 3. 8
河原昌一郎	農業組織化と市場安定化のための政策効果 分析	中国食料変動プロ社会経済分野ワー クショップ(JIRCAS)	2005. 3.28
櫻井武司	サヘル農民の脆弱性と復元力について コートジボワール危機のインパクトの測定	レジリアンス・インキュベーション セミナー (総合地球環境学研究所)	2005. 2.14
田中淳志 ほか	「魚のゆりかご水田プロジェクト」による多 面的機能の評価とその可能性 ニゴロブナ からの考察	環境保全と地域の再生(滋賀大学環 境総合研究センター公開研究会)	2005. 3.24
千葉 修	農協青年・女性組織の比較検討	日本協同組合学会第 24 回大会個別 報告	2004.10.17
樋口倫生	アメリカのデータの予備的考察	牛の月齢判別に関する検討会・非公 式会合 (農林水産省・厚生労働省)	2005. 2. 1
山本昭夫	生物資源の国境間移転をめぐる問題	科学技術政策研究所	2005. 1. 5
吉井邦恒 ほか	農林水産省の政策評価と体系化 現状と問 題点	政策評価と予算制度に関するワーク ショップ(政策研究大学院大学)	2005. 3.12
吉井邦恒	新たな経営安定対策について アメリカ・ カナダを事例として	新たな経営安定対策に関する研究会 (北海道十勝支庁)	2005. 3.16
吉井邦恒	新たな経営安定対策について 直接支払い と変動緩和型対策	日本型直接支払いに関する研究会 (北海道庁)	2005. 3.17

職員名簿

(平成17年4月1日現在)

			-	平成17年4月	
所属	氏	名	所 属	氏	名
所 長 次 長		健晶 三	評価・食料政策部 部 長	藥師寺	哲郎
政策研究調整官 " "		修 正 入 清 史	政策評価研究室長 (兼環境省自然環境局野生生物課)	吉 井 勝 又 田 中	邦 恒 健太郎 淳 志
" (兼大臣官房国際部国際調整課)		昭彦	環境評価研究室長	合 田林	素 行 岳
政策研究調査官		健一		佐々木	宏樹
" (并上下京中国晚初园晚校这部)	平 形 竹 内	和 世 学	食料需給研究室長 主任研究官	伊藤高橋	順 一 祐一郎
" (兼大臣官房国際部国際経済課) "		孝一	主任研究官	鬼木	俊 次
" (兼)		信憲		本間	孝弥
企画連絡室			食料消費研究室長	市田	知 子
室長		泰治	主 任 研 究 官	木下	順子
企 画 科 長		智昭	_ 10 > / /	佐藤	京子
贝克六法利目	-	賢治	フードシステム研究室長	藤岡高橋	典 夫克 也
研 究 交 流 科 長 研究情報開発科長	-	安 利 荘太朗	主任研究官任期付研究員	髙橋	克 也倫 生
主任研究官		雅司	地域振興政策部	1/02 11	IIII
図書課長	守岩	保	部長	香月	敏 孝
司書専門官		政 男	経営構造研究室長	松久	勉
司書専門官(広報課勤務)		雪江		鈴 村	源太郎
管 理 係 長		清弘		渡 部	岳陽
田木 勘 供 戊 目		雪子	社会構造研究室長	相川	良彦
調 査 整 備 係 長 広 報 課 長	-	知 明 忠 志	主 任 研 究 官 地域経済研究室長	江 川 小 林	章 茂 典
広報 係長		心 心 政 彦	主任研究官	橋詰	及 登
IA TX IN X		聡 志	地域資源研究室長	足立	恭一郎
		舞子		藤榮	剛
研修課長総務部	宮前	正義	任期付研究員国際政策部	髙橋	義文
部長		秀治	部長	渡部	靖夫
庶務課長		基喜	国際関係研究室長	河原	昌一郎
課 長 補 佐 庶務第1係長		昌 浩 善 行	主任研究官	明石福田	光一郎 竜 一
<i>流 物 为</i> 1 凉 夜		直美	ヨーロッパ研究室長	上林	电 篤 幸
		直人	主任研究官	須田	文明
庶務第2係長		泰子		川崎	賢太郎
人事厚生係長		修央	アメリカオセアニア研究室長	清 水	純 一
A +1 += =		祐介	主任研究官	小泉	達治
会計課長		富美子	アジアアフリカ研究室長	會田	陽久
課 長 補 佐 主 計 係 長		茂 樹 英 樹	主任研究官	櫻 井岡 江	武司恭史
去 計 係 長 会 計 係 長		央 三男也	 派遣職員(FAO)	吉永	恭 建 治
公司 原 区		ー プロ 幸 子	特別研究員	小島	泰友
用度係長	吉 﨑	公二香織	特別研究員外国人特別研究員		いづみ
	~= II	III WEW	~ 1 H/ \ 13/13 W 1 / L 7	1/6 /3	



農林水産政策研究所 最近の刊行物

農林水産政策研究

第7号(2004.12)

中山間地域における農業集落の存続要件に関する分析	橋詰	登
農業所得税申告書の利用可能性に関する一考察	恒川	磯雄
中国の食糧政策の動向	河原昌	一郎

第8号(2005.3)

中国における農村金融の展開と農村信用社の組織的性格 (上)	河原昌	一郎
予防原則の意義	藤岡	典夫
欧州における遺伝子組換え政策の動向	立川	雅司

農林水産政策研究叢書

第6号(2005.3)

野菜作農業の展開過程 香月 敏孝

農林水産政策研究成果情報

No.3 (平成 15 年度, 2004.6)

農林水産政策研究所年報 平成 15 年度 (2004.7)

PRIMAFF Annual Report 2003 (2004.12)

ライフスタイルプロジェクト研究資料

第2号(2005.3) 公的機関の定住対策とIターン者の実態 島根県のケーススタディ

第3号(2005.6) 農業者意識の国際比較調査 日本,韓国,イギリス

危機管理プロジェクト研究資料

第1号(2004.6) 食料・農業の危機管理に関する社会科学的アプローチ

第2号(2005.3) 食料の安全・安心と環境意識,トレーサビリティに関するインターネット調査と定量分析

行政対応特別研究 (FTA・WTO) プロジェクト研究資料

第1号(2004.10)

平成17 (2005)年6月30日 印刷・発行

農林水産政策研究所レビュー No.16

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒114-0024 東京都北区西ヶ原2丁目2-1 電話 東 京 (03) 3910-3946 FAX 東 京 (03) 3940-0232 ホームページアドレス http://www.primaff.affrc.go.jp/

印刷・製本 株式会社 高山